模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告

２０１５年６月

政府模倣品・海賊版対策総合窓口

はじめに

（総合窓口の設置の経緯と概要）

「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」は、2004 年 8 月に、企業等からの要望を受けて経済産業省　製造産業局　模倣品対策・通商室に、政府の一元的な相談窓口が設置され、相談業務をスタートさせました。政府総合窓口では、権利者や企業等からの相談や申立に対し、関係省庁と連携をとりつつ、丁寧かつ迅速な対応に努めています。

また、2005 年 4 月からは、相談窓口における業務の一環として、外国における制度や運用に問題があって、日本企業の知的財産権が適切に保護されていない場合、企業・団体等からの申立てを受けて侵害状況調査等を実施し、必要に応じて、政府間協議や国際的な枠組みを活用することによって問題の解決を図る「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」の運用が行われています。

（近年の模倣品・海賊版を巡る状況）

近年の模倣品・海賊版を巡る状況は、一部改善の兆しもみられるものの、依然として中国を始め世界中で被害が発生していますが、模倣品・海賊版の撲滅に向けた国際的な枠組みや、各国の知財関連の制度整備が進展し、被害発生国における知財保護意識や、取締当局の執行能力の向上も図られてきています。

しかしながら一方で、模倣品・海賊版による被害は、法の目や取締当局の監視の目をかいくぐるように、一層巧妙化、悪質化しており、侵害行為を何度も繰り返す再犯も後を絶たない状況にあります。さらには、インターネットの世界的な普及と電子商取引の発展に伴い、模倣品・海賊版被害は、インターネット上でも急速に拡大している状況にあります。

このように、模倣品・海賊版はリアルマーケットに加えて、インターネット上でも世界規模で流通しており、大きな問題となっています。この模倣品・海賊版の氾濫を放置すれば、本来、権利者が得るべき利益が剥奪され、また、企業が長年の信頼と努力によって培った企業のブランドイメージを悪化させます。さらには、イノベーションを創造する企業の多大な努力の上に、何も努力しない第三者が、「ただ乗り」する模倣品・海賊版行為を見過ごせば、企業のイノベーションと知的財産の創造意欲を減退させることにもつながり、経済社会の発展にとっても大きな害を及ぼします。また、粗悪で品質の劣る模倣品が出回ることで、消費者の健康や安全を脅かすことにもつながります。

こうした中で、2009 年に、世界最大の模倣被害の発生国である中国と、日本政府との間で、知財保護に関する 4 つの覚書が交換され、知財保護の協力と交流関係の強化が図られました。2010 年以降、当該覚書に基づいて、中国政府機関との間で具体的な取組がスタートしています。また、2012 年 10 月には我が国は「偽造品の取引の防止に関する協定」（ACTA）の最初の締約国となり、模倣品対策等の実効性を高めるため新たな国際スタンダードとなることが期待されています。

（本報告書について）

2005 年 6 月 10 日に、知的財産戦略本部で決定された「知的財産推進計画 2005」において、政府模倣品・海賊版対策総合窓口に関する年次報告書を作成することが明記されました。本報告書は、2014 年の政府総合窓口の業務内容を取りまとめ、報告するものです。

目　次

【本編】　「政府模倣品・海賊版対策総合窓口の業務報告」

１．相談業務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
２．海外侵害状況調査制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
３．情報提供の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

【別添】　「模倣品・海賊版問題の現状」

第１章　模倣品・海賊版による被害の状況
１．模倣品・海賊版被害の概観・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
２．中国の模倣品・海賊版被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
３．インターネット上の模倣品・海賊版被害の状況・・・・・・・・・・・・・・・１９
第２章　日本政府・産業界の取組
１．日本政府の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
２．日本産業界の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
第３章　海外の動向
１．米欧の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
２．中国政府の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
３．その他の国・地域の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６

【参考資料】

参考資料１　知的財産権推進計画２０１４（関連部分抜粋）
参考資料２　第３回日中知財ＷＧ合意議事録
参考資料３　「知的財産に関する特別世論調査」の概要
参考資料４　中小企業等海外侵害対策支援事業の概要（模倣品対策支援事業）
参考資料５　中国商標法改正の概要
参考資料６　国家工商行政管理総局令第６０号　インターネット取引管理弁法
参考資料７　「知的財産権侵害と模倣・粗悪品の製造・販売に対する摘発の更なる徹底に関する国務院の意見」を徹底的に実行するための役割分担に関する国務院弁公室の通知

２０１４年、２０１５年の模倣品・海賊版対策に関する主要動向

【本編】

政府模倣品・海賊版対策総合窓口の業務報告

政府総合窓口の業務報告

１．相談業務の状況

（1）政府総合窓口の相談受付状況

①受付件数の推移

政府総合窓口では、2004 年 8 月に窓口が設置されて以来、2014 年末までに合計 9,635 件の相談や情報提供等を受け付けました。

受付方法は、電子メールでの受付が、電話や面談での受付を大きく上回り、全体の 89.8%に上っています**(図表1)**。

図表 1　受付方法の内訳

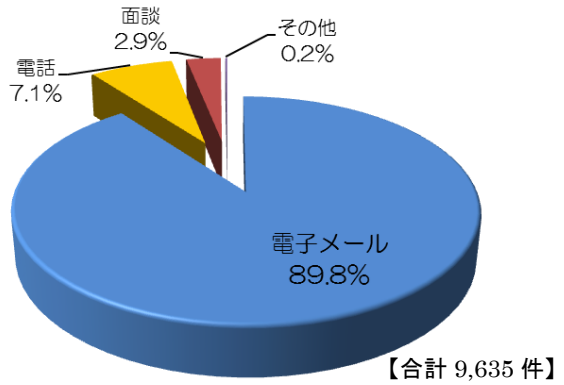

（注）「その他」は、郵送等で持ち込まれた件数

2014 年の受付件数は、2013 年に比べてやや増加し、1,594 件となりました。また、2014 年に受け付けた相談件数は、過去最高の 302 件となりました **(図表 2)**。

図表 2　受付件数の推移

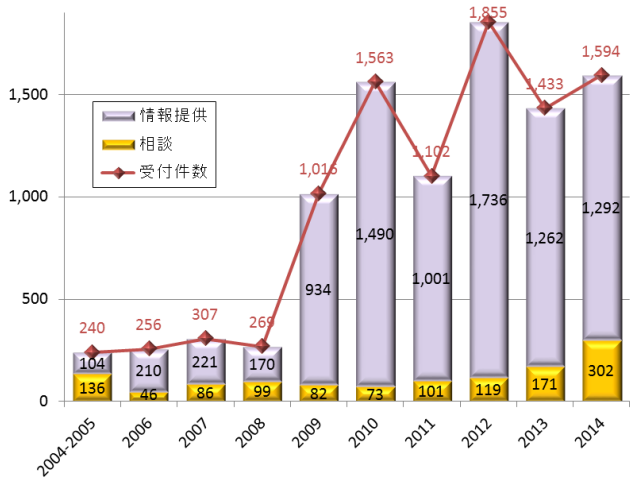

この 302 件について分析したところ、被害を受けた権利者からの相談は 144 件、模倣品等を購入してしまった消費者からの相談は 38 件、第三者の権利を侵害してしまったという相談は 17 件、その他の相談は 103 件でした。

②インターネット取引関連の相談・情報提供

2014 年に受け付けた 1,594 件のうち、インターネット取引に関連する相談・情報提供が 1,310 件と全体の約 82%を超えました**(図表3)**。

図表 3　インターネット取引関連の相談・情報提供の推移

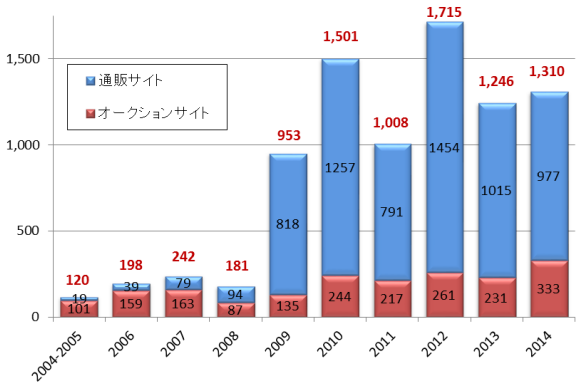

2009 年以降、知的財産権を侵害しているとする通販サイトに関する情報提供が一般の消費者から数多く寄せられています。現在、模倣品・海賊版等の不正商品を巡る消費者取引に関する相談を受け付けている各都道府県の消費生活センター等から紹介され、当窓口あてに侵害サイトに関する情報を提供される消費者も後を絶たず、当窓口への情報提供の大半となっています。

（2）国・地域別の相談件数

2004 年～2014 年の間に受け付けた相談案件 1,215 件のうち、模倣品の製造国が判明しているものが 516 件ありましたが、このうち中国（香港を含む。）に関する相談案件が全体の 6 割以上を占めています。

次に、日本国内での案件に係る相談が多く、台湾、韓国が続きます**(図表4)**。

図表 4　模倣品の製造国が判明している相談案件の割合

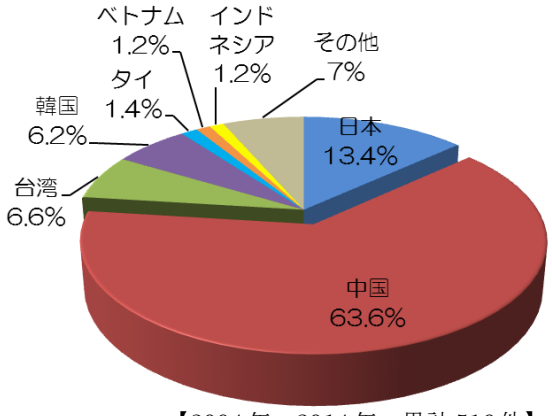

【2004 年～2014 年　累計 516 件】

（3）知的財産権別の相談件数

2004 年～2014 年に受け付けた相談案件 1,215 件のうち、対象となる知的財産権の内容が明らかなものが 1,070 件ありました。

権利別の内訳をみると、「商標権」が全体の 41.6%と最も多く、次いで、「著作権（19.2%）」、「不正競争（17.9%）」、「特許権（12.0%）」、「意匠権（7.2%）」の順となっています**(図表5)**。

図表 5　知的財産権・関連法令別の相談案件の割合

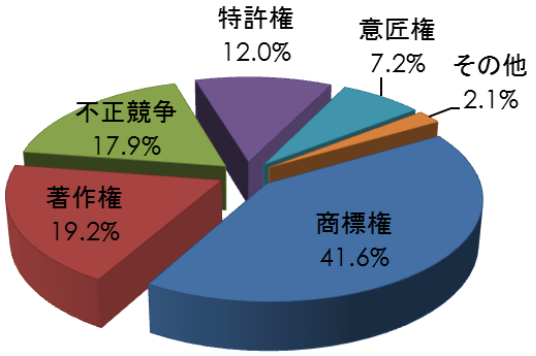

【2004 年～2014 年　累計 1,070 件】

（4）商品分野別の相談件数

2004 年～2014 年に受け付けた相談案件 1,215 件のうち、対象となる商品の種別を明らかにした相談案件についてみると、「雑貨」が全体の 38.8%と最も多く、「電子・電気機器（20.6%）」「繊維（8.8%）」、「一般機械・産業機械（8.2%）」、がこれに続いています。その他、幅広い日本の商品分野で模倣被害が発生しています**(図表6)**。

図表 6　商品分野別の相談案件の割合

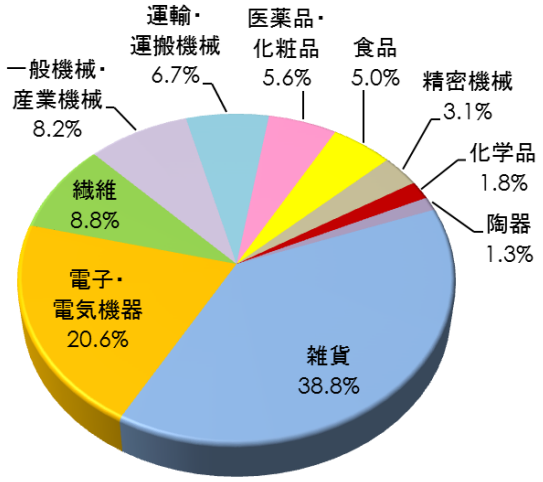

【2004 年～2014 年　累計 897 件】

（5）政府総合窓口以外での相談件数

① 関係省庁

総合窓口以外に、関係省庁でも直接所掌に係る相談を受け付けています。

2014 年は、各国の在外公館に知的財産担当官を置く外務省で 234 件[1]、産業財産権を所管する特許庁で 55 件、育成者権の相談を受け付けている農林水産省で 6 件の相談を受け付けました。

②独立行政法人日本貿易振興機構

(独)日本貿易振興機構（JETRO）では、2014 年に 1,381 件の知的財産権に係る相談を受理しました。

内訳は、東京（本部）（945 件）で受理した相談が最も多く、上海事務所（154 件）、北京事務所（128 件）、ソウル事務所（61 件）、ニューデリー事務所（43 件）が続きます**(図表 7)**。

図表 7　JETRO の相談受理件数（2014 年）

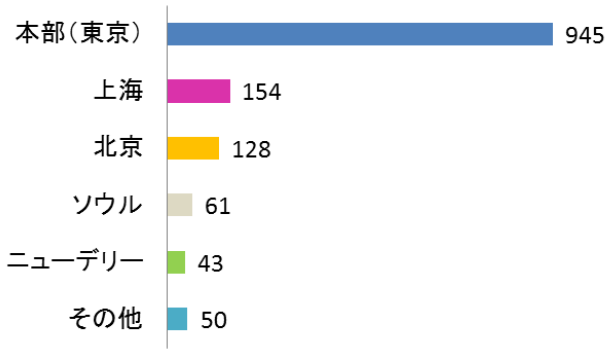

【全 1,381 件】

[1] 2014 年度（2014 年 4 月～2015 年 3 月）の集計値。

③外国産業財産権侵害対策等支援事業

（製造国及び流通国の双方が日本の場合を除く）

特許庁からの委託により、侵害対策等に係る相談事業を行っている(一社)発明推進協会が、2014年度に産業財産権侵害に係る相談を受け付けた件数は166件（対前年度比24%減）でした。

（6）具体的な相談対応

模倣品・海賊版に関する相談は、被害の状況や権利の種類等を考慮しつつ、関係省庁と連携を取って、相談者に助言等を行っています。具体的な相談内容としては、訴訟等の法的な問題の確認や、輸入差止等の措置の申請先、無料相談が可能な専門組織の紹介が多いのですが、過去の相談案件の中には、次のような事例もありました。

【事例１】中国における悪意のある商標登録出願に関する相談事例及び対応

日本企業（権利者）が、中国において登録している商標について、悪意を持って類似の商標出願を行う者が多く存在し、これらの者による出願商標が、中国当局の審査を通過して公告された場合には、それを取り消すため権利者が個別に異議申立て等を行う必要があるなど、権利者に大きな負担が発生していました。この問題については、特定の権利者からではなく、多くの権利者から相談が寄せられていました。

このため、日中間のみの特例的制度として、中国において商標法を所管している国家工商行政管理総局あてに情報提供を行い、公告前の審査段階で適正に判断がなされるよう働きかけています。その結果、悪意ある出願が拒絶されることにより、異議申立て等商標紛争の未然防止につながっています。

2010年4月以降2015年4月末現在で、計２５２件の公告前の類似商標出願案件について情報提供を行いました。

【事例２】中国の模倣品業者に対する刑事訴追に関する相談事例

電気機器業界Ａ社から、同社が中国において権利を所有している商標を模倣した模倣ランプの製造業者に対する刑事訴追についての相談が寄せられました。

模倣品業者は、すでに中国の地方公安局により摘発を受け、多数の模倣ランプが押収され、送検されているとのことでした。しかしながら、模倣品業者が「シンガポールの会社からライセンスを受けていたので模倣になるとは思っていなかった」と主張したため、地方検察院が刑事起訴を断念したとのことでした。

以上の状況を踏まえ、Ａ社から詳細な情報を聞き取った上で、上位の検察院に対し、被疑者の供述を安易に信じることなく、事案全体の状況から適切に事案を処理するよう働きかけました。その結果、当該模倣品業者は刑事起訴され、有罪判決を受け、Ａ社にとっても満足する結果となりました。

【事例３】中国の意匠権侵害業者に対する民事訴訟に関する相談事例

製造業者のＸ社から、同社が中国において権利を所有している意匠を模倣した製品（以下「最終製品」）にのみ使用される部品を製造していた者（以下「部品業者」）に対する民事訴訟についての相談が寄せられました。

一審では、部品業者による直接侵害はもとより、最終製品の販売等に関する幇助・教唆、及び間接侵害のいずれも認められず請求が棄却されたのですが、その結論の不当性及びその悪影響の重大性に鑑み、対応を検討致しました。具体的にはＸ社から詳細な情報を聞き取った上で、その控訴審に対し、論点を整理し直接侵害、幇助・教唆、及び間接侵害いずれもが十分成立すると思われる趣旨のレターを発出し、適切に事案を処理するよう働きかけました。

その結果、控訴審に於いて部品業者に対する請求が認められ、Ｘ社にとっても満足する結果となりました。

２．海外侵害状況調査制度について

（１）制度概要

海外侵害状況調査制度は、2004 年 12 月、模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議において創設が決定された政府模倣品・海賊版対策総合窓口の機能の一つであり、外国政府の制度や運用面に問題があり、日本企業の知的財産権が適切に保護されていない場合に、民間企業・団体等からの申立てを受けて侵害相手国の制度等を調査し、必要に応じて政府間協議や WTO などの国際的な枠組みを活用して問題の解決を図る制度です。

＜制度の流れ＞
○申立てができるのは、日本国内の企業、団体等で、侵害に関する必要な証拠を示して申立て
○政府模倣品・海賊版対策総合窓口が申立先
○政府は、調査を実施するか否かの決定を原則 45 日以内に行い、調査を実施する場合は、その調査結果を原則 6 ヶ月以内に申立者に回答
○調査の結果、問題があると判断された場合は、二国間協議等の問題解決に向けた取組を実施

（２）これまでの申立ての状況

①香港における商号登記の問題

2005 年 4 月、(社)電子情報技術産業協会(JEITA)から次の内容の申立てがありました。

世界的に著名な日本の電機メーカー6 社の商標と同一又は類似の商号が、香港において無断で登記され、第三者の商号の一部として使用されるとともに、登記された商号が中国で生産・販売されている部品に使用される被害が生じていました。しかしながら、香港の法制度では、商標権者である日本の電機メーカーが商号を抹消・変更する手段がありませんでした。

第三者が無断で著名な登録商標や商号と類似した商号が登記された場合、商標権者等は、商号登記の抹消を求める裁判を提訴し、裁判に勝訴しても、香港の法律上は、勝訴の判決に基づいてその商号を登記簿から抹消する権限が企業登記所に認められておらず、登記者（被告）が判決を履行しない限り、商標権者等が自ら商号を抹消することができませんでした。

2005 年 5 月、日本政府は、JEITA からの申立てに基づき、香港特別行政区政府（以下「香港政府」）の制度・運用の実態調査を開始し、同年 10 月、「商標又は商号の無断使用に関する救済措置が不十分であり、申立人の知的財産権の利益保護に関して香港の制度・運用等の対応に問題があると判断する」旨、申立者に回答しました。

また、その後、日本政府は、香港政府と 4 回に渡り協議を実施し、香港政府に対して制度・運用の見直しの要請を続けてきました。

こうした取組によって、香港政府は、2007 年から会社法の全面改正作業に着手し、我が国の要請に沿った形で、2011 年 7 月、会社法が改正されました（施行は同年 12 月）。

香港で登記され中国で不正使用されている我が国企業の商号

（正当な商号の例）
松下電器国際物流(香港)有限公司
（不正使用の例）
松下電業(香港)國際集團有限公司

②トルコにおける商標権侵害に係る刑事裁判の問題

2010 年 2 月、(社)電子情報技術産業協会(JEITA)から次の内容の申立てがありました。

トルコで、世界的に著名な登録商標が侵害され、かつ改正商標法施行（2009 年 1 月 28 日）以前に行われた商標権侵害行為に係る刑事裁判において無罪が言い渡されるケースが続出しており、その中には捜査段階で押収した権利侵害品を侵害者に対して返還する旨の判決が言い渡されるケースもありました。

2010 年 6 月、日本政府は、JEITA からの申立てに基づき、トルコ政府の制度・運用の実態調査等を開始しました。

同年 11 月には、日本、米国、欧州が共同でトルコ政府に対し、本件の早期対応を求めました。

また、2012 年 2 月には WTO の貿易政策検討機関（TPRB）対トルコ審査会合において改正商標法の早期成立を要請し、2012 年 7 月には第 1 回日トルコ貿易・投資サミットの場において、枝野経済産業大臣が、チャーラヤン・トルコ経済大臣に対し、商標法改正案の早期成立を期待する旨発言しました。さらに、2013 年 6 月には、トルコにおいて関連政府機関（国会、司法省、特許庁、

最高検察院等）を訪問し、直接早期成立を促すなど、日本政府として様々な場を活用しつつ、本件の早期対応の要請を継続しております。

③マレーシアにおける著作権侵害製品への正規版ホログラムシール貼付の問題

2011 年 7 月、(一社)日本動画協会（AJA）及び(一社)日本映像ソフト協会（JVA）から次の内容の申立てがありました。

日本の映像作品の海賊版 DVD がマレーシア国内において多数販売されているが、その海賊版 DVD の中には、マレーシアの「2010 年取引表示（オプティカルディスクラベル）命令」に基づき、正規版を示すホログラムシールが貼付されているため、あたかも正規品であるかのごとく国内外の消費者に誤解を与えているというものです。

2011 年 8 月、日本政府は、AJA 及び JVA からの申立てに基づき、マレーシア政府の制度・運用の実態及び被害の状況についての調査を開始しました。

当該調査の結果、日本政府はマレーシアにおける制度の運用に問題があると判断し、2012 年 2 月に、AJA 及び JVA に対し調査結果の回答を行いました。

調査結果を踏まえ、日本政府は 2012 年 4 月、2012 年 6 月、2013 年 6 月、2014 年 2 月の 4 回にわたりマレーシア政府との協議を実施し、マレーシア政府はホログラムシールの許可情報をインターネット上で公開するようになりました。その結果、権利者は容易に不正な許可情報を把握することができるようになり、刑事告発することが可能な状況となりました。

本制度の枠組による対応は以上で終了としますが、本制度による対応終了後も、必要に応じて AJA 及び JVA と連携してまいります。

マレーシアで流通している海賊版 DVD の例

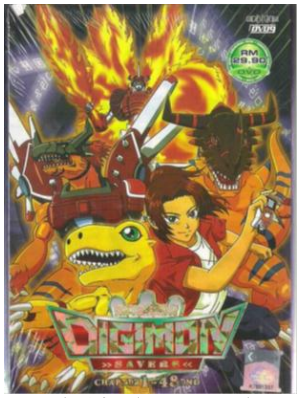

海賊版（マレーシア）

正規版（日本）

３．情報提供の取組

政府模倣品・海賊版対策総合窓口では、幅広く情報提供できるよう、インターネット上に、政府模倣品・海賊版対策総合窓口のホームページを設置し、最新の関連ニュースをはじめとして情報提供しております。

一般的に、自社製品の模倣品が発見されて初めて、模倣品・海賊版問題に関心を持つ企業が多いことから、こうした企業・権利者の視点に立って、ホームページでは総合窓口に寄せられた相談事例や、企業・権利者が被害に遭わないための基本方策、被害を被った場合の基本対応などを紹介しています。

また、救済の手続や税関での差止めの方法、関連する相談窓口の紹介など、模倣品被害にあった際に必要となる情報や、ますます巧妙化する模倣手口に対して、より実効的・効率的な対策を模索している企業や団体における取組の事例集**(図表 8)**も掲載しています。

さらに、国・地域毎の法令や救済措置など、模倣品・海賊版対策に関する具体的な情報を取りまとめた特許庁の模倣対策マニュアルや文化庁の著作権侵害対策ハンドブックなどへのリンクを設け、ホームページ利用者が参考とする資料を速やかに収集できるようにしています。

前述２．の海外侵害状況調査制度（いわゆる「協議申立制度」）についても、手続や処理の流れ等をわかりやすく記載しています。

図表 8　模倣品・海賊版対策事例集

事例集作成の背景・目的

・日本企業の模倣品・海賊版被害は中国をはじめとする世界の広い地域で発生し、模倣事業者の手口も益々巧妙化している。こうした状況下で、多くの日本企業が試行錯誤をしながら模倣品対策の経験値を高めている。
・一方で、初めて被害に直面した企業、特に中小企業などでは知識・マンパワーの不足やコスト面などの理由から対策に手が回っていない、或いは、問題に関する関心が低いために被害があることすら把握していない企業も依然として少なくない状況である。
・本事例集は、このような現状認識に基づき、30以上の企業等にヒアリングを実施し、実例（模倣対策の経験）に基づく対策のポイントなどを実務的に解説することで、模倣品・海賊版問題に直面する我が国企業の効果的な対策を促進することを目的としている。

想定している事例集の読み手
～比較的簡単に取り組める事例から、高度で複雑な事例まで幅広い事例を掲載～

「既に取組んでいる企業で実効性や効率性の観点から更なる改善を図りたい企業」
　にとどまらず、
「模倣被害に初めて直面し対策が必要なもののどう対策してよいか分からない企業」
「模倣品対策は訴訟などの面倒かつ費用がかかる対策が必要とためらっている企業」
「事業の国際展開を考えているものの知的財産戦略はこれからという企業」
　など幅広いユーザーを想定

事例集の特徴

【特徴1】先進企業のみならず、中小企業等が読んでも"やる気"になる！
　経験豊富な大企業の最先端の徹底した取組事例のみならず、中小企業や模倣品対策の経験が豊富では　無い企業でも取組が容易な事例も掲載。
【特徴2】実際に成果の上がった事例を中心に構成。成果・効果も明示！
　模倣品対策に取り組む企業の経験の中から成果の上がった事例を中心に構成。また、対策で実現できた効果もわかりやすく説明。
【特徴3】対策に係る背景・事情、対策のきっかけやポイントを説明！
　事例集の読み手の具体的なアクションにつながるように、対策ステップを明示したり、問題の構図やどのような商品特性・事業特性があったのかをわかりやすく説明。

模倣対策の分類

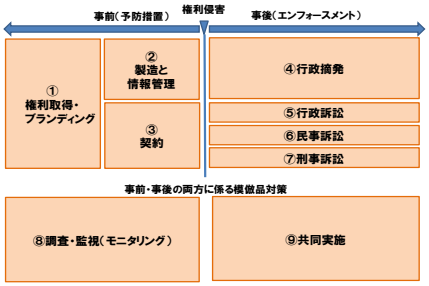

事例集掲載事例

模倣品を見つけてみよう	No.1：全社モニタリングを実施⑧　　赤字：基本事例 No.2：展示会で、模倣品の監視・摘発を実施④⑧
模倣品に対する意識を高めよう	No.3：顧客の意識向上のための働きかけ①⑧ No.4：模倣品を扱っていた顧客を啓発して売り込みを実施①⑧ No.5：中国等での"展示会"を活用して、業界の姿勢を効率的にPR①③ No.6：現地メディアと連携して大規模摘発の報道で効果的な啓発活動を実現① No.7：公開処分で模倣品事業者への見せしめ効果と一般消費者啓発①④⑧ No.8：行政機関との信頼関係構築で公開で模倣品の処分を実施①④⑤
模倣品を予防しよう	No.9：ホログラムシール貼付により、税関での嫌疑品発見率向上④ No.10：業界団体発行のマークの商標権を利用した海賊版対策①③ No.11：OEM製造工場からの横流しを防止（部品も含めた数量管理の徹底）②⑤ No.12：偽造防止策を複合的に施すことで真贋判定を容易にする①⑧ No.13：事業範囲を超えて先回りして権利取得し冒認登録を防ぐ①⑤ No.14：主要商標は全類出願①
関係行政機関と連携しよう	No.15：税関訪問での関係性を強化で差止め件数増⑧ No.16：外資系企業との連携④⑧ No.17：行政機関（税関等）を対象に表彰活動等を実施④ No.18：裁判所が地域業者を傍聴に招き啓発活動の一端を担ってくれた事例①⑥
調査会社を使ってみよう	No.19：調査会社へのインセンティブ設計③⑧⑧ No.20：地域ごとに特色を持つ調査会社への包括委託③⑤ No.21：玉石混交の調査会社の良し悪しを見分ける調査⑧ No.22：調査会社との年間一括契約で状況変化等を正確に把握③⑧ No.23：模倣品対策をグローバルな視点でとらえ模倣品流通の源流を叩く⑧ No.24：調査により模倣品流通ネットワーク図を解明、キーの流通事業者を特定④⑧
模倣品業者を摘発しよう	No.25：「地方保護主義」回避のため大都市圏で提訴⑥⑧ No.26：行政摘発の「処罰決定書」を民事訴訟で活用④⑥ No.27：「量から質へ」案件を"刑事訴訟まで持ち込める案件"に限定⑦⑧⑨ No.28：流通事業者のみを対象とすることで市場から模倣品を駆逐④⑤ No.29：個人輸入の模倣品対策は、規模の大きな税関を定期的に訪問して実施④⑧ No.30：刻印されたマークに着目して模倣品のパターンを分析④ No.31：著作権活用により、キャラクターを保護⑥ No.32：インターネットサイトでの削除依頼のみならず、追求・特定して摘発④⑥⑦⑧ No.33：インターネット上での模倣品販売事業者への基本的な対抗策⑧ No.34：インターネット模倣品販売事業者の決済口座を凍結⑧ No.35：税関の差止情報を分析して模倣品関連事業者を分類、悪質事業者の絞込み⑧
企業間で情報共有・共同摘発をしよう	No.36：取引先顧客と"縦の連携"で情報共有・共同摘発④⑨ No.37：業界横断的に模倣品対策情報共有のためのポータルサイト①⑧⑨ No.38：個社の情報を権利者団体に集約して迅速な対応を可能に④⑧⑨ No.39：業界団体内の有志企業で共同摘発を実施⑦⑨ No.40：欧米企業等との共同摘発に参加④⑦⑨
模倣品対策の戦略を立てよう	No.41：戦略策定から権利取得、民事訴訟まで一貫した対応をとる①③⑤⑥⑧ No.42：権利取得に関する協議をおこなう行う社内体制を構築① No.43：知的財産の保護とライセンスの組み合わせ活用に関する戦略をもとに対策実施①③⑧

ホームページへの掲載

事例集は、「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」ホームページ
（http://www.meti.go.jp/policy/ipr/）からダウンロードいただけます。

別添

模倣品・海賊版問題の現状

第1章　模倣品・海賊版による被害の状況

1．模倣品・海賊版被害の概観

（1）模倣品･海賊版の被害状況

模倣被害を受けた日本企業の割合（模倣被害率）は、2013 年度は前年度の模倣被害率から 0.2 ポイント増加し、22.0%となりました。また、模倣被害社数も、2013 年度の模倣被害を受けた企業の数は 948 社となり、模倣被害率とともに前年度に比して微増との結果となりました**(図表1)**。

図表 1　模倣被害社数と模倣被害率の推移

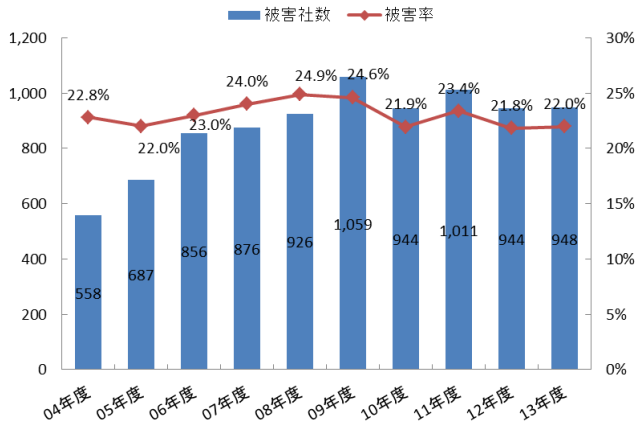

（出典）特許庁「2014 年度模倣被害調査報告書」
注：模倣被害率＝模倣被害社数／総回答社数

日本企業の模倣被害率の増加に伴い、2013 年度の被害総額も増加しました**(図表2)**。

図表 2　被害総額の推移

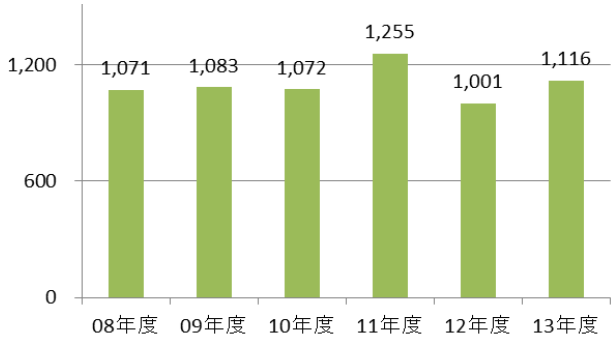

（出典）特許庁「2014 年度模倣被害調査報告書」を基に作成
注：各年度で被害額が判明している企業のみで計算

（2）知的財産権別の被害状況[1]

知的財産権別の模倣被害は、商標の被害率が 57.9%と最も高く、次いで意匠（32.1%）、特許・実用新案（32.1%）の被害率が高くなっています**(図表3)**。

図表 3　知的財産権の権利別被害社数の割合（複数回答）

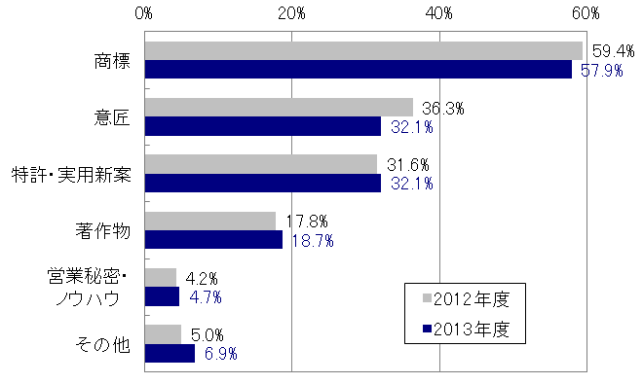

（出典）特許庁「2014 年度模倣被害調査報告書」

（3）商品分野別の被害状況

模倣被害社の商品分野別構成比は、一般・産業機械(16.6%)、雑貨（13.3%）、電子・電気機器（10.4%）、運輸・運搬機械（7.2%）、食品（6.3%）の順で高くなっており、この上位 5 分野で被害全体の 53.8%を占めています**(図表4)**。

図表 4　模倣被害社の主要な商品分野別構成比（複数回答）

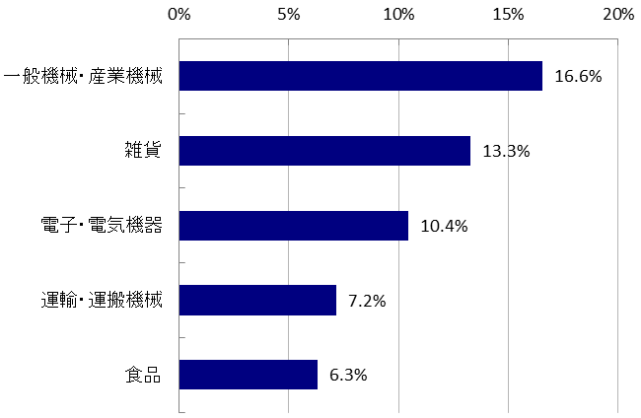

（出典）特許庁「2014 年度模倣被害調査報告書」

[1] 引用しているアンケート調査は、特許等産業財産権の出願合計数の上位企業を対象として行っているため、著作権や営業秘密等の侵害に関しては、必ずしも我が国企業の被害の全体像を示しているものではない。

（4）国内と海外の被害傾向

2013 年度の日本国内における被害の傾向をみると、「被害は減少傾向」と回答した企業は 14.8%で、前年度に比べ減少しています（21.0%→14.8%）。一方で、「被害は増加傾向」と回答した企業は 25.9%で、前年度より増加しています（22.9%→25.9%）。

また、2013 年度の海外における被害の傾向をみると、「被害は減少傾向」と回答した企業は 6.5%、「被害は増加傾向」と回答した企業は 40.1%で、依然として「減少傾向」を大きく上回っています。

このように、国内での被害が増加傾向にあることに加えて、海外での被害が深刻な状況にあることが伺えます**(図表5)**。

図表 5　国内外の模倣被害の増減傾向

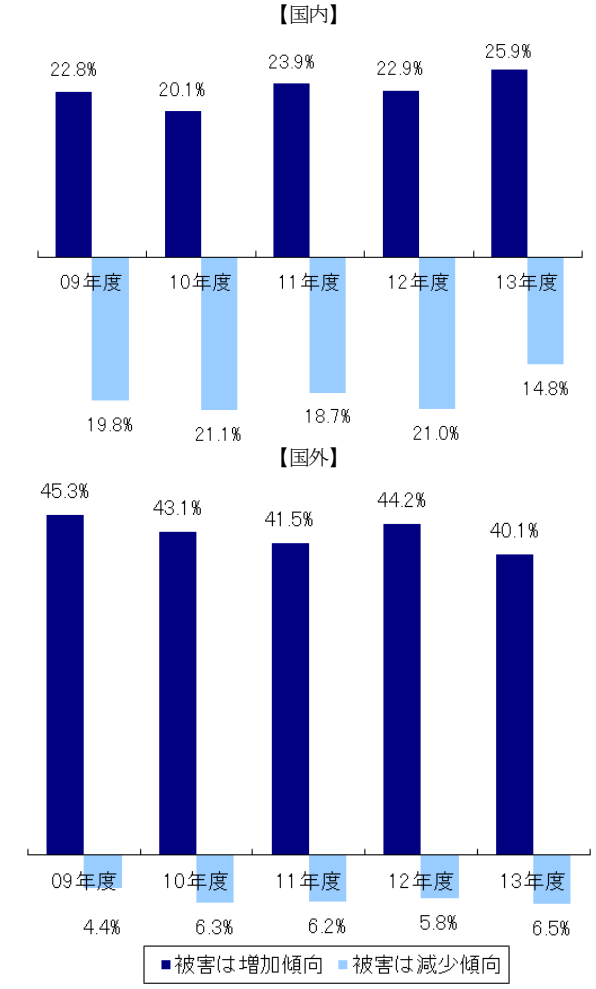

（出典）特許庁「2014 年度模倣被害調査報告書」

（5）国・地域別の被害状況

海外における国・地域別の模倣被害は、中国における模倣被害社率が突出して高く 7 割弱となっています**(図表6)**。

被害総額でも中国が突出しており、台湾、韓国とあわせると東アジアで全体の 8 割以上を占めています**(図表7)**。

東南アジアでは、タイ、ベトナム、マレーシア、シンガポール、インドネシアの模倣被害率が高くなっています。これにフィリピンを加えた ASEAN6 ヶ国全体でみると模倣被害社率は、20.4%に上ります。

中国は、ASEAN6 ヵ国との間で、2010 年 1 月より、自由貿易協定（FTA）が発効し[2]、両国・地域間で取引される品目の 90%の関税が撤廃されました。これにより人口規模で約 19 億人という世界最大の自由貿易圏が誕生し、当該地域間での貿易・投資活動がさらに活発化することが見込まれています。これに伴って、中国から ASEAN 諸国への模倣品の流通も増加することが予想されます。

また、中国・東南アジア以外の新興国では、中国を超える大市場国であるインドや、物流のハブとして成長しているアラブ首長国連邦などの中東地域でも被害が発生しています。

図表 6　国・地域別の模倣被害社率（複数回答）

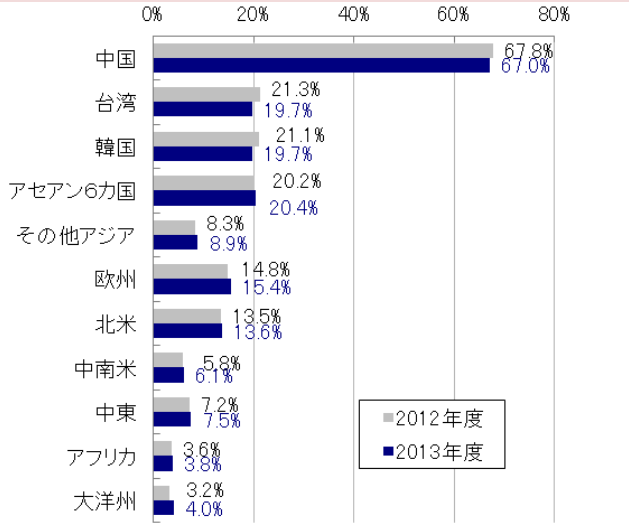

（出典）特許庁「2014 年度模倣被害調査報告書」
注：模倣被害社率は、国・地域別の被害社数／各年度の総被害社数

図表 7　国・地域別の模倣被害額の状況（被害額ベース）

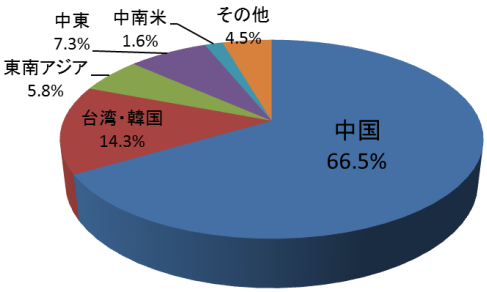

（出典）特許庁「2014 年度模倣被害調査報告書」を基に作成
注：地域別の被害額が判明している企業のみが集計対象。

2 関税が撤廃されたのは ASEAN に先行加盟した 6 カ国（タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、ブルネイ）で、後発加盟の 4 カ国（ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー）は、今後段階的に関税を下げ、2015 年までに撤廃する予定。

2．中国の模倣品・海賊版被害

(1)中国における日本企業の被害状況

国・地域別の被害社率、被害額でみたとおり**(図表6、7)**、海外での日本企業の被害は、中国での被害が突出して大きくなっています。政府の総合窓口に寄せられた相談案件も、中国に関する相談が最も多く、全相談件数の6割に上ります**(図表8)**。

こうした中国における日本企業の被害は、模倣品・海賊版の、①製造国、②消費国、③輸出国、の3つの側面で捉えることができます。

図表8　政府模倣品・海賊版対策総合窓口への国別相談件数

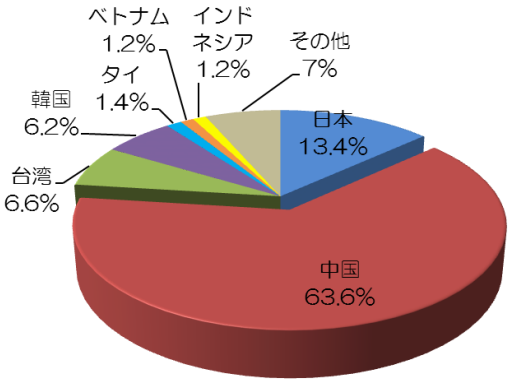

①知的財産権別の被害状況

2010年度の中国における日本企業の模倣被害を知的財産権別にみると、商標権侵害が20,709件（62.4%）と最も多く、次いで、著作権侵害が8,758件（26.4%）、意匠専利権（意匠権）侵害が3,450件（10.4%）、製品品質法違反が105件（0.3%）となっています**(図表9)**。

図表9　侵害対象知的財産権および違反対象法別件数(2010年度)

知的財産権等	件数	割合
発明専利権（特許権）	81件	0.2%
実用新案専利権（実用新案権）	9件	0.1%
意匠専利権（意匠権）	3,450件	10.4%
商標権	20,709件	62.4%
著作権	8,758件	26.4%
反不正当競争法違反	69件	0.2%
製品品質法違反	105件	0.3%
その他	0件	0.0%

(出典)経済産業省「第6回中国における知的財産権侵害実態調査」(2012年4月)
注:侵害ありと回答した100社(回答企業総数159社)

②製造拠点・販売提供地域

中国は模倣品に関しても世界の一大製造拠点となっており、日本企業のあらゆる製品・商品の模倣品が生産されています。中国における模倣品の製造地域は、依然として広東省、浙江省、上海市、江蘇省、福建省などの沿岸部を中心に広がっていますが、内陸部へと拡大しているという指摘もなされています。**(図表10)**

図表10　中国の主な製造都市・地域の被害社率の増減
(2009年度→2013年度)

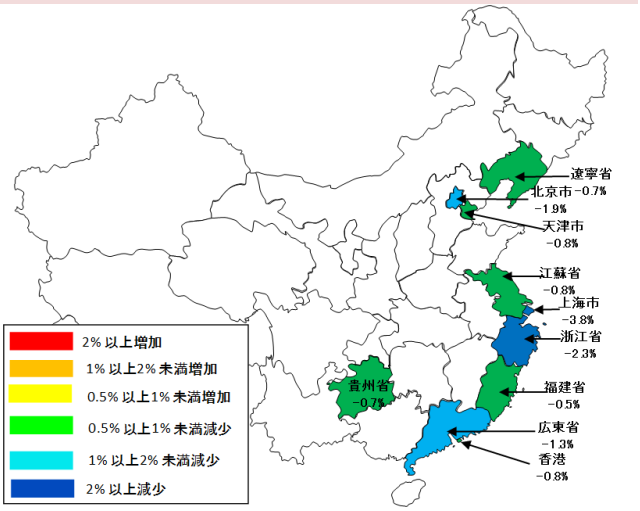

(出典)特許庁「2014年度模倣被害調査報告書」

一方、模倣品の販売提供地域は、上海や北京などの大都市や広東省、浙江省、江蘇省といった沿岸部の地域だけでなく、四川省、湖北省などの内陸部にも拡大しています**(図表11)**。

また、中国では、模倣品による被害に加え、海賊版の流通も深刻な問題となっています。中国の海賊版市場では、日本のコンテンツも、アニメ、映画、放送番組など映像に関わる海賊版DVDを始め、音楽、ゲームソフト等で幅広い被害が発生しています。

図表11　中国の主な販売提供都市・地域の被害社率の増減
(2009年度→2013年度)

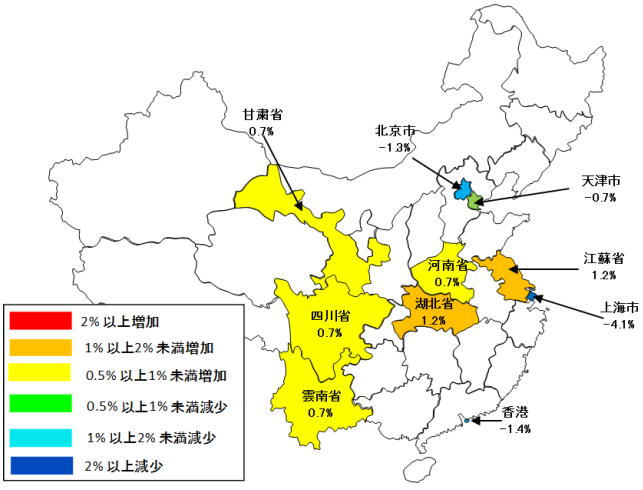

(出典)特許庁「2014年度模倣被害調査報告書」

図表 12　中国で製造された模倣品・サービスの販売提供国・地域（流出先）の構成

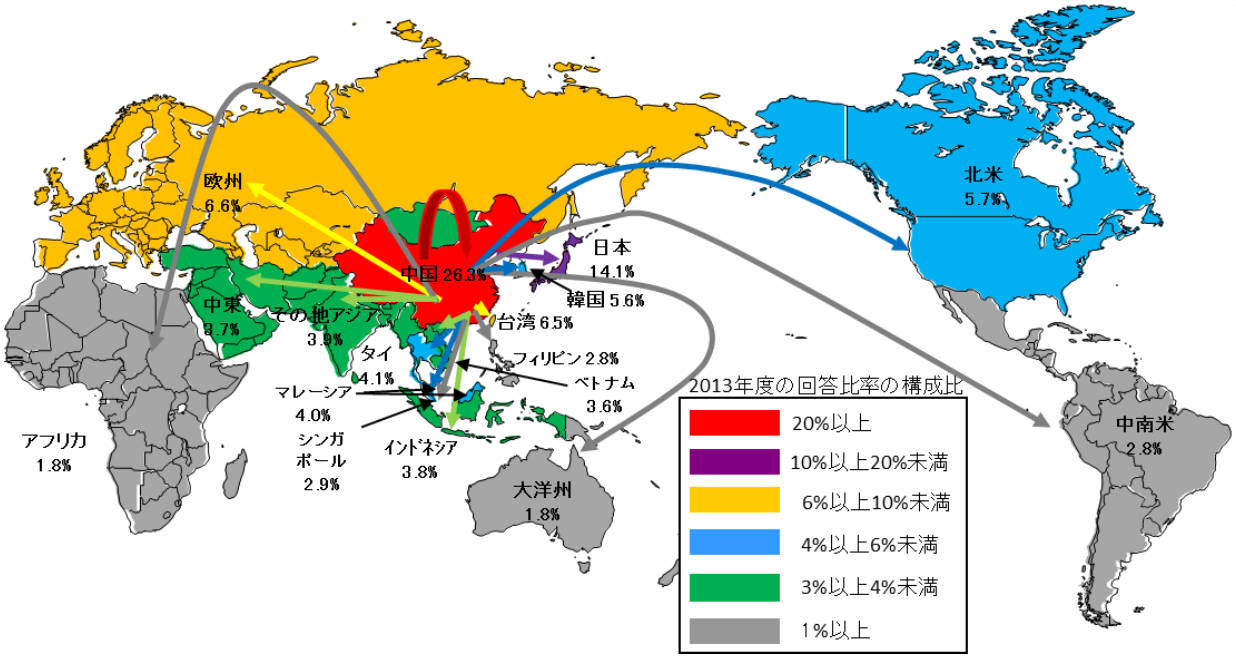

（出典）特許庁「2014 年度模倣被害調査報告書」

（2）中国製模倣品・海賊版の世界規模での拡散

①中国からの輸出における被害

世界経済のグローバル化の進展と中国の経済発展によって、模倣品・海賊版が世界規模で拡散しています。OECD は、国内に流通する被害とインターネット上の被害を除く模倣品・海賊版の貿易被害額が、年約 2,500 億ドル（約 25 兆円）[3]に上ると試算しています。また、BASCAP という国際商工会議所が行っている活動の一環として、Global Impacts Study[4]というものがあり、その推計では、2008 年のデータを基にすると、世界における模倣品・海賊版の被害額は 6,500 億ドルに達するとされており、2015 年には 1.77 兆ドルに達すると予想されています。

OECD の調査では、その大部分が中国発の模倣品・海賊版被害であると指摘されていますが、特許庁の調査によれば、中国で製造された模倣品は中国国内だけでなく、近隣の日本、台湾、韓国をはじめ、東南アジア諸国、UAE やサウジアラビアなどの中東地域や中南米地域、さらにはアフリカ等に輸出されています**（図表 12、図表 13）**。

2014 年の日本税関による知的財産侵害物品の輸入差止件数は 32,060 件でしたが、実にその 92.2%が中国（香港を除く）から輸出されたものでした。

中国における模倣品の輸出拠点は、香港・広東や上海といった国際港湾都市が中心です。近年は、海路のほか、水際での取締りを避けて税関に捕捉されないような陸路を利用して、模倣品がロシアや中央アジア、東南アジアに流出するルートが存在し、こうした地域（ベトナム、インド、イラク、トルコ、UAE 等）では、中国製の模倣品による被害が増加傾向にあると指摘されています。

今後は特に、中国から陸路を使って国境を越え、隣接国や、隣接国を経由して周辺国に流入する模倣品にも留意が必要です。

図表 13　中国発の模倣品による日系企業の被害状況（2013 年度）

	国・地域	製造国・地域における被害比率	中国発模倣品比率
国・地域	日本	34.4%	37.1%
	中国	63.7%	－
	台湾	11.8%	48.1%
	韓国	12.8%	40.8%
	インドネシア	3.1%	44.0%
	タイ	4.1%	50.8%
	マレーシア	2.2%	47.3%
	シンガポール	1.6%	44.4%
	ベトナム	2.5%	52.9%
	フィリピン	1.4%	53.1%
	インド	3.3%	50.0%
	西欧	3.9%	52.8%
	東欧	1.1%	56.8%
	ロシア	1.3%	55.0%
	トルコ	0.9%	53.6%
	北米	4.3%	53.1%
	中南米	2.7%	49.8%
	中東	1.2%	55.4%
	アフリカ	0.6%	33.5%
	大洋州	0.8%	51.9%

（出典）特許庁「2014 年度模倣被害調査報告書」を基に作成
注：製造国・地域から販売提供国・地域への流通パターンにおいて、販売提供国・地域毎の被害企業に占める製造国・地域比率を算出。

[3] OECD 調査「模倣品・海賊版による経済的影響（第 2 期）」（2009 年）

[4] http://www.iccwbo.org/Advocacy-Codes-and-Rules/BASCAP/BASCAP-Research/Economic-impact/Global-Impacts-Study/

②第三国経由と FTZ（Free Trade Zone）

模倣品・海賊版は、製造国から販売消費国に直接輸出されるケースの他、中東のドバイ等の第三国を経由して、その周辺国・地域に流れるケースが増加していると指摘されています。

世界には多くの自由貿易地域（FTZ）がある[5]と言われていますが、FTZ では輸出入を迅速に処理するために、厳しい規制は課さず、緩やかな運用が行われています。この FTZ を悪用して、FTZ 内に模倣品・海賊版を保管し、再輸出が行われており、さらには、FTZ 内で模倣品を組み立てたり、違法ラベルを貼付したりするなど、模倣品を製造する行為も行われています。

こうした行為を防ぎ、模倣品の流通を防止するためには、FTZ を有する各国政府の税関を始めとした政府機関の知財保護水準の向上と取締りの強化が不可欠です。

中国でも FTZ が拡大する動きがあり、2013 年 9 月に発足した上海自由貿易試験区に引き続き、2015 年 4 月に福建、広東、天津にも自由貿易試験区が開業しました。

こうした中、中国の自由貿易試験区において知的財産権保護の取組がなされていることが政府により発表されています。例えば、中国自由貿易試験区管理弁法の第 31 条において、知的財産権保護の強化が明記され、第 4 条において、自由貿易試験区管理委員会が知的財産権の行政管理を担当する部門であることが規定されています。また、第 8 条において、税関、工商行政管理局、質量技術監督局、公安等の部門が試験区に出先機構を設置し、それぞれの機構が知的財産権関連業務を展開する旨の内容が盛り込まれています。

上海自由貿易試験区においては、管理委員会の下に知識産権局が設置されており、区内の特許、商標、著作権関連業務を統一的に管轄する「三合一」体制の下で、法執行基準の統一と執行効果の向上、権威ある知的財産権行政法執行体制の整備などが進められていることが公表されています。

（3）模倣問題の複雑化

最近では、他人と同一の商標を付しているといった侵害が明確で単純な態様のものとは異なり、複雑な模倣品問題が生じてきています。

例えば、液晶テレビ問題というものがあります。これは、テレビに外形的には何らの商標も付されておらず、その意味で一見権利侵害がないかのように思えるものですが、テレビをつけてみると画面上に有名商標が表示されるというテレビが販売されているという問題です。悪質なものは、画面上でどの商標を表示するかを選択できるといったものもあります。

また、同様に深刻な問題として、自動車用の偽造エアバッグ問題があります。問題となるエアバッグは、安全基準を満たしておらず膨張する力が弱かったり、ひどいものでは膨張する際に部品が飛び散って却って人を傷つけたりするものもあるため、それが実際に取り付けられると深刻な危険性があります。

商標が付されている模倣品であれば商標法で対応が可能であるものの、商標が付されない又は販売の直前まで商標が付されないものもあり、この場合には商標権侵害として取締りを行うことは難しく、対応を困難にしています。

外側は真正品カバーを使用しているものもある

偽造エアバッグが爆発している様子

さらに、輸出専用 OEM 品問題もあります。現在の中国の商標法では、日本と異なり、侵害を構成する使用態様としての「輸出」が明記されていません。したがって、問題となる商品に中国国内で登録されている商標と同一又は類似の表示が付されていても、「全て輸出する予定であるから、中国で誤認混同を生じず中国の商標権を侵害していない」という抗弁がなされる場合があります。特に、新商標法においては、「商標」の定義として、「他人の商品と区別で

5　FTZ には統一的な定義はありませんが、自由貿易地域等と呼ばれ、世界の各地域に数多く存在しています。

きるもの」という文言が入ったため、中国で誤認混同を生じなければ侵害とならないという解釈がなされる可能性があります。この点、税関の現在の実務ではなお輸出も差し止めているものの、中国から模倣品が世界各国に輸出されているという実態がある中で、この抗弁が一般的に認められてしまうと、権利者は中国という問題の根元の場所ではなく、輸出先である世界各国で対応することを強いられる可能性があるため、今後とも注視する必要があります。

また、近年、当局の取締りが厳しくなるにつれ、それを回避するため、模倣品業者の手口は一層巧妙化、悪質化しています。

2013 年度に日本企業が中国で直面した侵害手口で最も多かったのは、「見た目そっくりに作り、商標を貼付せずに販売する手口」(36.5%) でした**(図表 14)**。こうした侵害手口（商標はずし）は、商標が貼付されていないため、商標権侵害とはならずに意匠権侵害を主張するしかないのですが、当然ながら基本的に意匠権を取得していなければならず、また意匠権に基づく権利主張は簡単ではありません。この点、日本であれば、デザイン模倣として不正競争防止法の形態模倣品の提供行為等で救済を求めることもでき得るのですが、現行の中国の法令には対応する規定が存在せず、救済されるのは知名商品特有のデザインが模倣された場合（かつ他人の知名商品との混同が生じるとき）に限られるため、摘発が難しい状況にあります。

次に多いのが、「中身と包装やロゴシールなどを別々の場所で製造し、販売時に合わせる」(21.5%) となっています。模倣品業者は、これをすることにより、販売直前まで商標権侵害を構成しないようにすることができ、摘発されると最もダメージの大きい中身（商品本体）の摘発を免れるようにしています。

この他の巧妙化の手口としては、「ウェブサイトを削除されても、別のサイトを使ってインターネット上で模倣品の販売を繰り返す」(21.3%)、「摘発を逃れるために、在庫を貯めず次々と出荷しており、在庫を押収できない」(21.1%)、「デットコピーの模倣品に正規品と同程度の価格を設定し、販売」(20.9%) となっています。また、2013 年度調査の特徴として、2012 年度に比べて 2 位から 5 位までの手法の割合全てが増加しており、模倣品業者が多くの手法を取り入れ、それらを組み合わせながら巧みに摘発を免れているという実態が浮かび上がってきます。

図表 14　中国で日本企業が直面した巧妙化の手口（複数回答）

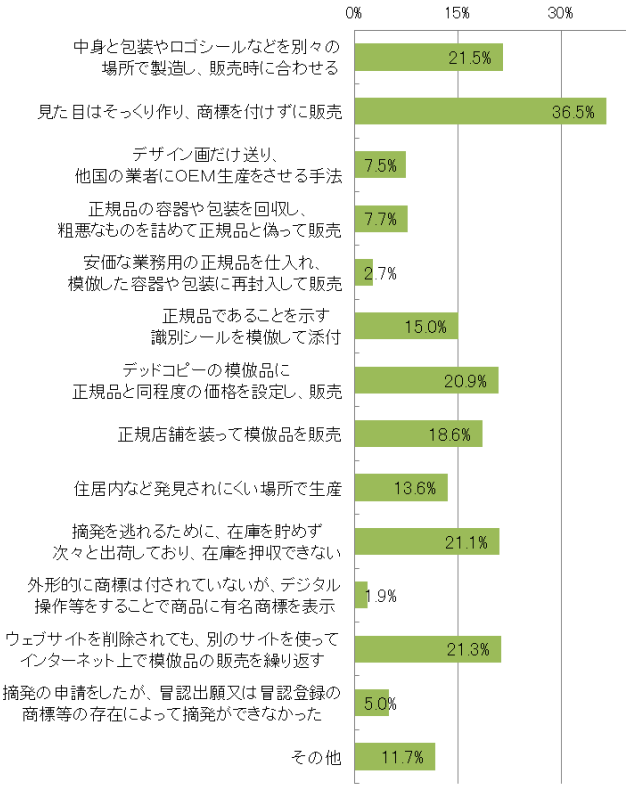

（出典）特許庁「2014 年度模倣被害調査報告書」
注：手口について回答した被害企業 479 社を母数として計算。

（4）後を絶たない再犯行為

中国では一度処罰されても再び模倣品を生産する再犯行為が後を絶たず、大きな問題となっています。中国における再犯事例の多くは、同じ場所で模倣品の生産を再開しているとの指摘もありますが、最近は、当局の摘発を逃れるために再犯者の手口も巧妙化しています。摘発されやすい日中は正規品を生産する業者を装い、夜間や休日に模倣品の生産を行って当局の摘発を逃れている業者や、また、行政取締当局が、原則、民家への侵入捜査を行う権限を有していないことを利用して、工場ではなく、摘発されにくいマンションなどの民家で模倣品を製造する業者もいます。

また、中国では、違法経営額（5 万元＝約 100 万円）を超えない侵害行為は、行政上の摘発は可能であっても、刑事罰の対象とならないことから、模倣品の生産量・在庫量・販売量を小口化して刑事罰から逃れようとしたり、証拠となる帳簿を記載しなかったりする業者も増えています。そのような業者については、仮に摘発されても、処罰が軽いケースが多いと報告されています**(図表 15)**。

中には、各省、各地方執行当局間の連携体制が未整備なことを利用して、生産場所を転々と変えて、模倣品を生産し続ける業者もいます。こうした地域

をまたぐ再犯については、仮に摘発されても、侵害者データやその共有システムが未整備なこともあり、再犯として厳罰に処される可能性は低いのが現状です。

特に最近では、日本企業の申立てにより行政摘発が行われた後、模倣品業者に処罰決定が下されるまでの間に、侵害物品を持って逃亡するという事案が数多くの企業から報告されています。しかも、内部規定により、逃亡者には処罰を下さないという運用を行っている地方執行機関もあり、この場合、再び模倣品業者が侵害行為を行って摘発されても、処罰決定がなされていないため再犯行為にならず、逃亡者の逃げ得を助長している状況にあります。**(図表 15)**

図表 15 巧妙化・再犯事例

1）帳簿を作成していない事例
製品：文具（マーカーペン）
権利侵害種別：商標権
侵害者がマーカーペンの模倣品を販売していたところ権利者に通報され AIC の摘発を受けた。しかし AIC が帳簿を発見できず模倣品の単価が算定できないとして、1000 元の過料という軽い処罰になった。

2）侵害者が逃亡した事例
製品：雑貨商品
権利侵害種別：商標権
侵害者が 2 回目の行政摘発を受けた後に逃亡したことから処罰されなかった。

1回目	2回目
インターネットで侵害品を販売していたところ権利者に通報され摘発を受ける。AIC は約 350 点の侵害品を押収し、40000 元の過料を課した。	1 回目と同様にインターネット上で侵害品を販売していたところ権利者に通報され摘発を受ける。約 4000 点の侵害品が押収されるも、摘発後に侵害者が逃亡したため、処罰は下されなかった。

（出典）経済産業省調査（2012 年 3 月）

このように中国では、再犯行為が横行していますが、その要因としては、刑事訴追基準の運用が地方によって不統一で、刑事移送される案件が少ないこと、模倣行為で得た利益に比べて過料が低いことから抑止効果が働いていないこと**(図表 16)**、さらには、摘発した模倣品業者の侵害履歴を適切に管理するシステムが未整備であることなどが挙げられます。また、模倣品業者は、行政罰をビジネスコストの一つとしか考えておらず、罪の意識が醸成されにくい環境にあることも、再犯が絶えない要因であると言われています。

図表 16 中国の知財関連法令における過料規定（例）

法令等	条項	規定内容
新商標法	52 条	違法経営額が 5 万元以上の場合：違法経営額の 5 倍以下の過料 違法経営額が 5 万元未満（無いときも含む）の場合：25 万以下の過料
反不正当競争法	21 条	違法所得の 1 倍以上 3 倍以下
製品品質法	53 条	違法に製造した製品の価値と同等以下
著作権実施条例	36 条	違法売上金額の 3 倍以下、又は 10 万元以下
税関行政処罰実施条例	25 条	貨物価値の 30%以下

（出典）経済産業省調査（2014 年 6 月）

（5）横行する第三者による不正登録

日本企業の商標や商号、ドメイン名などが第三者によって不正に登録され、問題となっています。中国市場において事業を展開していく上で、商標権侵害等に備えることは必要不可欠で、商標権などの権利を中国でも取得しておくことが重要となります。しかし、第三者に不正に商標権を取得された場合は、権利執行が困難となり、さらには、逆に不正に商標権を取得した者から訴えを提起されるリスクを抱えることになり、実際に多くの日本企業の頭を悩ませています。

①冒認商標出願問題

中国では、外国企業の商品ブランドを、第三者が商標として「冒認出願」する事案が増加しています。冒認商標出願は、「抜け駆け商標登録」とも呼ばれ、日本の企業が中国で商標を出願・登録する前に、第三者が自己名義で他人の商標を出願・登録してしまうこと等を意味します。一旦企業がその被害に遭えば、自社の事業活動を実施する上で自らのブランドを商標として使用できないリスク、ブランドイメージの毀損等、ビジネスに多大な悪影響を及ぼします。さらに、日本企業が模倣品対策を講じようとする場合、商標出願の事実をその抗弁として悪用するケースもみられます。また、冒認商標を取り消すためには、多大な時間とコストを費やす必要がありますが、それでも最終的に商標を取り戻せるとは限りません。日本企業が事業を行っている商品分野に限らず、日本企業が商標登録していない商品分野等での出願、日本の地名や地域ブランドの出願、日本のマンガのキャラクターを利用した出願、中国未進出企業や中小企業の商標の出願など、冒認出願されるケースは増加しています。また、出願される商標も、商標を

類似と言えるかどうかが微妙な態様に変更されていたり、出願者の悪意の立証が難しいように複数者で分担して出願されていたり等、手口が巧妙化しています。

2014年度の模倣被害調査報告書でも、171社が中国において商標の不正な権利取得の事例があると回答しています。例えば、日本企業が冒認出願されたこれまでの例としては、ヨネックス株式会社の商標[6]**(図表17)**、無印良品及びMUJIというブランド[7]の商標、クレヨンしんちゃんの商標[8]**(図表 18)**等がありますが、このように製造業・サービス業等幅広い業種に被害が出ています。

図表17 ヨネックスの冒認出願

ヨネックス（株）の商標

中国において第三者により出願された商標

図表18 クレヨンしんちゃんの冒認出願

（株）双葉社の商標

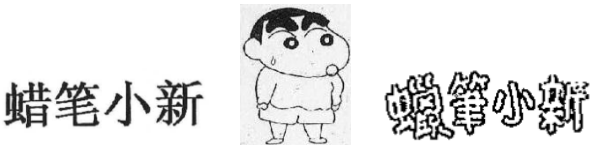

中国において第三者により出願された商標

©臼井儀人／双葉社

こうした冒認商標出願が増加している背景としては、種々の指摘がなされています。例えば、インターネットの普及により、誰でも外国ブランド等の情報を簡単に入手できるようになったことや、将来中国に進出しそうな日本のブランドを片っ端から商標出願・登録しておき、先に登録してあることを楯に商標を高値で買い取らせようとする者が増加していることが挙げられます。また、冒認出願を積極的に手引きする代理人の存在も指摘されています。

このため、中国に限らず海外で事業活動を行っている企業は、日本だけでなく諸外国で迅速に権利を取得する、企業名等の重要な商標については出願や登録情報を継続的にモニタリングする、係争が必要な場合には迅速に対応する、等の体制を整えることが重要です[9]。

②商標と商号の衝突問題

最近、中国では日本企業の商号を悪用する事案が増えています。日本企業の商号の、例えば、「○○」や「△△」という文字を、企業名称の一部に含めるかたちで「広州○○有限公司」や「△△化工有限公司」という企業名称を登記して、店の看板等にその企業名称又は商号を使用して商品を販売する業者がいます。こうした業者の中には、日本の本社から授権を受けている、また日本の関連会社であると宣伝しながら商売を行う悪質な業者も存在します。日本企業を連想させる商号を表示することで、消費者に誤認を惹起させて商品を販売する行為は、日本企業のブランドにただ乗りするものです。

商品や広告に日本企業の商標を使用していない場合は、一般的には商標権侵害とはなりませんが、中国の法規上[10]は、他人の著名な商標を企業名称に使用することを禁じており、仮に登記されても当局により是正できるとされています。しかし現実には、商標と商号のクロス審査制の未整備や各執行当局の審査基準の不一致などにより、多くの日本企業の商標を含む商号の登記がなされています。また、一旦登記されてしまうと、中国の行政機関にはこれを強制的に変更する権限がないこと、商号の登録は各地方政府に属する権限であること等のため、是正を求めるための障害も多く、多くの権利者が対応に苦慮しています。

---

6 ヨネックス（株）は、平成21年10月に商標局に対し、公告された冒認商標「ロゴ＋YONEX」について異議申立てを行い、24年3月にヨネックス（株）の異議申立てが認められ、当該冒認商標の拒絶査定が確定しました。

7 ㈱良品計画は、平成12年5月に商標評審委員会へ、拒絶査定に対する不服審判と抜け駆け登録された商標（「無印良品」、「MUJI」）の取消裁定を請求し、平成19年10月に商標「無印良品」、同年12月に商標「MUJI」の取消が確定しました。㈱良品計画が出願した「無印良品MUJI」は、現在、中国において商標として登録されています。

8 ㈱双葉社は、中国企業が無断で「クレヨンしんちゃん」の図形等を付した子供靴等を販売した行為に対し2004年8月に提訴。その後、中国企業が登録した不正商標を無効にする手続等を経て、2012年3月に著作権侵害で勝訴しました。

9 中国で冒認出願対策を実施するにあたっては、JETRO「模倣対策マニュアル　中国編」、「商標冒認出願問題に関する調査研究報告書」、「中国・改正商標法マニュアル」等が参考となります。また、JETRO北京事務所には「冒認商標問題特別相談窓口」が設置されています。

10「企業名称登記管理実施弁法」等。
なお、2014年5月に施行された中国商標法改正法では、日本からの要請も踏まえ、商標と商号の抵触についての規定が盛り込まれています。

（６）中小企業の模倣品被害

中小企業の模倣品被害率について、直近６年間の傾向を見ると、各企業の取締や各国政府の知財権侵害に対する取締りなどがあるにもかかわらず、20%前後を上下しており、引き続き中小企業向けの対応を取っていくことが重要であると思われます。**(図表19)**。

このように、依然として中小企業においては、中国や東南アジア諸国など海外に進出する企業が増加していることに伴い、模倣品の被害も、大きな問題となっています。中小企業の模倣品被害としては、模倣品が発見されやすい店舗販売､展示会(見本市)、カタログ掲載に加え、インターネット上の模倣品の流通等がみられます。

中小企業の模倣品への対応は多様で、模倣品被害に遭った企業の中には、被害の再発に備えて継続的に対策を実施している企業がある一方、費用をかけて対策を実施したにもかかわらず、思ったような成果を得られなかったと感じる企業も多く、費用対効果を考慮して対策をやめる企業もあります。

また、中小企業は専任の知財担当者を配置する余裕はなく､セミナー等への参加も難しい場合が多く、海外拠点のない中小企業は海外での情報収集も困難な状況にあります。このため、大企業の先進的な取組事例を参考とし、また、同業他社の取組状況などを継続的に把握するなど、中小企業が負担なく対策に取り組める環境を整備すること、さらに海外進出を検討する段階で模倣品のリスクをきちんと認識してもらえるように、中小企業と日頃接している様々な機関の担当者に知財の意識を持ってもらうことなどが課題です。

図表 19　中小企業の模倣被害比率の推移

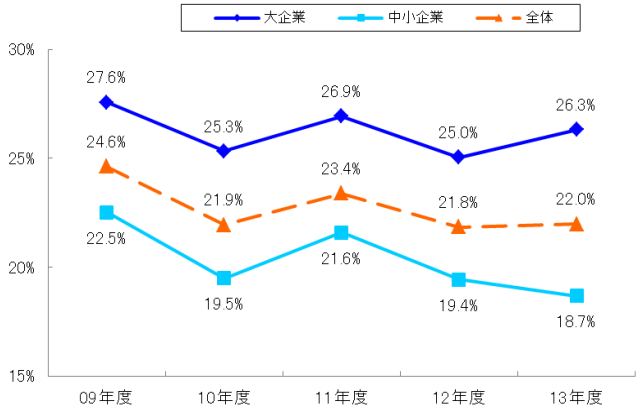

(出典)特許庁「2014年度模倣被害調査報告書」

3．インターネット上の模倣品・海賊版被害の状況

情報通信技術の発展は日進月歩で、世界中にインターネットが張り巡らされたことで、消費者の購買スタイルも変化しており、インターネットを通じて、日本国内だけでなく、世界中から商品を購入することが可能となりました。

こうしたインターネットの普及と購買スタイルの変化に伴い、インターネット上での模倣品・海賊版被害も増加しており、インターネットを通じた取引における模倣品被害に遭う可能性が高まっています。権利者にとっても、模倣品等が、即時に、全世界に拡散するという点で非常に深刻な問題です。

（1）インターネット上の被害状況

① 模倣品の流通

模倣被害を受けた日本企業のうち、6 割以上がインターネット上で模倣被害を受けています**(図表 20)**。インターネット上の被害を受けた企業の比率は、基本的に年々増加傾向にあります。

知的財産権別にインターネット上で被害を受けた企業の割合をみると、商標権侵害が 39.1%と最も多く、著作権（18.2%）、意匠権（15.5%）と続いています**(図表 21)**。

図表 20　企業のインターネット上での被害率の推移

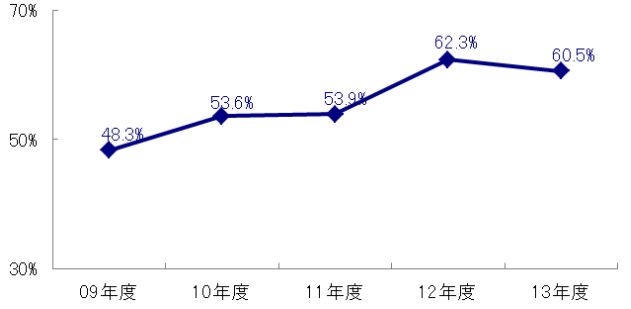

（出典）特許庁「2014 年度模倣被害調査報告書」

図表 21　インターネット上の権利別模倣被害率（複数回答）

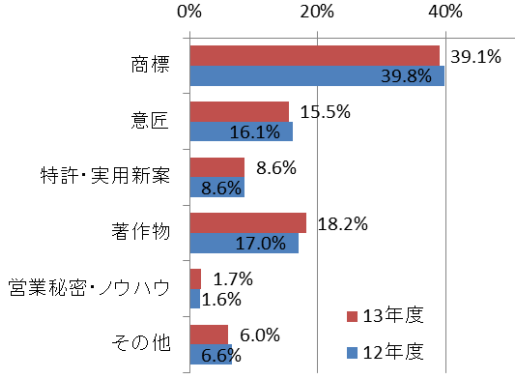

（出典）特許庁「2014 年度模倣被害調査報告書」を基に作成

日本企業がインターネット上で受けた具体的な被害の内容は、「海外インターネット通販サイトによる模倣品の販売取引」（44.9%）が最も多く、次いで、「国内インターネット通販サイトによる模倣品の販売取引」（31.0%）となっています。

近年、電子商取引サイトを利用して、B2C（Business to Consumer）取引で模倣品が販売されるケースだけでなく、企業間（B2B = Business to Business）で、模倣品が販売されるケースも増加しています。B2B サイトでは、商品の取扱単位が大きく、試買した上で真贋判定を行うことが困難なこと、企業が取引者に対して警告等の対応をとりにくいことなどから、B2B サイトの拡大に伴って、今後さらに深刻な問題となることが予測されています。

図表 22　インターネット上の模倣被害の内容

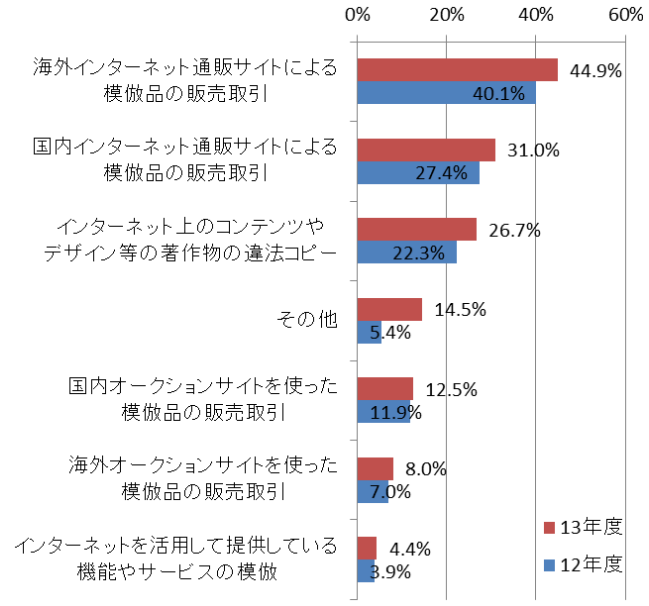

（出典）特許庁「模倣被害調査報告書」（2014 年度、2013 年度）

② 違法コンテンツの流通

ブロードバンドの普及に伴って、消費者のライフスタイルは大きく変わりつつあり、インターネット上でのコンテンツ利用も急速に広がっています。日本のコンテンツ産業は世界的に非常に高い評価を得ており、今後一層の国際展開が期待されていますが、他方で、違法コンテンツもインターネット上に氾濫しており、大きな問題となっています。日本企業が被った具体的被害として、「インターネット上のコンテンツやデザイン等の著作物の違法コピー（26.7%）」が挙げられています**(図表 22)**。

インターネット上の著作権侵害行為を大きく拡大

させる侵害事例として、「リーチサイト」および「ストレージサイト」を利用したものがあります。リーチサイトとは、自身のサイトにはコンテンツ等を掲載せず、他のサイトに蔵置された違法コンテンツへのリンク情報を提供し、利用者を特定のサイトへ誘導することを目的としたサイトです。また、ストレージサイトとは、インターネット上でデータの保存を行うサービスを提供するサイトです。

リーチサイトの中には、違法コンテンツをジャンルごとに分類し、インデックス表示したり、リンク切れの通報を受けるシステムを提供したりするなど、サイトユーザーが違法行為を行うことを助長するような機能を有しているサイトも多く存在します。また、あるサンプル調査の結果では、リーチサイトにリンクが貼られている違法動画の平均視聴数が、そうでない違法動画に比べて約 62 倍も多いことが分かり、リーチサイトが様々な侵害コンテンツに対する窓口機能を果たし、侵害の拡散・拡大を助長していることが推測されます**(図表 23)**。

一方、ストレージサイトでは、連続放送ドラマや連続放送アニメの場合は複数話分の動画を、音楽の場合は同一のアーティストの楽曲をZIPなどの圧縮形式で保存していることが多く、それぞれのコンテンツの特徴に合わせて、データを保存する者がアップロード方法を使い分けている事例も存在します。

リーチサイト、ストレージサイトといった新しいタイプのサイトが不当に活用されることにより、侵害の拡散・拡大を助長するという深刻な事態となっています。

図表 23　違法コンテンツの視聴数比較データ

		データ数	視聴数（合計）	視聴数(平均)	倍率
総合	リーチサイト経由の動画	976	41,893,824	42,924.0	62倍
	リーチサイトにリンクが掲載されていない動画	5,364	3,677,182	685.5	
Veoh	リーチサイト経由の動画	39	1,215,808	31,174.6	311倍
	リーチサイトにリンクが掲載されていない動画	45	4,500	100.0	
Dailymotion	リーチサイト経由の動画	114	4,817,003	42,254.4	34倍
	リーチサイトにリンクが掲載されていない動画	84	103,701	1,234.5	
Rutube	リーチサイト経由の動画	19	36,331	1,912.2	22倍
	リーチサイトにリンクが掲載されていない動画	667	57,858	86.7	

（出典）電気通信大学「リーチサイトおよびストレージサイトにおける知的財産権侵害実態調査」（2012 年 3 月）

さらに、スマートフォンの普及とともに、スマートフォンのアプリによる著作権侵害事例も増加傾向にあります。アニメ等の動画コンテンツの場合には、コンテンツを保存しているストレージサイトへのリンクまはた検索機能を内蔵したリーチサイト型のアプリが多く、マンガ等の出版コンテンツの場合は、コンテンツ自体を複製して配布する海賊版型が多く存在します。

また、出版物について、電子書籍の閲覧に適した端末の普及に伴い、書籍を裁断してスキャンし、デジタルデータに変換する、いわゆる「自炊」を利用した違法コンテンツのネット上のアップロードが問題となっています。中国のサイトを対象とし、日本の文芸作品の侵害実態をサンプル調査した結果によると、違法コンテンツが掲載されている WEB サイト数の 67%のサイト運営者が不明であり、削除要請の連絡すらできず、対応が非常に困難な状況にあることが推察されます。

また、本来正規版を取り扱うはずの電子書籍サイト（書籍配信の専門のサイト）への違法アップロードも 8%存在することが明らかになりました[11]。

ゲームについては、インターネット上に違法複製ゲームソフトが流通しており、ある 2 種類のゲーム機用のソフトに対象を絞っても、これによる国内被害額は 6 年間で約 9,540 億円[12]、世界の被害額は約 3 兆 8,160 億円[13]との推計も存在します。これら推計に、ファイル共有ソフトを通じて入手する場合を含めると、被害は数倍にも及ぶと推定されています。

（2）中国におけるインターネット上の模倣被害状況

中国におけるインターネット普及率及びインターネットユーザー数は、年々増加を続けており、インターネット普及率は 47.9%、インターネットユーザー数は約 6.49 億人に達しました**(図表 24)**。

こうしたインターネットの普及に伴い、Alibaba.com や Taobao に代表される電子商取引産業が急速に発展し、また、インターネットによるコンテンツの取得も進んでいます。

図表 24　中国におけるインターネット普及率およびユーザー数の推移

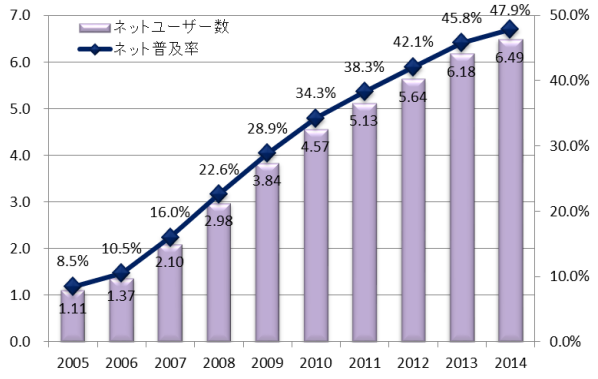

（出典）「中国互联网络发展状况统计报告」（2015 年 1 月）

11　2012 年 3 月「出版コンテンツにおける知的財産権侵害対策に関する法的課題の検討及び技術実証事業」報告書

12　2010 年 5 月「違法複製ゲームソフトの使用実態調査」東京大学大学院馬場研究室

13　2010 年「違法複製ゲームソフトのダウンロードに関する使用実態調査」CESA 報道関係資料

しかし、中国の電子商取引サイトや動画サイトにおいては、多数の模倣品・海賊版が流通しています。インターネット取引は、匿名性が高く、侵害者を特定することが困難で、インターネット上の模倣品の氾濫は深刻な問題となっています。こうした模倣品・海賊版の流通が放置されれば、消費者に不利益を与えるだけでなく、中国の電子商取引サイト、動画サイト等の信用の失墜等を招くことにもつながります。

日本では、プロバイダ責任制限法において、プロバイダ等の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利が規定されており、また、日本のプロバイダ等と権利者が、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会や、インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会を設立して、両者の協議によりオークションサイトにおける権利侵害情報の削除に関する自主ガイドラインを作成するなど、インターネット上の知的財産権侵害品の流通防止に有効な活動を行っています。

2013 年度の権利者からの削除要請件数は、商標権、著作権併せて 45,220 件でしたが、事業者による自主削除件数は、117,191 件と、権利者からの削除要請に基づく削除件数を大きく上回っています**(図表 25)**。

こうしたプロバイダ等事業者の自助努力もあって、日本のインターネット上における模倣品の汚染率（模倣品の割合）は、商標権 0.71%、著作権 0.18%と非常に低い状況にあります**(図表 26)**。

図表 25　日本のオークション事業者の削除状況

商標権侵害		著作権侵害	
削除要請	自主削除	削除要請	自主削除
44,905 件	54,791 件	315 件	62,400 件

（出典）「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会報告書」（2014 年）

図表 26　日本におけるインターネット被害の実態

	商標権侵害		著作権侵害	
	母数	割合	母数	割合
知的財産権侵害品	7,833	0.71%	7,381	0.18%

（出典）「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会報告書」（2014 年）

注1：上記割合は、オークション事業者に出品停止要請が可能なもの。
注2：母数からは実際に購入しなければ判別できない出品は除外。

一方、中国においては、インターネット関連の法制度の整備は進んでいるものの、自主削除を行う環境が整っていない等の理由から、中国の大手サイトにおける模倣品の率は依然として高い状況にあります。

2011 年度に経済産業省が実施した「インターネット上の模倣品流通実態調査」では、インターネット上で取引されている日本企業の商品の大半が模倣品でした。調査方法は、中国の大手サイト（4 サイト）等で販売されている日本企業の製品・商品 19 品目を選定して、その販売状況を一定期間モニタリングするとともに、サイト情報のみでは真贋判定の不可能な商品については、実際に試買を行って、権利者による試買品の真贋判定を実施し、その結果を基に調査サイトの汚染率（模倣品の割合）を算出しました。調査結果については、日本企業の自動車部品、キャラクター商品、衣服、電機製品といった商品の汚染率は、非常に高い状況でした**(図表 27)**。

図表 27　中国におけるインターネット上の被害実態

○対象サイトA

会 社	総数	サイト情報から模倣品と判断できる品	試買による模倣品の割合	汚染率（推計）
A社（衣服）	518	153	85.7%	89.6%
B社（食品）	261	67	71.4%	55.0%
C社（自動車部品）	190	24	100.0%	100.0%
D社（化粧品）	39	0	0%	0%
E社（薬品）	229	103	55.6%	51.0%
F社（衣服）	80	0	100%	100%
G 社（文房具）	1,605	49	10.0%	11.3%

○対象サイトB

会 社	総数	サイト情報から模倣品と判断できる品	試買による模倣品の割合	汚染率（推計）
H社（酒）	22	0	100%	86.4%
I 社（スタンプインキ）	648	0	0%	0%
J 社（キャラクター商品）	407	359	100%	99.5%
K社（自動車部品）	7	5	試買不可	(71.4%)
L社（電気製品）	62	40	50.0%	78.2%
M社（工業用品）	680	86	40.0%	37.9%
N社（キャラクター商品）	399	182	66.7%	69.8%

○対象サイトC及びD

会 社	総数	サイト情報から模倣品と判断できる品	試買による模倣品の割合	汚染率（推計）
O社（化粧品）	139	36	0%	25.9%
P社（インクトナー）	99	22	66.7%%	54.5%

（出典）経済産業省「インターネット上の模倣品流通実態調査」（2012 年 3 月）

注1：汚染率の算出方法は、下記により算出しています。
サイト情報から模倣品と判断できる品＋（サイト情報から模倣品と判断できない品×試買による模倣品の割合）／総数×100
注2：詳細は「模倣品・海賊版対策の総合窓口に関する年次報告（2012 年版）」の参考資料 6 を参照。

(3) 中国におけるコンテンツの被害状況

中国では、露店やディスカウントストア・量販店などの店舗で、パッケージ形態での海賊版が販売される被害が減少傾向である一方、インターネットオークションサイトで海賊版が販売される被害が多くなっています。また最近は、インターネット利用者の拡大とともに、違法コンテンツの流通も増加しており、主要都市（北京、上海、広州、重慶）におけるオンライン上の違法な日本コンテンツの入手・視聴件数は年間で約 72 億件、中国全体のネットユーザーでは 512 億件にのぼると試算しています**(図表 28)**。

図表 28 日本コンテンツのオンライン上の入手・視聴の侵害件数

単位：1,000 件

都市名	アニメ	音楽	コミック	その他	合計
北京	461,338	349,087	178,438	529,290	1,518,153
上海	742,376	603,706	210,214	811,979	2,368,275
広州	356,051	293,047	140,101	389,026	1,178,225
重慶	693,630	608,871	205,902	658,345	2,166,748
4都市合計	2,253,395	1,854,711	734,654	2,388,640	7,231,400
全国ネットユーザー	16,380,948	14,379,226	4,862,633	15,547,635	51,170,442

(出典) 文化庁「海外における著作権侵害等に関する実態調査《中国》」(2013 年 3 月)

注1：全国ネットユーザーの侵害件数推計は、重慶の侵害件数を用いて推計した。

特に、「動画投稿サイトへの違法アップロード」は問題となっており、主要都市の日本コンテンツの利用者の約 4 割がアップロードをしたことがあると回答し**(図表 29)**、一般市民 1 人あたりでは日本コンテンツのアップロード件数は年間で 20 件弱となっています**(図表 30)**。

図表 29 日本コンテンツのアップロード経験（日本コンテンツの利用者）

都市名	経験有	経験無
北京	40.1%	59.9%
上海	42.4%	57.6%
広州	41.3%	58.7%
重慶	34.5%	65.5%

(出典) 文化庁「海外における著作権侵害等に関する実態調査《中国》」(2013 年 3 月)

図表 30 一般市民1人あたりの日本コンテンツの平均アップロード件数（年間）

都市名	アニメ	音楽	映画（アニメを除く）	その他	合計
北京	2.6	3.2	1.8	9.5	17.1
上海	3.4	2.3	2.0	10.6	18.3
広州	3.2	2.7	1.9	9.1	16.9
重慶	4.5	3.1	2.6	9.1	19.3

(出典) 文化庁「海外における著作権侵害等に関する実態調査《中国》」(2013 年 3 月)

中国をはじめアジア（中国、香港、台湾）における海賊版の摘発状況をみると、パッケージ形態の海賊版を露店などの店頭で販売していた事犯が多数摘発されていますが、近年はインターネット上の侵害事犯の比率も高くなっています**(図表 31)**。

図表 31 東アジアでの取締りにおけるインターネット上侵害事犯の比率

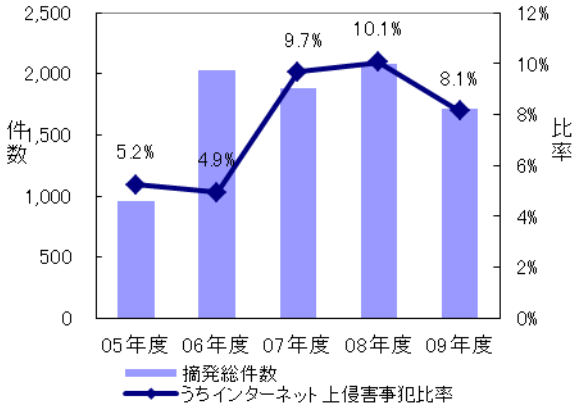

(出典) コンテンツ海外流通促進機構 (CODA)「平成 21 年度海賊版対策強化事業実施報告書」(2010 年 3 月) のデータを基に経済産業省作成

また、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）では、中国、香港、台湾の取締執行機関と共同で日本のコンテンツの取締活動を実施しており、2005 年 1 月から 2015 年 2 月までの間で、合計 15,862 件の摘発を行い、3,662 名を逮捕、合計で約 684 万枚の海賊版 DVD 等を押収する等の成果を挙げています**(図表 32)**。

図表 32 中国・香港における日本コンテンツの海賊版の摘発実績

	中国	香港	台湾
取締件数	12,436 件	1,261 件	2,165 件
逮捕者	301 人	1,224 人	2,137 人
押収数	4,269,040 枚	1,575,238 枚	995,453 枚

(出典) コンテンツ海外流通促進機構 (CODA) の実績(2005 年 1 月～2015 年 2 月)

第2章　日本政府･産業界の取組

１．日本政府の取組

（1）知的財産推進計画の策定

2013 年 6 月、知的財産基本法の施行から 10 年が経過し、知的財産政策の前提となる経済社会情勢が大きく変容したことを受け、政府では、新たに知的財産政策の長期政策課題等を盛り込んだ「知的財産政策ビジョン」を策定しました。同ビジョンでは、国内外での知的財産保護に係る最も重要な施策の１つとして模倣品・海賊版対策を掲げ、官民一体となった海外当局への要請や協力、国内の取締機関と権利者等の緊密な連携によるエンフォースメントの強化等を進めていくこととしています。

この「知的財産政策ビジョン」に基づいて策定された「知的財産推進計画 2014」においては、コンテンツの海外展開の促進と一体となった模倣品・海賊版対策、アジア等新興国での知財保護法制の整備に資するための取組など、様々な施策を講じました。

〔詳細：参考資料１参照〕

（2）バイ・プルリ・マルチ協定

マルチ（多国間）の場では、先進国と途上国の対立等により知財に関する新たなルールづくりが膠着状態であることから、経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）といったバイ（二国間）、プルリ（複数国間）などの枠組みで知的財産についての議論を行うことで、知的財産権の手続き簡素化・透明化、知的財産権の保護強化、エンフォースメント強化を目指しています。中国が交渉に参加している日中韓 FTA や東アジア地域包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership, RCEP）においても、模倣品・海賊版対策の観点を踏まえて交渉にあたっています。

これらバイ・プルリでの交渉を補完的に利用することで、長期的に見て、マルチ（多国間）の場での知的財産の議論が進展するように働きかけていきます。

また、知的財産権の執行を強化するための新しい国際的な法的枠組みである「偽造品の取引の防止に関する協定（Anti-Counterfeiting Trade Agreement, ACTA）」も引き続き他国が批准するように働きかけていきます。ACTA は、2011 年 5 月 1 日に署名のために開放され、これまでに、我が国の他、オーストラリア、カナダ、EU 及び EU 加盟国のうち 22 か国 、韓国、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、シンガポール、米国が署名を終えて、我が国は 2012 年 10 月に受諾書を寄託し最初の締約国となりました。ACTA は、6 番目の批准書等が寄託された日の後 30 日で発効することとされています。

＊ACTA 交渉参加国
…日本、米国、EU、スイス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール、メキシコ、モロッコの 11 か国・地域

（3）知的財産保護に係る政府間の協議・協力関係

2009 年度に、知財部門の日中政府間における協力関係が大きく前進し、日本政府と中国政府の知財関連部門との間で知財保護に関する４つの覚書が交換されました。新たな政府間対話の場が設置されるなど、中国政府との交流・協力関係が一層強化されました。2012 年にも、これらの覚書に基づき、具体的な取組が行われました。

①経済産業省と中国商務部との覚書に基づく取組

2009 年 6 月に交換された「経済産業省と中国商務部との知的財産権保護に関する交流と協力に関する覚書」に基づき、日中知的財産権ワーキング・グループ（以下「知財 WG」）が設置されています。

知財 WG では、日中双方が模倣品・海賊版に係る問題意識を共有し、双方が協力して解決策の検討を行います。これまでは、個々の政府機関との個別協議を実施してきましたが、知財 WG が設置されたことにより、日中両国の知財関連の政府機関が一同に介して知財保護全般に関する議論が展開できるようになりました。特に、関係機関が複数にまたがる再犯問題や行政罰強化等の問題について、知財 WG で意見交換を行うことが可能となりました**(図表1)**。

図表１ 日中知的財産権ワーキング･グループの概要

日中知的財産権ワーキング・グループ

○議長：次長・審議官級を共同議長とする
○開催：毎年１回、日中交代で開催する
○議題：知的財産権に関する法制度から執行・運用面まで幅広いテーマを議題として取り扱う。
○参加機関：議題に応じて、日中双方は、自国政府の関連部門を会議に招請する。また、双方の同意により、産業界代表や学識者を会議に招請することができる。

2011年は、第1回知財WG（2009年11月19日、20日、於：東京）第2回知財WG（2010年10月27日、28日、於：北京）に引き続き、2011年10月24日、25日の2日間にわたって日本（於：神戸）で開催しました。インターネット上の知的財産権侵害サイト等の情報を中国当局へ提供するスキームの構築、他人の商標権を侵害する違法看板の摘発強化、刑事訴追基準に関する問題点の改善、日本の地名を用いた農林水産品の取締りの強化等を提案しました。これに対して、中国側から「日本側の要望について理解するとともに、今後行われる改正法の際に日本側のコメントを考慮する」旨の回答を始め前向きな回答も得られました。また、ACTAについても内容を紹介し、ACTAと中国法の整合性について日中共同で研究を行うこととしました〔詳細：参考資料２を参照〕。

これを受け、第3回知財WGのフォローアップ会議を、2012年6月18日に北京で行いました。そこでは、中国側が提案した地理的表示の保護制度や日本の知財政策の経験と現状についての議論を行うとともに、日本側からACTAの条項を詳しく紹介し、それに基づき中国の法制度との適合性に関しての研究を実施しました。

第３回日中知的財産権ワーキング・グループ

日時:2011 年 10 月 24 日、25 日　神戸:オリエンタルホテル会議室
中国側参加機関:商務部、最高人民検察院、海関総署、国家工商行政管理総局、国家質量監督検験検疫総局、国家版権局、工業信息化部
日本側参加機関:経済産業省、特許庁、内閣官房知的財産戦略推進事務局、文化庁、警察庁、財務省、農林水産省、外務省

また、WG で合意した事項については、担当の政府部門が共同でセミナー等を開催する活動もなされています。2012 年度においては、日本側が提案したセミナー等を以下のとおり実施しました。

■不法経営額算定プロセス検討会

2011 年 9 月 29 日杭州にて、2012 年 3 月 13 日広州にて、最高人民検察院、最高人民法院、公安部などの中国中央政府機関参加の下、中国の法執行機関の職員に対して、中国の刑事訴追基準である不法経営額の適切な算定方法の紹介や現行の刑事訴追基準の問題点について、日本の権利者との意見交換が行われました。

■第３回日中インターネットシンポジウム

2012 年 8 月 2 日、東京にて、商務部、国家版権局が参加し、「アリババ、IIPPF インターネット WG 及び上海 IPG インターネット WG」、「中国動画配信サイト（iQIYI）と CODA」の間で知財保護に関する２つの協力覚書が締結されました。またインターネット上の知財保護に関して、タオバオ、アリババ及び当当ネットと日本の権利者によるパネルディスカッションが行われました。

第３回日中インターネットシンポジウム

第３回日中インターネットシンポジウム（2012 年７月、東京）

②経済産業省と中国国家工商行政管理総局との覚書に基づく取組

2009 年 8 月に、中国国家工商行政管理総局との間で交換した「知的財産保護の協力に関する覚書」の交換が行われ、商標等の知的財産保護に関する協力の枠組みを構築し、知財保護の取組を促進することに同意しました。

覚書の具体的な内容は、①日中共同で協力分野における「年間作業計画」を策定する、②商標権侵害の執行に係る案件についての情報提供及び照会を行う、③ワーキング・グループを開催する、④日中協力の内容を公表するとともに、関係機関へ内容を通知するなどが盛り込まれています**(図表2)**。

日本企業の中国における模倣被害の約８割が商標

権侵害であることにかんがみれば、商標法及び反不正当競争法を所管する中国国家工商行政管理総局との協力関係の強化は、日本にとって極めて重要です。

図表２ 国家工商行政管理総局との覚書の概要

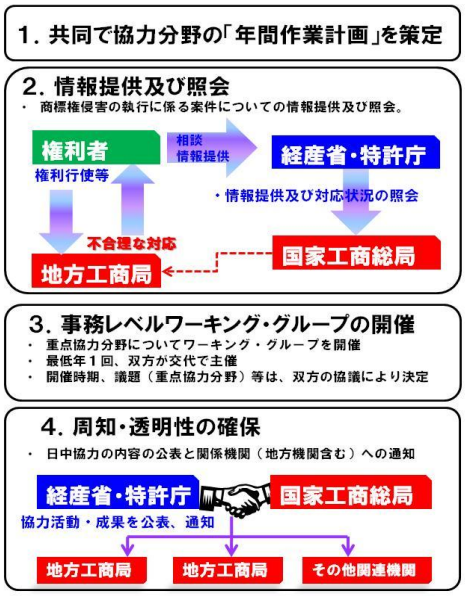

（出典）経済産業省作成資料

覚書を交換した翌月の 2009 年 9 月 24 日には、国家工商行政管理総局の鐘攸平副局長を団長とし、国際合作司長、競争執法局長、消費者保護局長などの幹部が来日し、経済産業省との間で今後の双方の協力等について意見交換が行われました。国家工商行政管理総局の局長級の幹部がそろって訪日したのは初めてのことで、覚書の交換により、国家工商行政管理総局との交流関係が前進しました。その後も、日中共同で策定した年間作業計画に従って各種協力が進んでいます。

2012 年 1 月 10 日には、東京において、第 2 回日中模倣品事務ワーキング・グループを開催し、インターネット上の模倣品対策や冒認商標出願問題等について意見交換を行いました。

また、当該覚書に基づく協力として、2013 年度は、下記の事業を行いました。

■ 2013 年 6 月には、中国大連において開催された中国商標年会において、中国各地の工商行政管理局の職員と産業界で、再犯対策の問題及び著名な商標へのただ乗り問題について意見交換を行いました。

■ その他、国家工商行政管理総局に対し、3 ヶ月に一度冒認商標出願に対する公告前情報提供等を実施しました。

③特許庁と中国知識産権局との覚書に基づく取組

2009 年の日中特許庁長官会合において、日本国特許庁と中国国家知識産権局は、両庁の協力関係を一層強化し、知的財産の保護に向けた取組を着実に進めることで意見が一致し、両庁の協力事項をまとめた「日本国特許庁と中華人民共和国国家知識産権局との知的財産分野における協力覚書」の交換が行われました。

覚書の具体的な内容は、知的財産法制度、審査・審判実務、機械化分野、工業所有権データ交換、統計データの交換、工業所有権情報の普及、知的財産人材育成、知的財産保護に関する協力となっています。

当該覚書に基づき、これまで両国における適切な知的財産保護に向けた取組を進めているところです。

2014 年 10 月 24 日には、中国青島にて日中特許庁副長官会合を開催しました。本会合では、両庁が、日中特許審査ハイウェイについて、ユーザーの利便性を高めるために協力していくことで合意しました。また、中国特許文献に対する検索性のさらなる向上を図るべく、特許分類協力に関する 2014 年～2016 年のアクションプランに合意した他、意匠、機械化、審判、人材育成 など、多方面にわたる協力について協議しました。

④ 文化庁と中国国家版権局との覚書

2010 年 3 月 15 日、「日本国文化庁と中華人民共和国国家版権局との著作権及び著作隣接権に係る戦略的協力に関する覚書」の交換が行われました。本覚書は、日中間の著作権等に係る交流及び協力の枠組みを構築、強化することを通じて、両国間の、相互理解を促進し、両国の文化及び経済の発展に資する取組を促進することを内容としています。

具体的には、日中双方の共通する所掌分野である著作権等の管理及び侵害対策、インターネット上の著作権保護等の分野において協力関係を確立するため、(1)政府間協議、(2)人材交流および育成、(3)情報交換を実施することを主な内容としています。

日中両国の著作権部局間の協力・連携の強化が期待されることから、今回の覚書交換は海賊版対策の観点で極めて重要です。なお、中国側の署名は、3 月 5 日に北京にて閻暁宏国家版権局副局長が行い、日本側の署名は 15 日に東京にて玉井日出夫文化庁長官（当時）が行いました。

⑤ 文化庁と韓国文化体育観光部との覚書

2011 年 9 月 6 日、「日本国文部科学省と大韓民国文化体育観光部との著作権及び著作隣接権分野における連携強化に関する覚書」の交換が行われました。

本覚書は、日韓両国の円滑な文化交流を確実にし、相互理解を促進するとともに、文化産業を発展させる上で重要な意義を有する著作権及び著作隣接権における協力のための包括的な枠組みを構築することを内容としています。

具体的には、協議の位置づけを明確にし、著作権等に係る交流及び協力の枠組みを構築・強化するため、(1)日韓著作権会議の開催、(2)情報及び経験の共有を図るため日韓著作権フォーラムの開催、(3)著作権関連団体間の相互交流促進などの分野で両国が協力していくことを主な内容としています。

日韓両国の著作権部局間の協力・連携の強化がますます強固になることが期待されることから、今回の覚書交換は海賊版対策の観点から極めて重要です。

なお、日本側の署名は、8 月 26 日に東京にて高木義明文部科学大臣（当時）が行い、韓国側の署名は 9 月 6 日にソウルにて鄭柄國韓国文化体育観光部長官（当時）が行いました。

⑥文部科学省とベトナム文化・スポーツ・観光省との覚書

文部科学省では、ベトナム文化・スポーツ・観光省著作権局との間で、著作権の保護に係る協力事業を実施しているところです。2015 年 3 月、藤井文部科学副大臣が来日したホー・アン・トゥアン ベトナム文化・スポーツ・観光省副大臣と会談を行い、今後の著作権及び著作隣接権に係る二国間での協力関係を発展させるため「日本国文部科学省とベトナム社会主義共和国文化・スポーツ・観光省との著作権及び著作隣接権に係る協力に関する覚書」に署名を行いました。

本覚書は、日ベトナム両国の著作権等に係る双方間の協力のための一般的な枠組みを構築することを目的とし、具体的には、(1)著作権保護（デジタル環境を含む）の向上、(2)海賊版取締りの強化、(3)著作権等の集中管理の開発、(4)著作権等に係る意識の向上、(5)著作権等の分野における能力開発について協力していくことが内容となっています。

文部科学省―ベトナム・文化・スポーツ・観光省覚書署名式

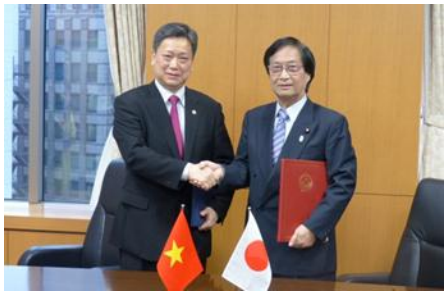

日時:2015 年 3 月 9 日

⑦ 経済産業省と広東省政府との間の協力･取組

中国広東省とは、2011 年 4 月の汪書記（当時）と IIPPF 志賀座長（当時）・経済産業省鈴木製造産業局長（当時）との会談において、広東省人民政府との知的財産保護分野における交流と協力を促進することで意見が一致しました。次いで同年 7 月には、経済産業省と広東省知識産権局との間で、具体的な協力として、(1)広東省知財関連部門の日本での研修受け入れ、(2) IIPPF 官民合同訪中団の広東省知財関連部門による受け入れ・双方の交流推進、(3)知的財産に関するセミナー、フォーラムなどの共同開催、(4)知的財産に関する法令等・典型案件に関する情報提供・情報交換について正式に意見が一致し、協力を進めているところです。

本協力事業のうち、「IIPPF 官民合同訪中団の広東省知財関連部門による受け入れ･双方の交流推進」については 2015 年 1 月に実務レベルで訪中団が広東省知識産権局、広東省工商行政管理局、広東省打假弁公室と更なる知的財産保護強化に向けた意見交換を行いました。「知的財産に関するセミナー、フォーラムなどの共同開催」についても、民間ベースの取組として、昨年度に引き続き、日本知的財産協会による企業間連携会議が 2015 年 3 月に開催されています。

「知的財産に関する法令等・典型案件に関する情報提供・情報交換」についても、2012 年 12 月の官民合同実務レベルミッション（広州）において、広東省公安庁との間で、日本企業から定期的に情報提供を行うことについて合意したことを受け、2013 年 7 月から定期的な情報提供が行われています。

日本国と広東省との知財保護交流･協力事業の概要

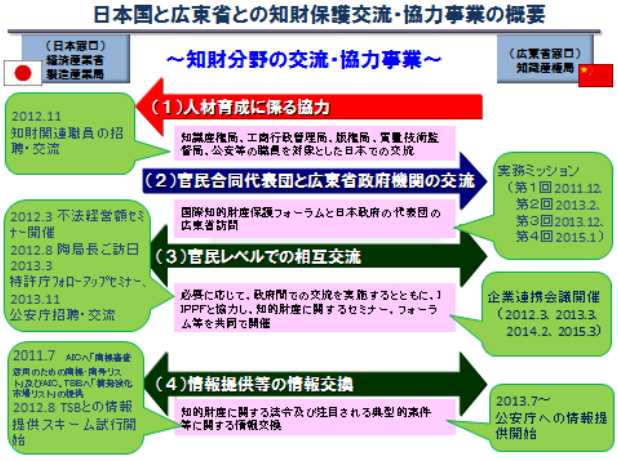

（4）人材育成支援・協力事業の実施

侵害発生国における実効的な取締りを支援するための事業も、各省庁において実施しています。

① 侵害発生国における真贋判定セミナー等開催

侵害発生国の税関、警察をはじめとする執行関係機関等の職員を対象に、模倣品の取締り等に関する

実践的なノウハウを提供する真贋判定セミナーや知財保護セミナー等を、以下の国・地域で、経済産業省、JETRO 等の主催で開催しました**(図表3)**。

・中国　寧波（2011 年 6 月、10 月）、南京（2011 年 6 月、2011 年 8 月）、通遼（2011 年 6 月）、東港（2011 年 7 月）、石家庄（2011 年 7 月）、杭州（2011 年 7 月）、深セン（2011 年 8 月、2012 年 1 月、2013 年 10 月）、上海（2011 年 9 月、2013 年 12 月）、天津（2011 年 10 月）、青島（2011 年 10 月）、成都（2011 年 11 月、2013 年 10 月）、貴州（2011 年 11 月、2013 年 10 月）、広州（2011 年 11 月、2014 年 11 月）、鄭州（2011 年 12 月）、北京（2011 年 12 月）、香港（2012 年 1 月、2013 年 1 月、2015 年 2 月）、常徳（2012 年 3 月）、昆明（2012 年 5 月）、アモイ（2012 年 7 月）、荊州（2012 年 7 月）、合肥（2013 年 12 月）、ハルビン（綏芬河）（2014 年 3 月）、武漢（2014 年 7 月）、寿光（2014 年 8 月）、義烏（2015 年 1 月）

・韓国　ソウル（2011 年 10 月、2011 年 11 月、2012 年 3 月、2012 年 8 月）、大田（2012 年 10 月、2013 年 10 月）

・インドネシア　スラバヤ（2011 年 7 月）、ジャカルタ（2012 年 6 月、2013 年 12 月）

・タイ　バンコク（2011 年 9 月、2012 年 9 月）

・ロシア　モスクワ（2011 年 10 月）、サンクトペテルブルク（2013 年 11 月）

・ブラジル
サンパウロ（2011 年 11 月、2012 年 11 月）

・マレーシア　クアラルンプール（2011 年 12 月）

・フィリピン
マニラ（2011 年 12 月、2012 年 12 月）

・インド　ムンバイ（2012 年 2 月、2013 年 12 月）、デリー（2012 年 11 月）

・ベトナム　ハノイ（2012 年 12 月、2013 年 12 月）、ホーチミン（2013 年 9 月、2014 年 9 月）

・イラク　エルビル（2013 年 6 月）

・チリ　バルパライソ（2013 年 9 月）、イキケ（2014 年 12 月）

・ミャンマー（2014 年 8 月）

図表 3　真贋判定セミナー開催国

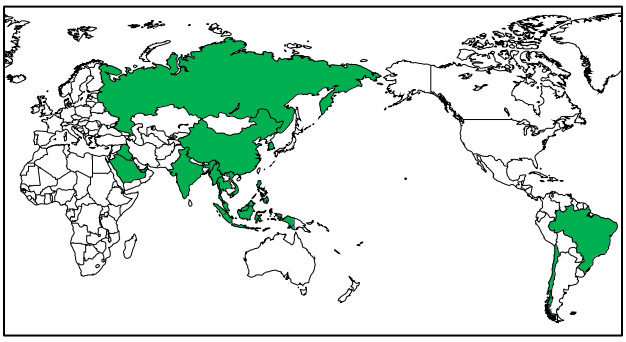

これまでのセミナー開催国（2015 年 3 月現在）

②インド裁判官向け知財セミナーの開催

インドでの模倣品対策は、民事・刑事の司法救済が中心となっており、地方裁判所などの裁判官には、知的財産権の係争を適切に扱うための高い専門知識を培うことが求められています。日本企業のインドにおける知財エンフォースメントを円滑化することを目的に、デリー高裁と協力の下、日本から裁判官経験者や弁理士を講師としてインド現地に派遣して、地方裁判所裁判官を対象とした知的財産セミナーを 2013 年度に続いて 2014 年度も開催しました。

③ASEAN 知財動向報告会の開催

2014 年 5 月に、ASEAN における知財制度や運用状況に関して各国横断的に比較調査した結果を日本権利者に紹介する「ASEAN 知財動向報告会」を開催しました。

④インド税関セミナーの開催

2014 年 10 月に、インド物品税関税中央局担当者およびインド法律事務所弁護士を招聘し、インド税関における知財侵害品差止制度を内容とするセミナーを開催するとともに、政府関係機関や IIPPF メンバーとの意見交換も実施しました。

～被招聘者からのコメント～

この度、2014 年 10 月 29 日に開催された「JETRO・インド税関セミナー」の講師として日本政府より招聘を受け、日本を訪問しました。このセミナーは、日本の権利者等関係者を対象に、インドにおける知的財産水際措置を紹介するものとして企画されました。JETRO のアレンジでは、講演者として、ほかにも、インドにおいて実務に携わっている上級の知財弁護士も招聘されており、このことが、インド知財水際措置について、異なる視点からの経験の共有を可能にしてセミナーをよりよいものとし

たと思います。

私の感想としては、セミナーはよく考えられた構想だったと思います。企画・実施も大変素晴らしく、また、多くの参加者を得ました。講演に続く参加者からの質問とそのやりとりからは、講演内容を大変よくご理解いただき関心を寄せていただいたことがよく分かりました。それらのやりとりからは、また、日本の知的財産の権利者の、現時点でのご実務やご期待がよく理解できました。

今回の日本訪問では、日本政府の様々な機関とディスカッションする機会も得られ、これらの場で共有された経験は、双方の制度や運用をよりよく理解するのに大変役立つものであり、日本税関の知的財産部門との会合は、このような観点から特に有用であったと思います。

経済産業省及び JETRO も、訪問中、心づくしの対応をしてくれ、期間中の様々な会合やご関係者、日本に関して大変心温まる記憶とともに帰国しました。この度の招聘を感謝します。（Mr. Aseem Nanda）

⑤中国インターネット企業等の招聘

インターネット上の知財権侵害対策は重要な課題であるものの、中国のネット企業がどのような対策を取っているのか、権利者としてはどのように申請すれば良いのかといった情報は日本企業にあまり伝わっていません。そこで、2014 年 12 月に、いわゆる中国ネット 3 大企業（テンセント、アリババ、百度）に京東、そして元中国商務部の副司長でネット問題に詳しい楊清華大学教授、さらに日本の Google 等を招聘し、権利者向けのセミナー及び意見交換会を開催しました。

⑥ベトナム政府機関関係者の招聘

2015 年 1 月に、ベトナムで知的財産権侵害対策等を所管する科学技術省監査局、389 委員会（2014 年 3 月に設立された、密輸、商業詐欺および模倣品防止の省庁横断的な指導委員会）、財政省税関総局、商工省市場管理局、公安省経済警察の行政機関担当者を招聘し、各機関の取締状況やベトナム税関総局と JETRO との協力同意書について説明すべく日本の権利者を対象としたセミナーを開催しました。また、IIPPF メンバーとの意見交換も実施しました。

～被招聘者からのコメント～

今回の招聘事業では、多くの情報を入手することが出来ました。特に、日本企業との意見交換会では、日本側から多くの質問、要望が寄せられ、日本側のベトナムでの知財対策への関心の高さが伺えました。また、視察では株式会社ブリヂストンを訪問したのが印象的でした。

監査局では、監査局内の体制強化とともに、知財関連機関との連携強化を図りたいと考えていますが、縦割行政の弊害もあり、連携が出来ていない状況にあります。法規制制定等、テクニカルな部分の整備はできたとしても、運用面で問題があるため、実際に各機関との情報共有や、各機関への指導ができていない状況です（国境での取締に対して、国境警備軍や税関への指導は実際にはできない）。

知的財産戦略本部、経済産業省模倣品対策室との意見交換は非常に有益であり、今後日本の省庁間の連携方法を参考にしていきたいと思います。そのために、引き続き、日本政府より日本の経験の共有をいただきたいと思います。（Mr. Pham Van Toan ）

⑦UAE（ドバイ）政府機関関係者の招聘

2015 年 2 月に、ドバイ警察の少将をトップとするドバイ警察及びドバイ税関両機関の政府職員を日本へ招聘しました。日本の産業界に対するプレゼンだけではなく、日本企業との意見交換を行い、2012 年の招聘時よりもより深い議論が実現しました。特に UAE において長年問題となっていた「知財権侵害品を発送元の国に送り返してしまう」というシップバック問題について、近いうちに取りやめる旨の発言を引き出せたこと等の成果がありました。

～被招聘者からのコメント～

今回の訪問で２回目になりますが、今回の訪問は前回にもまして意義が大きかったと思います。

また、ドバイ警察とドバイ税関と合同で訪問できたことは良かったです。ドバイのワンチームとして模倣品対策にしっかり取り組んでいくことについて再確認できました。

日本企業と直接会う機会はそんなに多いわけではないので、良い機会になりました。今後も出来る限り協力していきたいと思います。（Mr,. Yousuf Ozair Mubarak）

⑧ミャンマー税関関係者の招聘

2015 年 2 月にミャンマー税関から担当者を招聘し、税関登録手続や知的財産権執行において税関の果たす役割等について IIPPF メンバーとの意見交換を行いました。

～被招聘者からのコメント～

日系企業との意見交換の場においてミャンマーの現状を伝えることができたことはとても有意義でした。また、日本税関への訪問により知識を深めることができ、大変感謝しています。（Ms. Tin Tin Aye）

⑨中国最高人民法院の招聘

2015 年 3 月に、中国最高人民法院を招聘し、知的財産侵害の司法救済を内容とする日本企業を対象としたセミナー及び意見交換会を実施するとともに、知的財産保護制度や司法制度に関する政府関係機関等との交流を行いました。

～被招聘者からのコメント～

JETRO の招聘に応じて、中国最高人民法院は、民事三廷の金克胜・副廷長を団長として、民事三廷の張縄祖・高級裁判官、周翔・裁判長、行政廷の耿宝建・裁判長、刑事一廷の耿磊・裁判官、魏磊裁判官の一行６名により知的財産司法保護交流視察団を結成し、2015 年３月１日～6 日にかけて日本において６日間の交流・考察を行いました。視察団は、日本経済産業省、日本法務省及び日本知的財産高等裁判所並びに関係する弁護士事務所及び企業等の機関を訪問しました。また、日本貿易振興機構が実施した産業界向けセミナーと交流会に参加しました。視察団による中国の知的財産司法保護の最新発展状況を紹介し、日本側の十数名の裁判官、政府担当者及び企業代表者、弁護士、弁理士等と十分に深い意見交流及び検討を行いました。

日本は、この数年間に渡る法律の改正に基づいて、知的財産高等裁判所の設立等の措置を講じ、“知的財産立国”政策を確実に推進しており、多くの成功経験が中国側にとって参考となり、学ぶべきことでした。日本側からは、中国の知的財産司法保護の制度設計、実践程度に対する高い評価を得るとともに、インターネットにおける知的財産司法保護は日本よりも進んでいると認めていただきました。双方は、知的財産司法保護分野における交流をさらに強化し、相互理解を深め、互い学んでいくべきであることで一致しました。（周翔氏）

⑩インド・デリー高等裁判所判事の招聘

2014 年 6 月、「インド商標訴訟セミナー」を東京と大阪で開催しました。講師として招聘したインド・デリー高裁判事は、同セミナーにおける講演のほか、知的財産高等裁判所を訪問し、日印の知財訴訟実務に関する意見交換を行いました。また、IIPPF メンバーとの間で、インドの裁判制度や知財保護に関する意見交換を行いました。

⑪ロシア連邦税関局の招聘

ロシアでは、知的財産を規律する民法（第 4 部）改正法が 2014 年 10 月に施行されました。また、同国と周辺国が進める経済統合に伴う水際規制の動向に対する関心も高まっています。そこで 2014 年 7 月、ロシアの弁護士等を招聘し、民法改正及び模倣品対策の最新動向に関するセミナーを開催しました。同時に IIPPF メンバーとの意見交換を行い、税関での模倣品差し止め状況等について、より詳細な情報を聴取しました。

⑫TM5 第 2 回悪意の商標出願セミナーの開催

2014 年 5 月に、香港にて、日米欧中韓の商標五庁（TM5）の協力枠組みにおいて、我が国がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として、「第 2 回悪意の商標出願セミナー」を開催しました。悪意の出願に対する各国の商標制度や審査運用について、会場の参加者も交えた活発な議論が行われました。

⑬著作権侵害発生国におけるトレーニングセミナーの開催

著作権侵害発生国の税関職員等取締機関職員に対し、日本コンテンツの海賊版と正規品の真贋判定能力を構築するためのセミナーを文化庁の主催により以下の国・地域で実施しました。

・中国　成都（2014 年 9 月）、香港（2014 年 9 月）、大連（2014 年 10 月）
・台湾　台北（2014 年 12 月）、台中（2014 年 12 月）、高雄（2014 年 12 月）
・インドネシア　ジャカルタ（2015 年 1 月）、スラバヤ（2015 年 1 月）

⑭マレーシア政府関係者の招聘

2015 年 3 月にマレーシア知的財産公社長官等を日本に招聘して、関係団体を訪問するとともに、著作権制度の整備強化、侵害対策などについて意見交換を実施しました。

⑮集中管理制度に関するセミナーの開催

2014 年 9 月に東京において、インドネシア、マレーシア及びタイの著作権集中管理団体職員を対象とした集中管理制度の強化及び団体の能力向上に資する研修を実施しました。

⑯著作権侵害発生国における普及啓発事業の実施

侵害対策として、著作権保護に関する意識向上に向けた普及啓発が重要との認識の下、2015 年 1 月 12 日にタイにおいて日本とタイにおける著作権関係団体による取組の紹介と意見交換を実施したほか、インドネシア・パジャジャラン大学において、大学教職員及び大学生を対象とした普及啓発セミナーを 2015 年 2 月 21 日に開催しました。

（5）水際、国内での取締り

① 水際での取締り（財務省）

日本国内に流入する知的財産侵害物品に対しては、水際での取締りが重要となります。2014 年（平成 26 年）の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は 32,060 件で、過去最高の件数を記録しました。輸入差止点数は約 89.6 万点で、前年から約 26.8 万点増加しました**(図表4)**。

図表 4 知的財産侵害物品の輸入差止実績

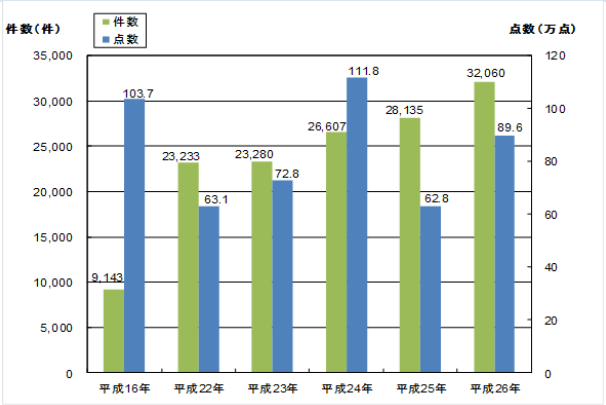

（出典）財務省「平成 26 年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」

このうち中国からの知的財産侵害物品の差止件数は 29,553 件で、仕出国別の構成比は、前年より 14.4%増加して全体の 92.2%を占め、引き続き高水準にあります。なお、過去差止件数の多かった韓国来の構成比は全体の 1.3%となりました。**(図表5)**。

図表 5 仕出国別の輸入差止実績（件数ベース）

	2013 年	2014 年	前年比	構成比
中国	25,844	29,553	114.4%	92.2%
香港	1,053	1,369	130.0%	4.3%
韓国	328	422	128.7%	1.3%
フィリピン	214	281	131.3%	0.9%
シンガポール	346	121	35.0%	0.4%
タイ	84	105	125.0%	0.3%
台湾	62	60	96.8%	0.2%
米国	119	30	25.2%	0.1%
マカオ	7	30	428.6%	0.1%
ベトナム	16	27	168.8%	0.1%
上記以外の国	62	62	100.0%	0.2%
合計	28,135	32,060	114.0%	100.0%

（出典）財務省「平成 26 年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」

また、知的財産別の輸入差止件数は、商標権侵害が 31,816 件で全体の 98.0%を占め、品目別でみると、バッグ類が 11,988 件で全体の 33.9%を占め、次に、衣類（21.0%）、携帯電話及び付属品（9.4%）、靴類（8.6%）と続いています**(図表6)**(**図表7**)。

図表 6 知的財産別の輸入差止実績（件数ベース）

		2013 年	2014 年	前年比	構成比
特許権		2	1	50.0%	0.0%
実用新案権		0	0	－	－
意匠権		43	40	93.0%	0.1%
商標権		27,975	31,816	113.7%	98.0%
著作権		383	527	137.6%	1.6%
著作隣接権		0	0	－	－
育成者権		0	0	－	－
不正競争法違反物品	周知表示混同惹起品	3	0	全減	0.0%
	著名表示冒用品	0	0	－	－
	形態模倣品	0	0	－	－
	技術的制限手段回避装置	16	86	537.5%	0.3%
合計		28,135	32,060	114.0%	100.0%

注1：1事案で複数の知的財産侵害に当たるものがあるため、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しない。

（出典）財務省「平成 26 年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」

図表 7 品目別侵害物品の輸入差止実績

	2013 年	2014 年	前年比	構成比
バッグ類	13,693	11,988	87.5%	33.9%
衣類	4,798	7,434	154.9%	21.0%
携帯電話及び付属品	1,618	3,331	205.9%	9.4%
靴類	3,218	3,025	94.0%	8.6%
眼鏡類及び付属品	1,127	1,621	143.8%	4.6%
時計類	822	1,138	138.4%	3.2%
医薬品	736	1,104	150.0%	3.1%
身辺細貨類	335	938	280.0%	2.7%
ベルト類	634	687	108.4%	1.9%
キーケース類	737	660	89.6%	1.9%
電気製品	645	599	92.9%	1.7%
ＣＤ、ＤＶＤ類	1,278	592	46.3%	1.7%
帽子類	258	421	163.2%	1.2%
コンピュータ製品	229	393	171.6%	1.1%
布製品	53	256	483.0%	0.7%
上記以外の品目	620	1,158	186.8%	3.3%
合計	28,135	32,060	114.0%	100.0%

注1：1事案で複数の品目を含んだものがあるため、品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しない。

（出典）財務省「平成 26 年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」

税関に対し、貨物の輸出入の差止めを申し立てる差止申立制度[1]の利用状況について、2014 年末時点で有効な輸入差止申立ての件数は 742 件でした。

1 知的財産のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又は不正競争差止請求権者は、自己の権利又は営業上の利益を侵害すると認める貨物が輸出又は輸入されるおそれがある場合に、税関長に対し、当該貨物が知的財産を侵害しているか否かを認定するための手続を執るべきことを申し立てる制度です。《関税法第 69 条の 4、第 69 条の 13》

また、2014 年中の新規輸入差止申立件数は 128 件でした**(図表8)**。

図表 8 輸入差止申立件数の実績

		2013 年	2014 年	前年比	構成比	新規
特許権		21	20	95.2%	2.7%	2
実用新案権		0	0	−	−	0
意匠権		77	82	106.5%	11.0%	12
商標権		247	275	111.3%	37.0%	49
著作権		96	96	100.0%	12.9%	3
著作隣接権		316	263	83.2%	35.4%	59
育成者権		1	1	100.0%	0.1%	0
不競法違反物品	周知表示混同惹起品	5	1	20.0%	0.1%	0
	著名表示冒用品	0	0	−	−	0
	形態模倣品	0	0	−	−	0
	技術的制限手段回避装置	2	5	250.0%	0.7%	3
合計		764	742	97.1%	100.0%	128

注1:「新規」は、新たに輸入差止申立てが行われ、平成 26 年中に受理された件数。
注2:1 件の申立てにつき複数の知的財産に係るものがあるため、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しない。
(出典)財務省「平成 26 年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」

② 国内での取締り（警察庁）

知的財産権侵害事犯の検挙事件数は 574 事件（前年 524 事件）あり、検挙人員は 838 人（前年 716 人）でした**(図表9)**。

また、押収した知的財産権侵害品（偽ブランド品及び海賊版）の数量は 429,934 点（前年 703,448 点）でした**(図表 10)**。

図表 9 知的財産権侵害事犯の検挙状況

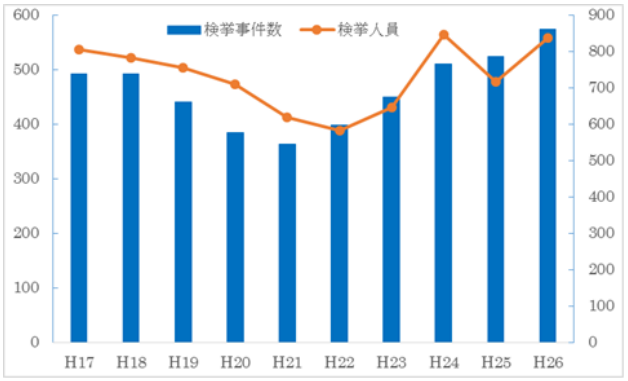

（出典）警察庁「平成 26 年中における生活経済事犯の検挙状況等について」（2015 年 2 月）

図表 10 知的財産権侵害品の押収状況

種 別		2012 年	2013 年	2014 年
偽ブランド品		117,143	104,776	118,464
海賊版	ビデオ・DVD 等ソフト	373,664	576,075	290,659
	コンピュータソフト	1,728	3,278	1,592
	音楽 CD・テープ等	1,961	5,837	16,127
	キャラクター商品等	16,611	13,482	3,092
	合 計	393,964	598,672	311,470
合 計		511,107	703,448	429,934

(出典)警察庁調べ

商標権侵害事犯（偽ブランド事犯等）では、2014 年中に押収され仕出地が判明した偽ブランド品のうち中国（本土）を仕出地とするものが 65.1%でした。侵害形態は、インターネット利用が、2014 年中は 70.4%と半数以上を占め、次いで、店舗利用（20.6%）、フリーマーケット利用（2.0%）でした。

一方、著作権侵害事犯（海賊版事犯等）では、押収した海賊版の 67.3%が国内で複製されたもので、侵害形態は、インターネット利用が 83.0%と大半を占め、次いで、店舗利用（8.9%）、露店利用（3.3%）でした**(図表 11)**。

図表 11 商標権・著作権侵害事犯の侵害形態

【商標権侵害事犯の侵害形態割合】

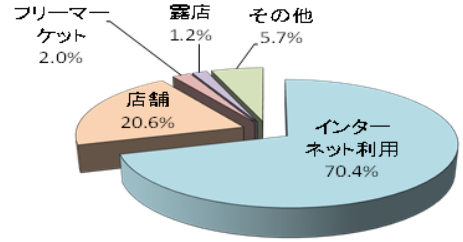

【著作権侵害事犯の侵害形態割合】

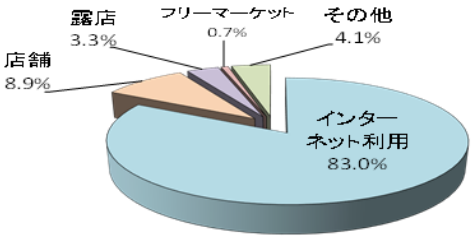

（出典）警察庁「平成26年中における生活経済事犯の検挙状況等について」（2015年2月）

〔検挙事例〕

■インターネット販売会社の実質的経営者（39）らは、平成 25 年４月から６月までの間に、インターネット上に設けた販売サイトを通じ、中国から輸入した偽ブランド品の衣類５点を販売し、購入者から約２万 7,000 円をだまし取ったほか、同年８月及び 26 年１月に、偽ブランド品を販売目的で所持した。
26 年４月までに、実質的経営者、従業員等に加え、密輸入をしていた中国人ブローカーの計 8 人を詐欺罪、商標法違反（譲渡、譲渡目的所持）等で検挙するとともに、偽ブランド品約 7，600 点を押収した。

（6）模倣品・海賊版に関する啓発活動

①模倣品・海賊版撲滅キャンペーン

内閣府世論調査（2014 年 10 月）では、国民の約 4 割が模倣品の購入を容認する結果となっており〔詳細：参考資料３を参照〕、模倣品・海賊版に係る啓発活動等を通じて消費者の意識向上を図ることが重要となっています。

このため、特許庁では、「模倣品・海賊版を購入しない、容認しない」という消費者意識を醸成するため、知的財産戦略本部を始めとする関係省庁及び民間団体の協力の下、特設ウェブサイト、動画放映等の様々な広報媒体を用いた啓発活動である「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を、2003 年以降実施しています。

2014 年度の「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」では、若年層を重点ターゲットに、「ニセモノは、かわいくない！」をキャッチコピーにして、キャンペーンを展開しました。

模倣品・海賊版撲滅キャンペーンイメージ（2014 年度）

②ＳＴＯＰ！ネットでの知的財産権侵害

不正商品対策協議会では、2014 年 11 月 9 日に、不正商品を排除しよう！との主旨のもと「許さない！偽ブランド・海賊版・違法ダウンロード」をテーマに、『ほんと？ホント！フェア in 東京』を、ベルサール秋葉原において開催しました。また、本フェアにおいて、第３回　著作権を守ろう！ポスターコンクール表彰式を行いました。

『ほんと？ホント！フェア in 東京』海賊版・偽ブランド撲滅宣言

ポスターコンクール最優秀賞受賞者を囲んで

最優秀作品ポスター（右）

なお、協議会では毎年、「知的財産の保護と不正商品の排除」を目的とした広報・啓発ポスターを製作しています。深刻化するインターネット上の著作権侵害や偽ブランド販売等に関し、若年層を対象に「違法アップロードや違法ダウンロード、偽ブランドの購入等をしない」よう広く訴えかけています。このポスターは、全国の警察署や税関などに掲示されています。

ポスター（不正商品対策協議会）

（7）その他の政府の取組（2014 年度）

①内閣官房、関係省庁

正規の EC サイトの商号やデザイン、商品写真等を無断でコピーしたサイトを作り、代金支払後も購入者へ商品を送らなかったり、偽ブランド品を送付したりするサイト（以下、「なりすましＥＣサイト」という。）による被害が発生していることから、その被害の発生及び拡大を防止するため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（ＩＴ総合戦略本部）の下で、なりすましＥＣサイト等に対する対策の検討・推進を、関係府省庁一体となって行うこととなりました[2]。例えばその具体策として、「関係事業者、事業者団体等への協力要請等」として、金融機関、クレジットカード会社、検索エンジン事業者、ネットモール事業者、ネット広告事業者、配送業者等の関係する事業者等との連携強化や、関係事業者等へ

2 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/narisumasi/dai1/siryou1.pdf

の適切な対応・協力の要請等を行っていくと共に、「官民一体となった取組の推進」として、「なりすましＥＣサイト対策協議会」を創設し、関係事業者等を含めた総合的な対策を検討し、関係事業者等による積極的な取組を促していくことを方針として規定しました[3]。

②農林水産省

日本の都道府県名や地名等が、中国、台湾等で現地の企業などの第三者に商標出願される事例が相次いでおり、日本産農林水産物・食品の海外展開への悪影響が懸念されています。また、日本産を装った農林水産物・食品が海外で出回っており、日本産農林水産物・食品のブランド価値の低下にもつながりかねません。

こうした海外における農林水産分野の知的財産の侵害リスクが高まっている状況に対応し、地方自治体や農林水産関係団体、弁護士、弁理士等が参加して、2009 年に「農林水産知的財産保護コンソーシアム」が設立され、中国など海外における商標出願状況を一体的に監視する体制が整えられました。同コンソーシアムでは、「商標監視」、「地方相談会」、「海外現地調査」の充実を図り、農林水産分野の知的財産保護を図る活動を行っています。

③外務省

外務省は、政府の対外窓口として、知的財産権について海外での保護強化及び国際的な制度構築に関する施策に取り組みました。

日本企業支援の取組としては、ほぼすべての我が国在外公館（大使館、総領事館）において指名されている知的財産担当官を通じて、海外で困難に直面する日本企業からの相談を受け、事案に応じて助言、相手国当局への要請を行いました。

また、EPA 及び投資協定の交渉を通じて、知的財産権に関する規定を設け、知的財産ルールの強化に努めました。

多数国間の取組としては、ACTA の早期締結・参加国拡大に向けた協議の他、APEC、WTO（TRIPS 理事会）、WIPO 等での交渉や議論を行いました。

④総務省

インターネット上の著作権侵害対策については、権利者とプロバイダが協働して侵害対策措置を図る仕組みを構築することが効果的です。

また、プロバイダ責任制限法の検証を行った「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」の提言を受け、開示請求の対象となる発信者情報に携帯電話端末等の個体識別番号を追加する省令改正を 2011 年 9 月に行いました。さらに、権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者等の関係者による「コンテンツ不正流通対策連絡会」を開催し、インターネット上でのコンテンツの不正流通の抑止技術等に関する実証実験を 2010～2012 年度にかけて実施しました。

⑤文化庁

インターネット上にある違法複製された映画等の著作権侵害コンテンツの問題等に対処するため、現在主流となっているいわゆる「暗号型」の著作権保護技術を新たに技術的保護手段の対象に加える改正著作権法が 2012 年 6 月に成立し、2012 年 10 月から施行されています。

さらに、近年、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、電子書籍が増加する一方、出版物が違法に複製され、インターネット上にアップロードされた海賊版被害が増加していることから、紙媒体による出版のみを対象とした出版権制度を見直し、電子書籍に対応した出版権の整備のため、2014 年 4 月に著作権法の一部を改正しました。

⑥特許庁

2014 年 12 月に東京にて第 3 回 TM5 年次会合が開催され、我が国リードで、「悪意の商標出願に関する TM5 の制度・運用」報告書が取りまとめられました。

⑦法務省

2013 年 11 月，特許庁と連携して，ミャンマー連邦最高裁判所及び同法務長官府職員（裁判官及び検察官）に対して知的財産法制に関するセミナーを実施し，法務省からは，我が国における商標法違反及び著作権法違反の刑事事件を題材に，その捜査手法，公判立証手法等について解説しました。また，2014 年 3 月にも，上記法務長官府からの要請を受け，同府職員を対象に同様のセミナーを実施しました。

さらに，2014 年 7 月に，特許庁と連携して，ミャンマー連邦最高裁判所及び同法務長官府職員（裁判官及び検察官）等に対し，知的財産法に関する公開セミナーやディスカッションミーティングを実施したほか，2015 年 2 月には，インドネシア最高裁判所裁判官等を招いて，インドネシアにおける知的財産訴訟等に関するシンポジウムを実施しました。

3 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/narisumasi/dai2/siryou1.pdf

⑧消費者庁

2012 年 11 月 1 日の「消費者庁越境消費者センター（CCJ）[4]」開設以来、海外ショッピングでトラブルに遭った消費者からの相談受付件数は、累計 11,927 件となっています。中でも「インターネット通販サイトで有名ブランドの商品を購入したが、模倣品が届いた（あるいは商品が届かない）」といった模倣品・詐欺関連の相談が 6,049 件と多くを占めており、特に、海外の事業者が日本の消費者向けに運営しているウェブサイトでのトラブルが目立っています（件数は全て 2015 年 3 月末時点）。

このため、消費者庁では、消費者トラブルの未然防止及び被害拡大防止を目的として、CCJ に寄せられた相談のうち、模倣品の販売や詐欺が疑われる悪質な海外ウェブサイトに関する情報を消費者庁のホームページ上で公表し、消費者の皆様に注意を呼び掛けています（情報は定期的に更新されます）。

また、2014 年 12 月に「インターネット消費者トラブル防止キャンペーン」を実施し、模倣品・詐欺関連を含むインターネット通販トラブル等について、注意ポイント等を分かりやすく示したキャンペーンサイトを開設するとともに、ウェブ広告を用いた消費者向けの啓発活動を実施しました。

消費者庁による『その商品、模倣品かも･･･!??
～模倣品を販売するウェブサイトを見抜く4つのチェックポイント～』

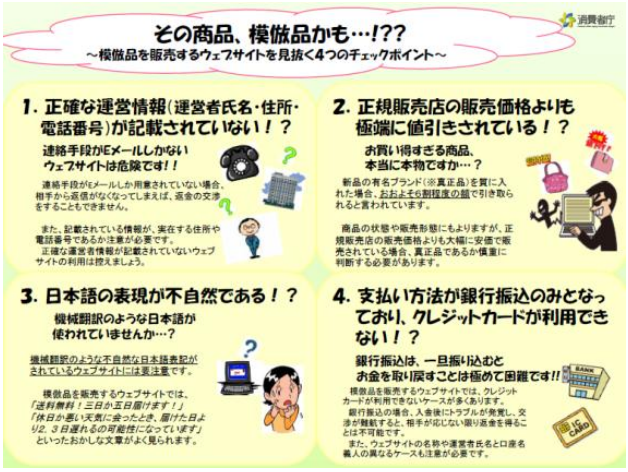

（参考 URL）http://www.caa.go.jp/adjustments/index.html#m06

（8）中小企業支援

① 中小企業海外 IP ネットワークの活動

JETRO は、2010 年度より、海外において中小企業が抱える知財権問題に対処することを目的として、中小企業海外 IP ネットワーク（IP ネット）を立ち上げており、現在 443 のメンバー（402 の企業・団体）にご登録いただいています。

2014 年度は、東京・大阪にて中国における模倣対策をテーマとしたセミナーを開催し、中小企業海外 IP ネットワークメンバーに対し、先行してご案内しました。

②中小企業商標先行登録調査、相談

JETRO は、2011 年度より、中小企業海外 IP ネットワークに登録しているもしくは JETRO の輸出促進関連事業（展示会等）を利用している中小企業に対して、海外における商標先行登録調査を無料で行うサービスを開始しました。各企業の商標出願前に第三者に当該商標が既に出願／登録されていないか調査を行い、既に出願／登録されていた場合の対抗措置についても検討することで、中小企業の海外展開結実の一助とすることを目的としています。

2014 年度の調査対象国・地域としては、中国、香港、タイ、米国、フランス、ドイツであり、34 企業から 45 件の申請を受け（中国 18 件、米国 8 件、香港 6 件、フランス 4 件、ドイツ 3 件、タイ 6 件）、先行登録調査を実施しました。

③海外の模倣被害における対策費用の助成（中小企業海外侵害対策支援事業[5]）

2014 年度、JETRO は、海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業が実施する侵害調査や、模倣品業者への警告文の作成費用、行政摘発費用にかかった総費用の 2／3（上限額：400 万円）を助成しました。具体的には、海外の調査会社等に委託して、模倣品の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況などについて侵害調査を実施し、その調査の結果について、中小企業に情報を提供し、模倣品業者への警告や行政摘発を実施しました。〔詳細：参考資料 4 を参照〕

2014 年度は、中小企業 11 社が当該制度を利用し、11 社のうち 10 社が中国にて調査を実施しました。また、調査後、侵害状況が明らかになった中小企業のうち 6 社が中国等の行政当局への摘発を実施済みであり、警告状の発送についても 1 社が実施しました。

[4] 2015 年度より独立行政法人国民生活センターへ事業移管し、「国民生活センター越境消費者センター」と名称変更。
http://ccj.kokusen.go.jp/

[5] 2015 年度より事業名変更。

④地方自治体による助成制度

地方公共団体の一部で[6]は、中小企業が外国での特許、意匠、商標を取得する場合や侵害調査費用等に要する費用の一部を助成する制度を有しています**(図表 13)**。

図表 13 外国特許等出願費用助成事業(東京都知的財産総合センター)

(外国特許出願費用助成事業)
■対象経費:外国特許出願手数料 、弁理士費用、翻訳料等
■助 成 額:1/2以内、限度額300万円

(外国実用新案・意匠・商標出願費用助成事業)
■対象経費:外国実用新案・意匠・商標出願手数料 、弁理士費用、翻訳料等
■助 成 額:1/2以内、限度額60万円

(外国侵害調査費用助成事業)
■対象経費:侵害調査費用、侵害品の鑑定費用、侵害先への警告費用、税関での輸入差止対策費用
■助 成 額:1/2以内、限度額200万円

(特許調査費用助成事業)
■対象経費:調査委託費用
■助 成 額:1/2以内、限度額100万円

(グローバルニッチトップ助成事業)
■対象経費:外国での権利取得・維持費用、知財トラブル費用、先行調査費用等
■助 成 額:1/2以内、限度額1,000万円(3カ年)

(出典)東京都知的財産総合センターのHPより

⑤外国産業財産権侵害対策等支援事業

特許庁からの委託により、(一社)発明推進協会が我が国の中小企業等を対象として、外国における模倣品等の産業財産権侵害(製造国及び流通国の双方が日本の場合を除く。以下同じ。)に関する無料相談を実施しています。

(一社)発明推進協会が、2014年度に産業財産権侵害に係る相談を受け付けた件数は、166件でした(相談内容別の内訳は、特許44件、実用新案7件、意匠40件、商標101件、その他16件の合計208件となり、相談内容に重複が含まれることから、相談を受け付けた件数よりも多くなります)。

また、外国の侵害対策に関する情報をまとめた「ミニガイド」やこれまでのよくある相談事例を基に作成した「相談事例QA集」等を以下のウェブサイトで紹介しています。

(参照URL)
○「外国産業財産権侵害対策相談事業」の掲載サイト
http://www.iprsupport-jpo.go.jp/

[6] 特許庁と連携して実施している地方公共団体の例は以下のとおりです。その他東京都のように独自の支援を行っている例もあります。
http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_gaikokusyutugan.htm

２．日本産業界の取組

（1）主要団体の取組

① 産業界横断的組織の取組

［国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）］

2002 年 4 月に知的財産保護に関する産業界の業種横断的な組織として、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）[7]が発足し、官民合同で様々な活動が行われています（事務局：JETRO）。具体的には、a）定期会合を通じた会員企業・業界団体間の情報交換や政府機関との情報共有、b）インターネットによる情報発信やイベントを通じた公衆啓発活動、c)侵害発生国との交流を通じた情報交換・協力事業などが行われています。また、年に１回、総会を開催してその年の活動報告が行われているほか、総会の下には企画委員会が設置され、定期的に会合を行っています。さらに、中国等への協力・要請等を検討する第１プロジェクトをはじめとする 5 つのプロジェクトチームが組織されており、知財保護に関する具体的な活動が展開されています。2010 年度からは、インターネット上の模倣品・海賊版に対する対策等の検討が開始されています。

2012 年には設立 10 周年を迎え、記念誌「国際知的財産保護フォーラム　10 年の歩み」が発刊されました。設立当初の「黎明期」には活動基盤が構築され、「協力・要請期」には要請とともに協力・支援活動も行う方針が確立され、「発展期」には認知度が上昇するとともに活動の拡大が図られてきましたが、記念誌においてはそのような IIPPF の活動の軌跡等が紹介されています[8]。

また、2015 年 3 月に 2014 年度の総会が開催され、2014 年度活動報告と 2015 年度活動計画案が承認されました。

＜第 1 プロジェクト（中国への協力・要請）＞

IIPPF では、日本政府と共同して、中国を始めとする被害発生国に対して、知的財産保護に係る制度・運用等の改善、取締強化の要請や活動を行う、「官民合同訪中代表団」を派遣しています。中国には、2002 年に第 1 回目の代表団（ハイレベル）を派遣して以来、継続して派遣が行われており、直近では 2012 年 9 月に、志賀俊之座長（当時）を民側代表とし、中根康浩経済産業大臣政務官（当時）を官側代表とする代表団が派遣され、中国政府中央機関に対して様々な要請を行いました。

第 8 回官民合同ハイレベルミッション

2012 年 9 月　全国人民代表大会訪問

また、2011 年 4 月、執行の現場を指揮、監督している地方政府との交流を促進する観点から、広東省に官民合同訪中代表団を派遣し、広東省人民政府汪洋書記をはじめとする広東省人民政府の幹部との会談を行いました。会談の中で、日本側からは、広東省における日本企業の模倣被害が増加している状況などを踏まえ、日本と広東省との間で知的財産分野における協力をさらに強化するため、知的財産の保護強化に関する協力枠組みを構築することを提案し、広東省人民政府の賛同を得ました。その後、2011 年 7 月、12 月、2013 年 2 月、12 月、2015 年 1 月に政府と合同でミッションを派遣し知的財産保護制度の運用面を中心とした意見交換を行っています。特に広東省公安庁との間では、2013 年 7 月からスタートした情報提供スキームにおいて、IIPPF からも多くの案件を提供するなど、具体的な交流が進んでいます。

なお、これらの他にも、中国中央政府に対する官民合同の実務者レベルでのミッション派遣等も行われており、直近では、2014 年 11 月に、中国北京の中央法執行機関（国家質量監督検験検疫総局、最高人民法院）に対して実務レベルのミッションを派遣して、処罰情報の公開や侵害者を特定する立証責任等について中国側と意見交換を実施しました。また、2015 年 3 月には、日本へ招聘された最高人民法院裁判官との意見交換会に参加しました。

[7] International Intellectual Property Protection Forum。2015 年 4 月時点の参加団体・企業数***。座長は佐々木　東芝取締役副会長。事務局は JETRO が担当。

[8] http://www.jetro.go.jp/theme/ip/iippf/outline/pdf/iippf_10th_anniversary.pdf

＜第 2 プロジェクト（中国以外の国・地域への対応プロジェクト）＞

2008 年 2 月にインド、2009 年 1 月、2010 年 1 月、2013 年 12 月にアラブ首長国連邦（UAE）、サウジアラビアに対して、官民合同ミッションを派遣しています。また、東南アジア、インド、中東について、現地での真贋判定セミナーや現地政府職員の日本招聘時における意見交換会等（P26 参照）へも参加しています。

＜第 3 プロジェクト（情報交換プロジェクト）＞

本プロジェクトでは、IIPPF 参加企業・団体の模倣対策の体制強化を目的に、海外での有効な模倣対策情報の交換と共有を図っています。2014 年度は、計 4 回の情報交換会を行いました。通常、会合はメンバーのみのクローズドの形式で行われていますが、新たにオープンセミナー形式での会合も行われました。また、各社の模倣対策データの共有化について議論する模倣対策共通データベース研究会を計 4 回実施しました。

＜第 4 プロジェクト（人材育成・普及啓発）＞

本プロジェクトでは、模倣品問題の解決には、民間レベルでの情報提供や人材育成協力等も重要であるとの観点から、一般国民等に対する知的財産普及啓発活動を推進しています。2014 年度は大学での講座を活用した人材育成協力事業（計 2 回）、青少年向け知財保護教育活動（計 1 回）、真正品／模倣品・海賊版の展示（計 3 回）等を実施しました。

＜第 5 プロジェクト（営業秘密保護）＞

本プロジェクトでは、営業秘密の漏洩事例や対応方法についての情報の提供、各企業の営業秘密保護に関する意識喚起を目的としたシンポジウムを開催しています。2014 年度は 2014 年 9 月と 2015 年 1 月の計 2 回シンポジウムを開催し、出席者数は合わせて 841 名でした。

＜インターネットワーキンググループ＞

本プロジェクトでは、インターネット上の取引において発生する知的財産権侵害への対策を講じることを目的としています。2014 年度は、権利者とネットビジネスに関わる様々な主体（コンテンツ海外流通機構（CODA）、テンセント、グーグル、百度、アリババ、京東、清華大学）との情報共有、意見交換を行いました。

［コンテンツ海外流通促進機構（CODA）］

2002 年 8 月、著作権関係団体や日本のコンテンツ産業等が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じることを目的に、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）[9]が設立されました。CODA では、侵害対策（CJ マークによる海賊版の共同摘発、違法配信対策）、アジア各国・地域の取締機関への協力要請及び関係構築、国外政府機関・関連団体（米国映画協会、国際レコード産業連盟、国際知的財産保護フォーラム等）との連携、普及啓発活動等を実施しています。

＜インターネット上の知的財産権侵害対策＞

2014 年度も引き続き、インターネット上の知的財産権侵害対策として、違法にアップロードされたアニメ、映画、ドラマ等の映像作品及びコミック、文芸作品等の出版物について削除要請を実施しました。

映像作品の違法アップロードについては、本事業開始の 2011 年からこれまで、中国本土 8 サイト、韓国 1 サイト、台湾 1 サイト、フランス 1 サイト、アメリカ 1 サイトを対象として、延べ約 18.3 万通の削除要請を実施し、高い削除率を維持しております。

また、出版物の違法アップロードについては、2011 年度の試行実験及び 2012 年度実施した削除要請の結果を踏まえ、2014 年度も中国本土 44 サイト（コミック 9 サイト、文芸作品 4 サイト、雑誌 4 サイト）を対象に、延べ約 245URL の削除要請を実施しました。

加えて、EC サイトで販売されている海賊版 DVD についても試験購入及び真贋鑑定を実施し、悪質なサイトについては、中国国家版権局へ申立てを実施する等、侵害サイト閉鎖に向けた取組を実施しました。

そして、2012 年 8 月に東京で開催された「第 3 回インターネット知的財産権シンポジウム」（主催：経済産業省）において、新たに中国の 1 動画配信サイトと今後の関係構築と知的財産権保護に関わる覚書を締結し、昨年度覚書を締結した 4UGC サイトに加え、中国のサイト事業者とのさらなる関係構築拡大を図りました。

＜エンフォースメントの支援＞

共同エンフォースメントとして、侵害への対抗措置（警告、摘発要請、訴訟提起等）を講じる企業に対し、訴訟資料整備、手続指導等の支援を行いました。具体的には、2014 年度に、香港では、香港税関

[9] Content Overseas Distribution Association。2002 年 8 月に発足。2012 年 4 月 1 日現在、現在 14 団体、36 企業が参加。

によって、CJ マーク商標権の侵害に基づき、3,557 枚の日本コンテンツの海賊版 DVD が押収され、うち 19 枚の CJ マーク商標権侵害が立件されました。

【ＣＪマーク】
日本コンテンツ共通のマークを策定し、海外において商標登録することにより海賊版の簡易・迅速な摘発を可能とするもの。

［マンガ・アニメ海賊版対策協議会］

2013 年 7 月、インターネット上で特に侵害が著しいマンガとアニメについて業界横断的に海賊版対策を取り組むべく、「マンガ・アニメ海賊版対策協議会」が発足しました。

マンガ業界、アニメ業界と合同で情報を共有し、海賊版の削除要請を効率的に実施すると同時に、ファンを海賊版から正規版サイトへ誘導する仕組みを構築し、更に国内外の視聴者等に普及啓発を行うという３つの取組について、業界横断的に一貫して戦略的に海賊版対策を実施しています。

②業界団体の取組

一部の業界団体では、業界の特性に応じた模倣品対策が実施されています。業界団体ごとに定期会合を開いて、模倣品に関する情報共有を行い、また、税関等の取締機関に対して真贋判定セミナーを実施するなど、様々な活動が行われています。

・(一社)日本自動車工業会

自動車部品修理店舗の違法な看板掲示に対する取締りについて湖北省武漢市や浙江省杭州市における現状調査を実施。また、模造エアバッグの生産拠点や販売現場に対する取締りについて広州市における現状調査を実施。
中国におけるモーターショーにおいて、（一社）日本自動車部品工業会と連携して自動車部品の模倣品使用の危険性について訴求するパンフレットの配布や啓発ビデオの放映など消費者啓発活動を実施。
アジア二輪車産業連盟（FAMI）において、模倣品に対する取組について情報共有および対応策の協議を実施。

・(一社)電子情報技術産業協会
模倣品対策における諸問題解決のための調査研究及び検討を行い、関係組織と意見・情報交換を行うとともに業界意見を提言。インターネット上の模倣品対策につき、情報収集・事例共有・模倣品流通実態調査やインターネット事業者との連携による対応策改善を図った。税関対策につき、各国税関制度・運用上の問題点の検討や税関との意見交換を実施。中国商標法改正につき、各社事例や疑問を集約し中国有識者を招聘して意見交換を実施。

・(一社)日本自動車部品工業会
中国（上海市）における自動車部品の展示会において、展示ブース等で模倣品の危険性・違法性の訴求、意識アンケート調査を実施。また、広州税関や深圳税関への表敬訪問を実施。さらに、（一社）日本自動車工業会と連携して、中国の動画サイト上に模倣品啓発映像を掲載するとともに、検索サイトで上位に同映像がヒットする工夫を行うことによって、中国の消費者に対して自動車部品の模倣品の危険性を訴求する活動を行った。

・(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会
模倣品の生産国、流通過程から市場国まで一貫して対策に取り組んでいる。模倣品生産国である中国では刑事案件を中心にトナーカートリッジの模倣品摘発を会員企業共同で実施している。近年、模倣品業者の巧妙化等により摘発が難しくなりつつあるが、摘発データから様々な分析を行って摘発活動の改善を進めている。
流通過程では物流や税関水際対策に目を向け、その一環として日本税関では複数の会員企業が共同で識別研修を行った。また、市場国として ASEAN 諸国にも目を向けて調査研究を始めている。

・(一社)全日本文具協会
毎年東京で開催される国際文具・紙製品展において、模倣品の出品及び模倣品カタログの有無を調査し、模倣品が発見された場合撤去を要請。また海外で発見された文具の模倣品と真正品を比較展示することにより消費者への啓発を実施。

・(一社)日本縫製機械工業会
中国縫製機械協会と知的財産についての意見交換を定期的に行っている。

・日本繊維産業連盟
中国紡織工業協会との間で 2008 年 12 月に「知的財産権保護に関する了解覚書」を締結し、その後、必要に応じて情報交換を実施。

・(一社)日本時計協会
中国時計協会と知的財産権保護に関して意見交換を行った。

・(一社)日本ベアリング工業会
ベアリングという製品の性質上、業界としての社会的責任から模倣品対策に取り組んでいる。
中国は、国内の模倣ベアリング流通が深刻であるばかりではなく、世界の模倣ベアリング流通は中国からの輸出によるものが大半であるため、世界ベアリング協会（WBA）のメンバーとして、WBA の実施する中国政府機関（税関総署、地方税関、地方公安等）へのロビーイングを自らリードして参画し、中国国内外における模倣品流通に係る最新の情報を提供している。
また、中国以外では、WBA はインド、ブラジルなどで対策を実施しているが、日本製品への信頼が高くまた日本製品の主要な市場の一つである東南アジア、東アジアでは、WBA の活動は及んでおらず、日本企業による模倣品対策を業界団体が支援をしていく必要があるため、これら地域における調査を進めている。

・(一社)日本舶用工業会
模倣品対策協議会において、模倣品に関するメンバー間の情報交換・模倣品使用による被害例の収集・海外等の展示会で純正品使用奨励等の啓発活動を行っている。また、中国、韓国の模倣品製造業者の実態調査を実施している。さらに、ユーザーが模倣品を使用することのないよう JSMEA 純正品ラベルの使用を推奨している。

※なお、欧米企業も同様に模倣品・海賊版による被害を被っており、これら欧米企業で組織される民間団体では、本国において政府と連携した取組などがなされており、また、進出先現地においても消費者啓発やエンフォースメント機関の人材育成のための協力が進められるなど、積極的な模倣品等対策が進められています。また、新興国現地企業等で組織される民間団体においても、模倣品等問題についての関心は高まっており、様々な取組がなされています。平成２６年度知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業（海外の民間団体における模倣品等対策に関する調査）（※）では、このような動向について調査を行いました。

※http://www.meti.go.jp/policy/ipr/reports/index.html 参照

（2）現地企業の組織的活動

模倣品・海賊版の被害が世界に拡散している中で、海外に進出した日本の現地企業間で、現地の模倣品被害や知的財産保護の状況について、情報交換及び連携強化を行うことが、これまで以上に重要となっています。このため、企業間で情報を共有し、意見交換を行う IPG（Intellectual Property Group）と呼ばれるグループ活動（知的財産権問題研究グループ）が多くの国・地域で発足し、知財保護の取組が行われています**(図表 14)**。

こうした IPG の中には、模倣品・海賊版対策に係る取組の歴史が長く、現地企業の組織化が進んでいるところもあります。中国の IPG[10]では、中国政府機関と知財保護の対話や改善要請を行うとともに、現地企業が共同して被害実態調査を実施するなどの活動が行われています。また、在外公館を始めとする日本政府関係者や、現地政府の模倣品・海賊版対策の責任者などが参加して、意見交換を積極的に実施しているところもあります。

図表 14　IPG 活動を展開している国・地域

中国、韓国、ASEAN、タイ（バンコク）、インド（ニューデリー）

例えば、上海 IPG では、2007 年 4 月に江蘇省 TSB（質量技術監督局）と知的財産権保護活動の促進等を目的に、共同で「江蘇省 TSB-上海 IPG ブランド保護連携フォーラム」を設立し、多くの日本企業・団体が、江蘇省内の各級質量監督部門との交流を深め、知財保護に一定の成果を上げています。

2010 年 4 月には、江蘇省 TSB、上海 IPG、(独)日本貿易振興機構上海処の三者間でブランド保護連携覚書が締結され、協力関係が強化されました。

2011 年 10 月には、初めて、中国の中央政府機関に中国 IPG の活動状況を報告するための会合も開催しました。

さらに 2012 年には、中国において、知財権侵害案件に対する公安機関による摘発活動が、摘発活動全体に占める割合が少ない背景として、「不法経営額の算定方法が適切ではない」ことが存在するのではないかという問題意識の下、2009 年から 2011 年までの 3 年間に、地方 AIC により行政摘発が実施された案件のうち 313 案件を分析し、不法経営額の適正な算出に関する提言をまとめました。

また、中国で効果的・模範的な成果を上げ、先進的・積極的な取組を行っている地方執行機関に対して、中国 IPG が謝意を表する式典が、2008 年から毎年開催されています[11]。2013 年度は、IPG に所属する企業の中から 98 名が参加し、中国政府の関係者 19 名を北京へ招待し、式典を行いました。

2013 知的財産権保護シンポジウム

開催日時：2013年7月26日　北京香格里拉飯店

さらに、従来は独立して活動していた北京 IPG、上海 IPG 及び広東 IPG は、各 IPG 活動の成果を「中国 IPG」名で発信する機会が増えたことや、活動の統合管理及び効率的運用を図る必要があることを背景として、2013 年 4 月より中国 IPG として統合・発足し、今後より積極的な活動が期待されます。

また、中国日本商会[12]では、2013 年 6 月 20 日に中国各地に進出する会員企業が直面している投資環境上の問題を取りまとめた「中国経済と日本企業 2013 年白書」を公表しました。この白書の中で、「知的財産権保護」について中国政府に対して要望していくべき様々な知的財産権に関連する問題点を整理しています。

「中国経済と日本企業 2014 年白書」

「知的財産権保護の現状と問題点」要約

中国の知的財産制度等はダイナミックに変化している。そのような中、中国の知的財産制度・運用が諸外国のそれと更に調和し、企業間で公平・公正に競争できる環境の構築が、中国企業・日本企業のいずれにとっても好ましいと考えられる。しかしながら、こうした観点からは、中国の知的財産制度・運用について多くの課題がある。

[10] 2000 年に北京 IPG、2002 年に上海 IPG、2005 年に広東 IPG が発足し、2013 年 4 月に各 IPG が統合されて「中国 IPG」となりました。

[11] 選定は、IPG 会員企業の推薦に基づき、知財保護活動への積極性、権利者要望の充足度、執法手段の先進性等を指標として、選定委員会で「知的財産権保護貢献部門」が決定されます。

[12] 1991 年 4 月に外国の商工会議所の第 1 号として中国政府から正式に認可された日系企業の団体。北京 IPG は、中国日本商会の下部委員会として 2000 年 5 月に設立。

インド IPG では、2014 年度もメンバー間での情報共有や外部講師等を招いた勉強会が行われているほか、インド政府当局に対し知財法制度・運用の改善要望を行うといった活動も行われています。インド IPG では、2013 年度に特許 WG・模倣品対策 WG の２つの WG が設置され、2015 年１月には「インドの模倣品海賊版対策に関する Q&A 集」が、2015 年５月には「インドにおける先行調査会社に関する調査報告書」がそれぞれ作成、公表されています。

また、2012 年 3 月には、東南アジア横断的な知財保護に係る協働、情報共有活動を行う東南アジア知財ネットワークが発足しました。2014 年度には、ベトナム WG、タイ WG、インドネシア WG が設置され、ASEAN 各国の横断的な情報交流等の場として活動を強化しています。

こうした IPG 及び IIPPF の活動に対して、日本政府、在外公館及び JETRO 等は、様々な支援と協力を実施しています**(図表 15)**。

図表 15　政府と産業界との連携

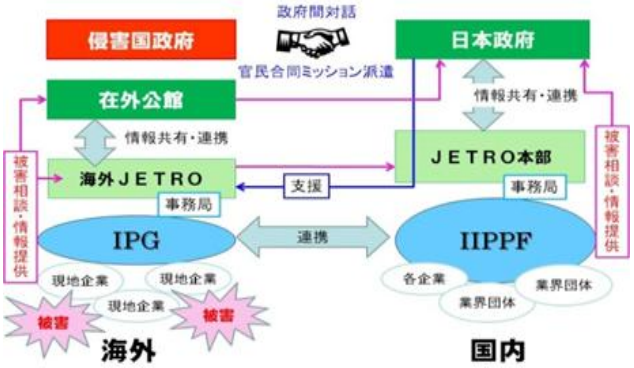

（3）企業の模倣被害対策

2013 年度に模倣被害対策を実施した日本企業は、前年度の 1,870 社（43.3%）から、1,807 社（41.9%）と減少しており、全体に占める模倣被害対策実施企業の割合も半数を下回りました**(図表 16)**。

図表 16　模倣品対策の実施率の推移

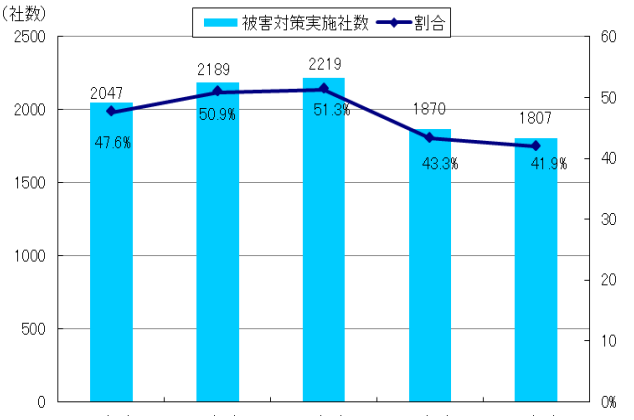

（出典）特許庁「2014 年度模倣被害調査報告書」

2013 年度における日本企業１社あたりの模倣品対策費の平均は、約 7.1 百万円で、対策の実施率は下がったものの、対策費は概ね増加傾向にあります**(図表 17)**。

図表 17　模倣被害対策費の構成と平均模倣被害対策費の推移

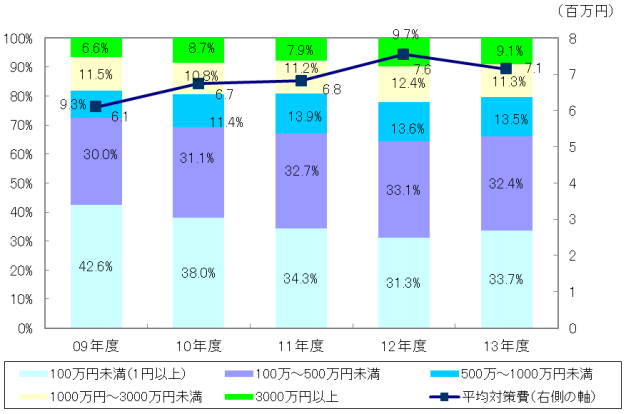

（出典）特許庁「2014 年度模倣被害調査報告書」

一般的に模倣品業者は、正面切って企業や執行当局と争いたくはないので、模倣品・海賊版対策が手薄な企業ほどターゲットとなりやすく、模倣品対策にしっかりと取り組んでいる企業ほど模倣被害が少ないと言われています。

最近は、企業が模倣品・海賊版対策にかける費用も伸び悩みにあると言われていますが、今後も中国の経済成長による市場拡大及び日本企業のその他の国々への展開から、模倣品・海賊版被害も拡大することが懸念されています。ブランド企業イメージの維持・強化、消費者・顧客の保護等の視点から、知財保護について戦略的に対策を講じて企業防衛を図ることが、ますます重要となっています。

企業が実施している対策の内容をみると、「国内外での知的財産権の取得」が 72.3%と圧倒的に多く、「模倣品の製造業者・販売業者への警告（27.1%）」、「製造業者の調査（22.4%）」がそれに続きます。

また、企業が効果のあると考える対策は、「模倣品の製造業者・販売業者への警告（75.1%）」が最も多く、次に「民事訴訟（損害賠償請求等）（74.4%）」、「その他行政機関への取締申請（74.2%）」が挙がっています**(図表 18)**。

図表 18 実施している模倣被害対策の内容と効果（複数回答）

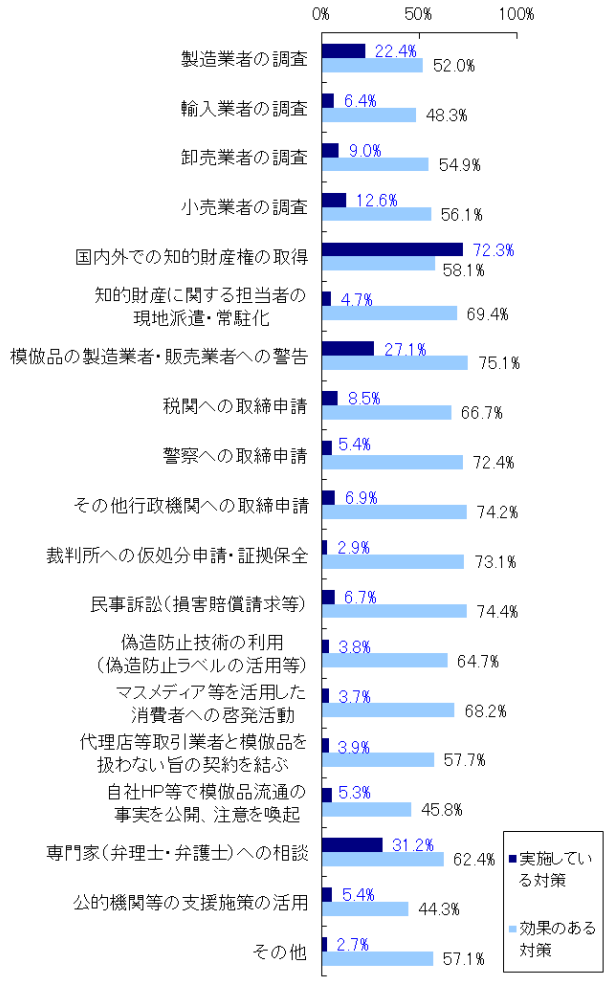

（出典）特許庁「2014 年度模倣被害調査報告書」

一方、海賊版対策に絞って、企業が効果のあると考える対策は、DVD 等のパッケージ形態の海賊版においては、「技術的保護手段の利用（コピープロテクション等）（16.1%）」と「警察への取締申請（16.1%）」が対個人の対策としては多く、対事業者の対策では、「海賊版製造業者・販売業者への警告（23.1%）」が多くなっています。

また、ノンパッケージ形態の違法アップロード等における対策では、対個人、対事業者ともに、「警察への取締申請」が最も多く、次に「ISP への削除要請」が多くなっています[13]。

そのような模倣品・海賊版に対するアプローチの一例として政府模倣品・海賊版対策総合窓口ではホログラム等の模倣品対策技術に注目し、様々な模倣品対策技術をまとめた報告書を公表しております。この報告書は、具体的事例及び成果が複数掲載されていることから、模倣品対策技術の導入を検討する際の参考資料として利用できるようになっています。

なお、本報告書は、「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」ホームページ（http://www.meti.go.jp/policy/ipr/）からダウンロードいただけます。

（4）企業間連携

個々の企業による模倣品対策には、人的・資金的なリソースに限界もあるため、業種を超えた企業間連携も重要です。現在、企業間連携で最も多く行われている「模倣被害に対する情報交換」は、2012 年度の 22.3%から、2013 年度は 23.4%に増加しており、「現地での被害調査等」を除く全ての項目の実施率は2012 年度より増加しています。このように、企業間連携の実施率は、昨年度に比べて増加傾向にあります**（図表 19）**。

近年の企業の対策費用の減少により効果的に情報を収集する必要性が増したことや、侵害行為の巧妙化等により、同業種間の横連携だけでなく、異業種間における縦連携の必要性も増したことから、2013 年度は企業間連携の実施率が増加したものと考えられます。

現に、中国で IPG 活動を行っている企業や共同刑事摘発を行っている JBMIA は、これまでの企業間連携を高く評価されております。

図表 19 企業間連携の実施率の推移

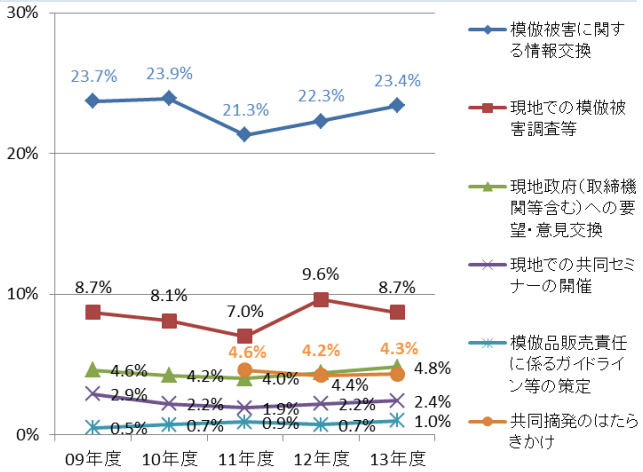

（出典）特許庁「2014 年度模倣被害調査報告書」を基に作成。
注：被害を受けた企業における企業間連携実施率。複数回答。

中小企業の企業間連携率は、担当者を対策に専念させる余裕がない等の理由から、大企業に比べて低くなっています**（図表 20）**。

中小企業個社での対応には限界もありますので、情報共有や共同調査等の企業間連携により、模倣品対策を実施していくことが重要であると考えます。

13 文化庁「海賊版被害等に関するアンケート調査」（2010 年 3 月）

図表 20　企業間連携における大企業・中小企業との比較

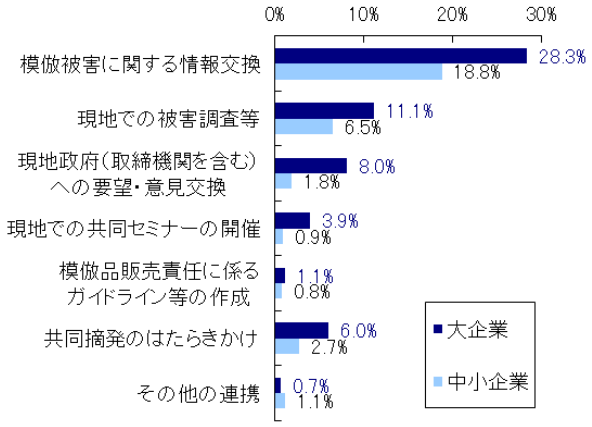

（出典）特許庁「2014 年度模倣被害調査報告書」
注：被害の有無にかかわらず対策を採っている企業の企業間連携実施率。複数回答。

（5）企業が求める公的機関等への支援施策

公的機関等の支援策を活用した企業が、効果のあったと考えている施策は、「模倣被害に関するセミナー・講演会（28.9%）」が最も多く、次いで、「国内・海外における権利取得や訴訟手続等に係る情報提供（14.4%）」や「国内・海外における模倣被害状況の情報・データ提供（12.4%）」が挙げられています。

また、強化が望まれる施策については、「模倣被害発生国政府に対する要請（22.7%）」が最も多く、次いで、「国内・海外における権利取得や訴訟手続等に係る情報提供（17.5%）」、「海外での模倣額実態調査に係る支援（13.4%）」、「模倣被害に関する専門家による無料相談（13.4%）」が挙げられています**（図表 21）**。

図表 21　公的機関等による支援策の効果（複数回答）

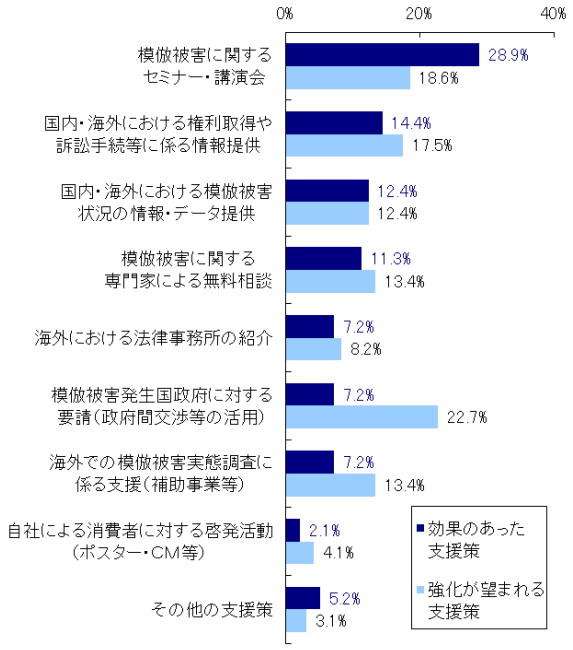

（出典）特許庁「2014 年度模倣被害調査報告書」
注：公的機関等の支援策を活用したことのある企業を対象として調査を実施。

JETRO では、毎年、企業、権利者のニーズに沿ったテーマで知的財産保護に関する各種セミナー・講演会を全国各地で開催しています。また、本編で紹介したとおり、政府では、経済産業省に設置されている政府の総合窓口において、企業・権利者等からの知財保護に関する様々な相談に応じるとともに、関係省庁の担当部署でも、その所掌に係る相談を直接受け付けています。JETRO でも、知的財産関連の相談に対応しており、関係団体と連携して「ニセモノ相談ネットワーク」を設置して弁護士、弁理士などの専門家が迅速、適切に対応する体制を整えています。

さらに、権利取得や訴訟手続等に係る情報提供に関しては、各国別に知的財産権の登録、行使等の方法を詳細に解説した「模倣対策マニュアル」や重要な判例・事例のポイントを解説した「知的財産権侵害判例・事例集」を作成しています。また文化庁は、侵害発生国・地域の著作権制度や、著作権侵害に対する権利行使の方法を詳細に解説した「著作権侵害対策ハンドブック」を作成して企業等に情報を提供しています。

引き続き政府又は公的機関等は、上記の企業のニーズを踏まえつつ、支援施策の充実を図っていく必要があります。

○「模倣対策マニュアル」及び「知的財産権侵害判例・事例集」の掲載サイト
http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/manual.htm

○「著作権侵害対策ハンドブック」の掲載サイト
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizokuban/

第3章　海外の動向

1．米欧の動向

(1) 米国

米国通商代表部（USTR）は、毎年、知的財産権の保護とエンフォースメントの状況をレビューするスペシャル 301 条の報告書を発表しています。

2015 年 4 月に発表された当該報告書では、対応見送り中であったウクライナが優先国から外れて優先監視国に指定され、新たな優先国の指定はなかったものの、優先監視国は、昨年から 3 カ国増えて 13 カ国が指定されています**(図表1)**。

2011 年の報告書からは、従来、報告書に含まれていた、インターネットのサイトや実際に存在する模倣品市場のリストを、Out-of-Cycle Review of Notorious Markets と題して、独立した報告書の形式で発表しています。2015 年 3 月の報告書では、例年と同様にインターネット上のサイトや存在する模倣品市場が掲載されるとともに、今年度から初めてドメインネームの登録申請を受け付ける業者も選定されています。

図表 1　スペシャル 301 条に基づく優先国及び優先監視国

2014年優先国	2015年優先国
ウクライナ（対応見送り中）	
2014年優先監視国	**2015年優先監視国**
中国 ロシア アルジェリア アルゼンチン チリ インド インドネシア パキスタン タイ ベネズエラ	中国 ロシア アルジェリア アルゼンチン チリ インド インドネシア パキスタン タイ ベネズエラ エクアドル クウェート ウクライナ

（出典）米国通商代表部（USTR）

米国国土安全保障省（DHS）の税関及び国境保護局（CBP）並びに入国・税関取締局（ICE）によれば、米国における水際取締りの実績は、2014 年度（2013 年 10 月～2014 年 9 月）、差止件数が 23,140 件（前年度比約 5%減）、押収品の末端価格（MSRP）[1]は約 12.3 億ドル（前年度比約 30%減）でした**(図表2)**。この末端価格の大幅な減少は、末端価格が 2013 年度トップであったハンドバッグ／財布の末端価格が約 7.0 億ドルから約 3.4 億ドルに大幅に減少したこと及び末端価格が 2014 年度トップである時計／宝石の末端価格についても約 5.0 億ドルから約 3.8 億ドルに減少したことに加え、後記のとおり、中国からの押収品の末端価格が大幅に減少したことが原因と考えられます。

また、インターネットショッピングが発展するにつれ、国際郵便や国際速達小包で模倣品・海賊版が発送される機会が増加し、税関でも国際郵便や国際速達小包により引き続き注意を払っています。

図表 2　米国における水際取締り実績の推移

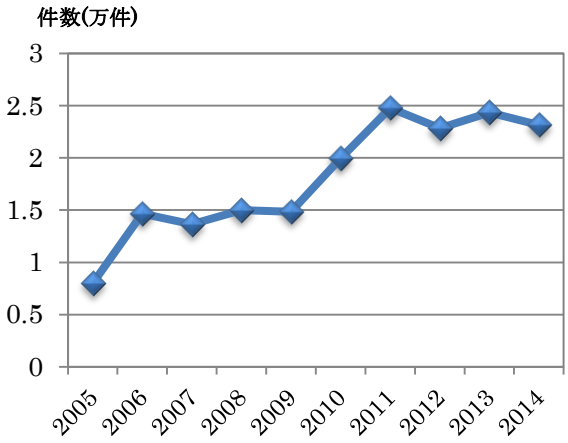

（出典）米国国土安全保障省税関及び国境保護局（CBP）、入国・税関取締局（ICE）

米国における知的財産権侵害物品の最大貿易相手国は中国であり、末端価格ベースでみると 7.7 億ドルに達し、全体の 63%を占めており、次いで、香港（25%）、カナダ（1%）が続いています。中国の占める割合は昨年度の 68%から減少し、末端価格ベースでも 2013 度の 12 億ドルから大幅に減少しています。

2013 年度と比べると減少しているとはいえ、依然として、模倣品・海賊版被害が深刻な状況にありますが、米国においては、2007 年末から議論されてきた、包括的な模倣品・海賊版対策法案、いわゆる PRO-IP 法案が 2008 年 9 月末に米国上下両院を通過し、2008 年 10 月に大統領の署名を経て成立しました。同法案により、模倣品・海賊版に係る民事・

[1] 押収された品の正規品が消費者に販売されるときの推定価格

刑事規定の強化に加え、知的財産権のエンフォースメント強化のため知的財産執行調整官（IPEC）のポストが商務省に設置され、2009 年 12 月には初代 IPEC が就任しています。

模倣品・海賊版対策強化法（PRO-IP 法）の概要

1. 民事規定の強化
- 商標権侵害に対する三倍賠償規定の強化、法定賠償額の引上げ
- 著作権法に海賊版の輸出禁止を明文化

2. 刑事規定の強化
- 重傷・死亡事故等をもたらす危険な模倣品の取引を厳罰化
- 模倣品の輸出、積替禁止を明文化

3. 模倣品・海賊版に対する行政活動の調整及び戦略の策定
- 知的財産執行調整官（IPEC）ポストを大統領府に設置
- 同調整官が政府高官による知的財産執行諮問委員会を主催
- ３年ごとに模倣品・海賊版対策に関する戦略プランの策定及び年次報告の議会への提出
- 米国国家知的財産権法執行調整会議（NIPLECC）の廃止

4. 司法省関連
- 州政府に対するエンフォースメントのための助成金を規定
- コンピュータ犯罪・知財セクション及びコンピュータハッキング・知財犯罪部門の強化
- 知財犯罪に係る執行活動の年次報告の提出

PRO-IP 法に基づき、IPEC 等は 2010 年 6 月、政府横断的な「2010 年知的財産執行共同戦略計画」を発表しました。同計画では、政府調達における模倣品購入防止に向けた政府横断的な WG 設置等を含む、33 項目の執行戦略アクションを定めています。IPEC は 2012 年 3 月に「2011 年版模倣品・海賊版対策に係る年次報告書」を発表しており、前記執行戦略アクションの進捗状況を始め、執行当局による取締状況、関係省庁による模倣品対策の取組等について報告しています。また、2013 年 6 月には、上記「2010 年知的財産執行共同戦略計画」を改訂した「2013 年知的財産執行共同戦略計画」を発表しています。同計画は、下記 6 分野における具体的なアクションを定めています。

・連邦政府による模範指導
・透明性と民間へのアウトリーチ
・効率性と連携の確保
・国際的権利執行
・サプライチェーンの保護
・データ重視型政府

米国は、中国との政府間の知的財産権に関する対話の場として、米中通商貿易合同委員会（JCCT）の下に知的財産権ワーキング・グループや、2006 年に設置された米中戦略経済対話などがあります。2014 年 12 月に開催された JCCT では、米中で刑事罰強化のために協力を深めることや、中国政府がオンライン侵害に対してエンフォースメントを強化することが取り決められました。

（2）欧州

欧州委員会は、2013 年 2 月に、「欧州委員会職員作業文書　第三国における知的財産権の保護及びエンフォースメントに関する報告書」と題する報告書を欧州連合理事会に提出しました。これは、2008 年に実施した調査に基づく 2009 年の報告書に続くもので、2010 年の調査結果を報告する内容となっています。当該報告書では、知的財産に関する協力のための「優先監視国」のリストを更新すること等が行われました。

優先監視国のリストは 3 つのカテゴリーからなり、知的財産権の保護及びエンフォースメントの状況が EU の知的財産権者にとって最も有害な国からなるカテゴリーから順に「優先度 1」、「優先度 2」、「優先度 3」とされています。

当該報告書では、新たにメキシコが優先監視国に追加されたほか、インドが優先度 3 から 2 に、タイが優先度 2 から 3 に、それぞれ変更されています**（図表3）**。

図表 3 欧州委員会による報告書における優先監視国

2009 年優先監視国	2013 年優先監視国
優先度１	優先度１
中国	中国
優先度２	優先度２
インドネシア フィリピン タイ トルコ	インド インドネシア フィリピン トルコ
優先度３	優先度３
アルゼンチン ブラジル カナダ インド イスラエル 韓国 マレーシア ロシア ウクライナ 米国 ベトナム	アルゼンチン ブラジル カナダ イスラエル 韓国 マレーシア メキシコ ロシア タイ ウクライナ 米国 ベトナム

（出典）欧州委員会

また、欧州委員会は、税関における取締り実績に関して、2014 年 8 月、「2013 年の欧州連合税関における知的財産権の権利行使に関する報告書」を公表しています。2013 年の差止件数は 8 万 7 千件（前年約 9 万件）、差止点数は約 3,600 万点（前年約 4,000 万点）、被害額は約 7 億 6 千万ユーロ（前年約 9 億ユーロ）と、前年から僅かに減少したものの、依然として高止まりしています。EU 国境において差し止めされた侵害品のうち、中国から持ち込まれたものが差止点数ベースで昨年とほぼ同じ 66%（前年 65%）を占めており、引き続き知財侵害品の最大供

給国は中国となっています。続いて、香港から持ち込まれたものが、昨年から急増して全体の 13%（前年 8%）を占めております。また、商標権侵害の割合が差止点数ベースで全件数の 93%（前年 94%）とほぼ全てを占めています。

欧州委員会では、2004 年に EU エンフォースメント指令[2]が成立して以来、2009 年 4 月には、欧州模倣品海賊版監視部門の設立、2009 年 9 月には、「域内市場における知的財産権エンフォースメントの強化」の採択、2010 年 3 月には、EU 競争担当相理事会が、知的財産権エンフォースメントの強化を目的とする決議を採択、2010 年 12 月には、EU 指令の適用状況に関する分析結果を公表、2011 年 5 月には、インターネット上での模倣品販売対策に関するサービス提供者と権利者の合意文書を公表する等、模倣品対策に関する取組が活発化しております。

さらに、2012 年 6 月には、欧州模倣品・海賊版監視部門が欧州共同体商標意匠庁（OHIM）へ委任され、名称も「知的財産権の侵害に関する欧州監視部門」に改められました。

2012 年 12 月には、欧州連合理事会によって「2013-2017 年知的財産権侵害撲滅のための税関行動計画」が採択され、また、2013 年 6 月には、「税関における知的財産権の権利行使に関する新規則」を採択（2014 年 1 月 1 日から適用開始）しています。さらに、2014 年 2 月には、「知的財産権の侵害に関する欧州監視部門の 2014～2018 年の多年次計画」が公表されています。

税関における知的財産権の権利行使に関する新規則の主な特徴

- 対象となる知的財産権の範囲を、商号、半導体回路配置利用、実用新案、技術的保護措置を迂回する装置等にも拡大
- インターネット販売により増加している小規模貨物における模倣品・海賊版に対して、簡素化された特定の手続が導入され、押収された製品を権利者の関与なく廃棄することが可能となる
- 知的財産権の侵害が疑われる製品について、製品の所有者が廃棄に対する明示的な反論を行わなかった場合には、製品の廃棄に合意したとみなすことを加盟国に義務化
- 旅行者の個人的荷物に含まれる非商業的製品は、新規則の範囲から除外される（従前は免税の範囲内であったものがその数量的な範囲の規定が削除された）
- 保管費用や廃棄費用の扱い（差止申立者が負担するものの、差止申立者が当該負担を侵害者等に請求することは妨げられないとの記載を追加）

また、欧州委員会は、2014 年 7 月、欧州連合（EU）における知的財産権侵害に取り組むための「行動計画（Action Plan）」、及び、第三国における知的財産権の保護及び行使のための「戦略（Strategy）」に係る 2 つの声明書をそれぞれ採択しております。これらの声明書において規定された具体的活動は 2014 年及び 2015 年に開始され遂行されることとなっております。

このようなエンフォースメントを取り巻く環境の中で、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）によって欧州各国の税関や警察がアクセス可能なエンフォースメントに関するデータベースが構築されているところ、今年中には欧州刑事警察機構（Europol）からもこのデータベースにアクセスできるようになる見込みで、更に、近い将来、世界税関機構（WCO）のシステムとの連携も予定されており、エンフォースメントの強化が期待されています。

なお、EU は、中国との間では、EU-China Dialog 及びその下に設置されたワーキング・グループで知的財産保護に関しての協議を実施しています。また、2011 年までの 4 年間は知的財産権法令の整備やエンフォースメント強化等のための協力(IPR2)が実施されましたが、2014 年 1 月からは IPR2 に引き続く第三次知財協力プロジェクトの「IP Key」が公式にスタートしました。「IP Key」は「開発」に焦点が当てられていた IPR2 とは異なりパートナーシップを目的とするもので、先進国や高所得国との協力の位置づけで資金拠出がなされることが予定されています。

また、ASEAN との間では、第一次協力プロジェクト（ECAP I）（1993 -1997 年）及び第二次協力プロジェクト（ECAP II）（2000 -2007 年）に引き続く、第三次協力プロジェクト（ECAP Ⅲ）が開始されています。

日本との間では、2003 年以降、知的財産権保護と実施に関する日・EU 行動計画の枠組みのもと、「知的財産に関する日・EU 対話」を年に 1 回開催し、知的財産権に関連した広範な問題について話し合いを行っています。2012 年 4 月に開催された第 9 回日・EU 知財対話では、日・EU の第三国との関係及び第三国に関する協力、知的財産の法的枠組み・政策に関する日・EU 双方の関心事項、及び、ACTA 等の多国間の場での協力について意見交換を行いました[3]。2013 年 4 月からは EPA 交渉が開始され、2015 年 5 月末時点で、10 回の交渉会合が行われております。

[2] 知的財産権の法執行（エンフォースメント）に関する欧州議会および欧州理事会の指令

[3] なお、EU 及び 22 の EU 加盟国は 2012 年 1 月に ACTA へ署名しましたが、2012 年 7 月の欧州議会では ACTA への参加の承認は得られず、今現在も承認されていない状況です。

２．中国政府の動向

（１）中国政府の知財戦略

① 国家知的財産権戦略綱要の策定

近年、中国政府は、知的財産権保護を重視し、模倣品・海賊版対策を強化しています。

2008 年 6 月、総合的な知的財産戦略となる「国家知的財産権戦略綱要」が公表されました。

国家知的財産権戦略綱要(2008 年６月)の概要

- 知的財産権の創造・活用・保護・管理の能力の向上
- イノベーション型国家の構築

目 標

【5 年以内】知的財産保護の状況が明らかに改善
- 世界トップクラスの権利付与
- 侵害行為が減少
- 権利擁護コストが低下

【2020 年まで】知的財産権の創造・活用・保護・管理の水準が比較的高い国へと整備

重点戦略

① 法律・法規・法執行・管理体制の整備
② 知的財産権の創造と活用の促進
③ 知的財産権の保護強化
④ 権利の濫用防止
⑤ 知的財産文化の育成

権利別方針

特許、商標、著作権、営業秘密、植物新品種、地理的表示・遺伝資源等の特定領域の知的財産権、国防関係知的財産権に関する法制度の整備や取締り等の方針を明示

戦略的措置

① 技術開発による知的財産権の創造力向上
② 大学から企業への移転・活用の奨励
③ 法整備の加速
④ 知財専門法廷設置、刑事救済等の法執行水準の向上
⑤ 知的財産部門の拡充等行政管理の強化
⑥ 仲介機関（企業）の強化
⑦ 人材育成
⑧ 知的財産重視の文化の醸成・教育での啓発
⑨ 対外交流・協力の拡大

この戦略では、イノベーション型国家の構築等を目指して、5 年以内に知的財産侵害行為を減少させ、2020 年には、知的財産の創造、活用の水準が比較的高い国となること等が掲げられています。

現在、中国政府は、この戦略の方針に沿って知的財産政策を推進しています。

②具体的な計画の策定

「国家知的財産権戦略綱要」で定めた戦略を実行に移すため、「中国知的財産権保護行動計画」及び「国家知的財財産権戦略実施推進計画」が毎年作成されています。

「中国知的財産権保護行動計画」は知的財産権の保護面に重点を置いているのに対し、「国家知的財財産権戦略実施推進計画」は知的財産の創造、運用、保護、管理など幅広い項目に関するものであり、それぞれ具体的な措置が規定されています。

これらの計画は、「国家知的財産権戦略綱要」を策定するときに関与した 28 の中国政府機関等が協力して策定しており、国家知的財産権戦略実施業務省庁間連席会議の弁公室を務める国家知識産権局保護協調司が発表の調整をしてきました。なお、「中国知的財産権保護行動計画」は、2012 年からは、商務部に設置された「全国知的財産侵害及び模倣品製造・販売業務指導グループ」が調整を担当することとなりました。

2015 年 4 月に発表された「2015 年国家知的財産権戦略実施推進計画」には、イノベーションの推進の視点から、5 項目における重点的取組を定め、知的財産権摘発の強化に資する項目を含め 80 の具体的な措置を明記しています。

2015 年国家知的財産権戦略実施推進計画の概要
【５方面の取り組み】
①知的財産権保護の強化、イノベーションの促進
②知的財産件の創造的活用、産業構造の転移・向上のサポート
③知的財産権の管理及びサービスの強化、イノベーションの成果の移転促進
④知的財産権に関する交流・協力の展開、国際競争力の向上の推進
⑤サポートレベルの強化、知的財産権戦略の実施に関する保障水準の向上

(2)知財関連法令の整備状況

① 専利法関連の改正

2008 年 12 月、我が国の特許法、意匠法等に相当する専利法の第三次改正法が成立し、2009 年 10 月に施行されました。当該法改正では、権利侵害関係について行政処罰の強化や、賠償金額の範囲の引上げ等が規定されています。

また、最高人民法院は、2009 年 12 月、「専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」を公布しました。

この司法解釈においては、専利訴訟実務において

問題になっている様々な論点について解釈が示されています。

さらに、2011 年 11 月に国務院から公布された「知的財産権侵害および模倣品・粗悪品の製造・販売の摘発活動の更なる徹底に関する意見」における、権利侵害及び模倣品・粗悪品関連行為を効果的に摘発するために法制度を強化すべきとの指摘を踏まえ、中国国家知識産権局は、2012 年 8 月及び 2015 年 4 月に、専利法改正草案をそれぞれ公表し、現在、国務院法制弁公室において改正案が検討されています。

2015 年 4 月中国専利法改正案における主な改正条文（概要）

⑴ 意匠権の保護期間の延長（10 年から 15 年）
⑵ 行政執行機関による専利権侵害行為の取締り（行政処罰の課徴、没収及び廃棄処分が可能に）
⑶ 技術評価報告の提出を義務化（直ちに審査、処理しなければならない場合を除く）
⑷ 司法機関への文書提出命令権限の付与の明確化
⑸ ネット上の専利権侵害の場合の、特定電気通信役務提供者の対応義務
⑹ 故意侵害への懲罰的賠償制度の新設
⑺ 行政執行機関への悪質な侵害行為の摘発、制止機能の付与
⑻ 行政罰の高額化
⑼ 国立研究開発機関、高等教育機関による職務発明創造の活用促進

② 商標法の改正等

商標権関係では、2009 年 4 月、中国国家工商行政管理総局は、著名な商標の認定申請に関して、公衆の認知度等を認定要件として盛り込むこととしました。また、11 月には、商標代理人の監督を強化するために商標代理人管理弁法を公布しました。

さらに、2013 年 8 月、全国人民代表大会常務委員会において、改正商標法が正式に可決され、2014 年 5 月から施行されています。同改正商標法では、エンフォースメントや冒認出願対策を強化する規定が追加されました。今後は、改正商標法に基づく運用に注目していく必要があります。〔詳細：参考資料５を参照〕

中国改正商標法 概要

⑴ 音声商標の導入
⑵ 一出願多区分が可能であることの明確化
⑶ 審査意見書制度の導入
審査意見書とは、審査の過程において、商標局が商標登録出願の内容について説明又は修正する必要がある場合に、出願人に対して出すもの
⑷ 商標登録異議申立ての主体等の制限
⑸ 信義誠実の原則の明文化
⑹ 馳名商標の認定の個別性の明文化
⑺ 契約・業務関係者等による冒認出願の禁止
⑻ 他人の馳名商標を商号として使用することの禁止
⑼ 商標代理組織に対する監督の強化
⑽ 間接侵害も、商標権侵害行為に含まれることの明確化
⑾ 損害賠償額の引上げ
⑿ 再犯者の厳罰化
⒀ 行政処分の際のリーニエンシー規定の導入
⒁ 証拠提出命令規定の追加

③ 反不正当競争法の改正

反不正当競争法関係では、2008 年 12 月、中国国家工商行政管理総局は、反不正当競争法改正案を国務院に提出しました。同改正案においては、商標、企業名、ドメイン名などの商業標識間の抵触について、他人の商業標識の無断使用を禁止し、また不正競争行為類型の拡大等が規定されています。

2008 年 12 月反不正当競争法改正案の権利侵害対策関係概要

■商業標識間の抵触について
関連公衆に周知された商業標識（商標・ドメイン名・企業名・企業名の略称等）と同一又は類似の商業標識を無断で使用し、市場での混同を生じさせる行為を禁止。
■不正競争行為類型の拡大
模倣品の製造・販売・貯蔵・展示・運送・輸出入を禁止。

④ 著作権法の改正等

著作権関係では、WTO のパネル判断に対応するため、2010 年 2 月、著作権法が改正され、同年 4 月に施行されました。同改正により、法により出版・伝達の禁止されている著作物であっても著作権法の保護対象となりました。また、2009 年 4 月には、著作権行政処罰実施弁法の改正を行っています（2009 年 6 月施行）。

最近の動向としては、2012 年 3 月及び 2012 年 7 月には版権局から、2014 年 6 月には国務院から、著作権改正法案が公表され、2014 年 6 月には、国務院法制弁公室から著作権改正法案が公表されています。条文案においては、法定賠償額が、従来の 50 万元以下から 100 万元以下に引上げ規定、2 度以上の権利侵害を故意で行った場合の（損害賠償額を通常の 2 倍から 3 倍にすることができる）懲罰的 3 倍賠償規定、証拠提出命令規定等が盛り込まれています。

⑤ 税関関連法の改正

中国海関総署は、税関における知的財産保護の強化を図るため、2009 年 2 月に「知的財産権保護税関保護条例実施弁法」を改正し、職権による調査権限や侵害品の輸出入者の公安当局への移送等を強化しました（2009 年 7 月施行）。2008 年 4 月にも、対象業者の拡充や知的財産侵害物品の輸出入で数度にわたって処分を受けた業者に対して、管理を厳重

にすることを含む「改正税関企業分類管理弁法」を施行しています。

また 2010 年 3 月、知的財産権税関保護条例が改正されました。同改正により、WTO のパネル判断に従い、商標権侵害品については、単に貨物上の商標標識を除去するだけで市場に再還流させることが許されない旨が明記されました。

⑥ インターネット関連法の制定

2009 年 12 月、権利侵害責任法が制定され、2010 年 7 月に施行されました。同法においては、インターネットユーザーがインターネットを利用して侵害行為を実施したものについて、権利者がネット運営者に通報して関連内容の削除等を求める権利を有する旨等が明記されました。

また 2010 年 5 月、中国国家工商行政管理総局はインターネットでの商品取引及び関連サービス行為の管理についての暫定弁法を公布し、同年 7 月に施行されました。2011 年には、同弁法等に基づく摘発強化に関する通達を発出しています[4]。さらに、2013 年 9 月には、同弁法の改正案が公表されました。

さらに、「インターネット情報の保護を強化することに関する決定」が 2012 年 12 月 28 日に公布、施行され、また「情報ネットワーク伝達権の侵害に関する民事事件における法律適用の若干問題に関する規定」が 2012 年 12 月 17 日に公布され、2013 年 1 月 1 日に施行されました。これらの決定・規定により、インターネット情報の保護の強化が図られるとともに、ネットワークサービス提供者の著作権侵害責任の範囲に対する最高人民法院の考え方が整理・統一されました。

権利侵害責任法におけるインターネット関係規定（概要）

■権利者の削除請求権について
　インターネットユーザーがインターネットを利用して侵害行為を実施したものについて、権利者はネット運営者に対して関連内容の削除等を求める権利を有する。

■ネット運営者の責任
　ネット運営者が、権利者からの通報を受けても必要な措置を講じない場合には、拡大損害について、侵害行為を実施したインターネットユーザーと連帯責任を負う。また、ネット運営者は、ネットユーザーが他人の利益を侵害しているのを知りながら、必要な措置を講じなかった場合は、侵害行為を実施したインターネットユーザーと連帯責任を負う。

インターネット取引管理弁法（2014 年 1 月施行）（概要）

■クーリングオフ
　消費者は、インターネット上で商品を買った場合、商品を受け取った日から 7 日以内に、理由を説明せずに返品する権利を有する。消費者が返品した商品は、完全なものでなければならない。インターネット商品経営者は返品商品を受け取った日から 7 日以内に、消費者が支払った商品代金を返却しなければならない。返品商品の運賃は消費者が負担する。インターネット商品経営者と消費者の間に別途約定がある場合、約定に従う。

■インターネット上で商品取引を行う自然人の義務
　インターネット上で商品取引を行う自然人は、第三者が運営するプラットフォームを通じて、インターネット上での商品取引に従事しなければならない。

■プラットフォーム加入者の情報公開
　プラットフォーム運営者は、プラットフォーム加入者の営業許可書に記載された情報又はその営業許可証の電子リンクを公開しなければならない。

■プラットフォームの内容の明確化
　プラットフォーム運営者は、プラットフォーム加入者が販売している部分と、プラットフォーム運営者自身が販売している部分とを明確に分けなければならない。

■不正競争行為の明確化
　インターネット上で商品取引を行う者等が従事してはならない不正競争行為が具体的かつ広く規定された。

■SAIC の調査権限の強化
　立入調査やデータ・資料の検閲等の権限を規定。

〔詳細：参考資料 6 を参照〕

⑦ 刑事司法手続関連規定の制定

2010 年 10 月、刑事立件・訴追の基準を規定する「公安機関の管轄する刑事案件の立件訴追基準に関する規定」が改正されました。同規定においては、虚偽登録商標の商品販売罪の未遂罪が刑事処罰の対象になることが明確にされました。

また、2010 年 10 月 1 日、公安及び検察院における刑事立件プロセスを規範化し、管理・監督を強化するため、「刑事事件の立件監督に関する問題についての規定（試行）」が定められました。

さらに 2011 年 1 月、「知的財産権刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見」が公布されました。同法においては、刑事処罰を課される「登録商標と同一の商標」の範囲[5]、刑事手続における半製品の取扱い、虚偽登録商標の商品販売罪の未遂の取扱い、著作権侵害罪における「営利目的」などの重要な犯罪成立要件の判断基準など、近年において出てきた新しい問題に対応するための解釈が示されています。

[4] ネットショッピング分野における知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売関連法事件に対する摘発業務の積極的に実施に関する通達（2011.3）、省をまたぐインターネット商品取引及び関連サービスの違法行為の摘発業務の強化に関する意見（2011.5）

[5] 中国においては、登録商標と同一商標を利用した商標権侵害行為のみ刑事罰が科される。

知的財産権刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見（2011）概要

■「登録商標と同一の商標」の認定について
　登録商標の字体やアルファベットの大文字、小文字の変更など軽微な相違しかないものについては、登録商標と同一の商標と認定できる。

■刑事手続における半製品の取扱いについて
　製作は完了しているが、登録商標虚偽表示が付加されていない製品（半製品）については、当該製品に登録商標虚偽表示が付加されることが確実な証拠がある場合には、当該製品の価値についても刑事訴追基準である違法経営額に計上する。

■虚偽登録商標の商品販売未遂罪
　虚偽登録商標の商品であることを明らかに知りながら販売するもので、虚偽登録商標の商品がまだ販売されておらず、その価値が基準額を超える場合には、虚偽登録商標の商品販売未遂罪として処罰する。

■著作権侵害罪の「営利を目的とする」について
　情報ネットワークを介して他者の作品を発信するか、または他者がアップロードした権利侵害作品を利用し、ウェブサイト上で有料広告サービスを提供することにより、直接又は間接的に費用を徴収している場合などは「営利を目的とする」と認定できる。

■共犯処罰について
　他者の知的財産権侵害の犯罪の実施を明らかに知りながら、インターネットの接続、サーバー預託、ネットワーク上の保存スペース、集金代理、費用決済などのサービスを提供している場合は、共犯者として処罰を与える。

（3）法執行（エンフォースメント）の状況

①特別摘発活動

2010 年 10 月、温家宝総理の指示の下、中国政府は、2010 年 10 月から 2011 年 6 月（当初は 3 月までの予定を延長）にかけて、中国全土において知的財産権侵害を摘発する特別行動を実施しました。本特別行動においては、①生産元を絶つ、②市場の監督管理を強化する、③輸出入及びインターネット等の領域における知的財産権の保護の強化、④刑事司法による摘発の強化、⑤政府機関における正規ソフトウェアの全面的使用、⑥知的財産権保護の宣伝の強化が基本方針として挙げられました。

このような国を挙げた特別活動は従前から日本としても要請してきたものですが、各法執行機関により、知的財産権侵害に対する摘発が多数実施されています。その成果として、期間中 130 億元相当の刑事案件を処理し、前年同期比で 4 倍以上の実績をあげたこと等が公表されています[6]。

②特別摘発活動後の体制

2011 年 11 月には、温家宝総理の下で、特別摘発活動の成果を確認するとともに、摘発活動を継続的に徹底するための方針が示されました。また、活動の拠点として「全国知的財産侵害及び模倣品製造・販売業務指導グループ」が商務部に設置され、関係機関の役割分担の下で、摘発強化、法規制の改正等を行うこととなっています。〔詳細：参考資料 7 を参照〕

2012 年 5 月には、「2012 年全国知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造販売の摘発に関する取組要領」が国務院より公表され、商標権や著作権保護等を始めとして摘発活動に全力をあげて実施することとされており、その後も継続して摘発強化の方針が示されています。

③主な政府機関における摘発状況[7]

［工商行政管理局］

中国全国の各級工商行政管理局による各種商標権侵違反事件の摘発件数は約 120,400 件で、2011 年より約 52%増加しています。

［海関］

税関は、2012 年、「特別行動月間」及び「冬季行動」を展開し、1.5 万ロット、約 9,100 万点の知的財産権侵害品を差し止めました。

［版権局］

国家版権局は公安部（警察）、工業・情報化部、国家インターネット情報弁公室と連携して、インターネット上の権利侵害・海賊版を摘発する「剣網行動」を実施しました。全国の版権局執行部門の調査件数は 2,249 件、そのうち行政案件として終結したものは 1,524 件、刑事事件になったものは 858 件ありました。

［公安部・検察院］

刑事救済では、2013 年、中国全国の各級検察院が審査し起訴した知的財産権侵害に関わる犯罪事件は 9,161 件 23,000 人で、2012 年と比べて件数で約 12%増加、人数で約 55%増加と大幅に増加しました。

（4）地方政府の取組

中国中央政府による法制度の整備が進められても、地方政府関連部局による執行が伴わねば問題解決にはつながりません。また、これまで、中国における知的財産権侵害に対する取締り上の重要な問題点の 1 つとして、「地方保護主義」が挙げられてきたのも事実です。このため、地方政府の知的財産保護の取組は引き続き注視していくべきものです。中国中央政府も、権利侵害及び模倣品・粗悪品の摘発作業に

[6] http://ipr.cntv.cn/

[7] （出典）国家知識産権局「2012 年中国知的財産権保護状況（抜粋）」 http://www.sipo.gov.cn/zwgs/zscqbps/201305/t20130530_801068.html

対する重視度が不十分で、権利侵害及び模倣品・粗悪品関連行為が依然として多発している地区があるとの認識から、前述の「全国知的財産権侵害及び偽造・粗悪商品製造・活動取締特別活動」に基づいた取締りが継続的に実施され、また、①法に基づいた権利侵害と模倣・粗悪行為の厳格な摘発や、②権利侵害及び模倣品・粗悪品の摘発に関する規制・奨励体制の確立・健全化などを求める「知的財産権侵害と模倣・粗悪品の製造・販売に対する摘発の更なる徹底に関する国務院の意見」(2011 年 11 月公布) を受けて各地方政府においても特別摘発活動の実施や監督体制整備にかかる行動計画策定などが進められています。

その中で、注目されるものとして、広東省政府の取組があげられます。広東省は知的財産保護の意識も高く、広東省政府の主導により、取締状況等の情報を部門間で共有する情報システムの構築などを内容とする「広東省模倣劣悪商品生産・販売違法行為取締条例」の整備（2012 年 11 月修正された条例の施行）や「三打両建」活動など独自の取組が積極的になされています。広東省はその経済活動の規模や工業化の進展などを背景に日本企業の模倣品被害も中国国内で最も多い地域の一つですが、三打両建活動では、多くの日本企業の知的財産権の侵害に対する摘発活動が行われました。今後、このような先進的な取組をモデルとして全国的に展開されることが期待されます。

広東省模倣劣悪商品生産・販売違法行為取締条例の概要

（条例：1999年9月広東省人民代表大会にて可決
→2012年9月28日修正、2012年11月1日施行）

条例の目的

・市場の監督管理を強化し、生産者、販売者の誠実な経営を指導し、市場経済秩序を維持し、生産者、販売者、ユーザーと消費者の合法的権益を保護することを目的とする。
・広東省の行政区域内における模倣劣悪商品の生産・販売行為、および模倣劣悪商品生産・販売のためにサービスを提供する違法行為活動の取締りに適用。

改正のポイント

①市場の監督管理制度の創設：【第3章第1節及び第2節】関連
②ブラックリスト制度等の構築：【第3章第3節】関連
③監督管理業務に関する評価・考課の強化：【第3章第4節】関連
④社会による監督の強化：【第4章】関連
⑤販売者の責任・義務の明確化：【第2章及び第5章】関連
⑥処罰制度の明確化：【第5章】関連

条例の構成

第1章　総則
・条例の目的／適用
・監督管理部門（※）　等

第2章　取締の範囲
・生産者の商品品質管理制度策定、販売者の入荷検査・供給証明請求制度、仕入・販売台帳の策定の義務
・模倣劣悪商品の生産・販売及びこれらのためのサービス提供の禁止
・模倣劣悪商品の列挙
・模倣劣悪商品の生産・販売のためのサービス提供行為の列挙

第3章　監督管理
第1節　日常的管理監督
・抜取検査
・部門間、地域間の法執行協力強化
・7日以内の公安機関への移送　等
第2節　特別取締り
・重点商品、重点市場、重点地域を対象とする特別取締り

第3節　信用情報と分類監督管理
・生産者・販売者の違法行為記録制度
・行政処罰者の適時公表
・取締状況・信用情報の部門間共有
・再犯者等の重点監督管理対象リスト
第4節　監督管理業務の評価と責任追及
・監督管理部門と下部人民政府の業務についての定期評価
・監察機関の監督強化　等

第4章　社会的監督
・業界団体内の自律メカニズム整備
・消費者協会による支援等
・製品品質認証機構による検査等
・メディアによる監視の強化
・個人等の通報／通報者報奨金　等

第5章　法的責任
・刑事責任の追及
・過料の明示　等

第6章　附則

（※）監督管理部門：県レベル以上の品質監督、工商、食品・医薬品監督管理、衛生、農業、知的財産権、公安等の各部門をいう。

(5) 中国における侵害行為の救済手続

① 日本企業の救済手続の利用状況

中国では模倣品侵害に対して、行政、刑事、民事による救済手続があります。

日本においては、知的財産権侵害に対する処罰は、刑事手続により科せられますが、中国では、刑事罰とともに行政罰が設けられており、違法行為の「情状」によって、刑事罰を科すか、行政罰を科すかの判断が行われます。「情状」の判断基準は、違法経営額や侵害品の数量など刑事訴追基準が、それぞれの侵害行為ごとに定められています。

このため、日本企業が中国国内で模倣被害を受けた場合は、行政、刑事、民事のいずれかの救済手続を利用し、中国の取締当局や司法当局に対して救済措置を要請しています。

図表 4　救済手段の利用状況（2010 年度）

救済手続き	件数
行政摘発	3,067 件
うち刑事移送	(14 件)
刑事告訴	106 件
民事訴訟結審	36 件

（出典）経済産業省「第 6 回中国における知的財産権侵害実態調査」（2012 年 4 月）

（行政手続）

経済産業省「第 6 回中国における知的財産権侵害実態調査」（以下、「実態調査」）によれば、日本企業が中国で利用している救済手段は、「行政機関による救済」が突出して多いことがみてとれます。2010 年度において調査回答企業に関する行政摘発件数は年間 3,067 件に上っています。そのうち、行政機関の独自の判断に基づく行政摘発件数は 436 件で全体の約 14%を占めています。一方で、「行政摘発されたが、その後に処罰が行われたか不明である」とする案件も 1,287 件と 4 割に達しており、日本企業からは不満の声も挙がっています。ただ、この点に関しては、2014 年 2 月に「法により模倣粗悪品製販及び知財権侵害関連行政処罰案件の情報を公開する事に関する意見」が発表され、「行政の執行機関は原則として摘発した模倣粗悪品の製造販売及び侵害行政処罰に関連する情報を積極的かつ速やかに公開する」ことが規定されているため、この点の改善が期待されています。

行政機関による処罰は、あまりコストと時間をかけずに被害を解決できるというメリットがありますが、知的財産権侵害に対する行政処罰は、過料等の経済的制裁に限られているため、必ずしも再犯防止などの抑止力となっていないという指摘もあります**（図表4）**。

（刑事手続）

一方、抑止力という観点からは、罰金刑に加え、懲役刑という重い処罰が併科される刑事救済手続が最も効果的な手段となります。この点、中国では刑事訴追基準（違法経営額）を超える「情状が重い」侵害行為でなければ刑事告訴することができないものの、日本企業による刑事告訴は増加しています（実態調査回答企業が 2010 年度に刑事告訴した件数は前年度の 36 件から 106 件へ増加）。また、実態調査では、中国政府による特別摘発活動の期間中においては、刑事取締件数が増加したと評価する日本企業が半数を超えています。その一方で、違法経営額を超過して行政当局から公安（警察）に刑事移送された案件は、実態調査では、2010 年度において年間 14 件であり、行政摘発件数全体（3,067 件）に比べると、ごく一部に過ぎません**（図表4）**。

刑事訴追が少ない理由は、違法経営額に達しないよう巧妙に侵害行為を行う模倣業者が増えていることや、行政当局の違法経営額の算出方法が不透明であること、刑事訴追基準に達しても行政当局が司法機関（公安、検察）へ移送せず、また、行政当局が刑事移送を行っても司法機関が受理しないなど運用が不統一であること、さらには、地元の実力者の介入により刑事移送が見送られるといったケースがあることなどが背景にあると考えられます。このため、違法経営額の価格算定の透明化や、全国統一的な運用の強化が求められています。

刑事処罰不適切な事例

【事例１】違法経営金額の算定が不適切な事例

2007 年７月に○省○市 AIC が、模倣品二輪車を大量販売していた業者に対し法的捜査を行った。当該侵害者は 2007 年３月から 2007 年７月までに、継続して模倣二輪車を販売していたことが判明。行政処罰決定書発行時、違法販売金額の計算では、特段の基準なく 100 元（1,500 円）/１台で計算が行われた。中国の二輪車は安いとしても、100 元/1 台で売られることはなく、模倣品価値の算定としては異常に低い金額である。

【事例２】実力者の介入により刑事移送が見送られたと疑われる事例

2008 年９月、某省某市 AIC により以下の摘発が実施された。
権利侵害：商標権侵害、差押商品：完成品 29,320 台、部品 43,000 個 、不法経営金額：18 万元 。
不法経営額が刑事訴追基準に達していたが、某市有力者の陳情を受け、某市副市長が介入し、刑事移送が見送られたと疑われる。

【事例３】地元の有力企業であるために刑事摘発が見送られた事例

2011 年３月、輸出用の模倣品（約 20,000 台）を発見し、４月に某省防止公安庁に投訴。しかし、侵害者が地元の有力企業であったために、２ヶ月以上経過した後に不立件となった。模倣品は、類似商標であるが同一商標ではなく、刑事罰の対象とならないとの到底納得できない理由であった。

（民事手続）

民事訴訟は、費用が高く結審までの時間を要するといった問題点もありますが、損害賠償により模倣業者に経済的なダメージを与えることに加え、世論等を通じた社会的な制裁、他の模倣業者への見せしめ効果などにより、再犯防止等が期待できるところに特徴があります。最近は中国でも、各種知的財産関連法（改正法や改正案）において、法定賠償額の増額化、再犯等に対する懲罰的賠償等が定められており、また実務上における損害賠償の算定基準の適正化や賠償金額の高額化も図られるようになってきていますが[8]、訴訟費用等を回収するまでには至らないケースが多いことや、未だ実務上不透明又は地域によって不統一な点が少なくないことから、民事救済手続を利用する日本企業の数は行政処分を利用する数に比べて少ないのが現状です。他方で、行政摘発が実現した場合に、侵害者に対して民事救済を提起し、損害賠償を獲得するという日本企業は増加し

[8] 2007 年 6 月、ヤマハ発動機(株)が原告となった商標権侵害事件で約 1 億 3,200 万円の損害賠償額の支払いを命じた判決が最高人民法院から下され、同年 11 月には(株)ケンウッドが約 6,665 万円の高額判決を獲得しました。

ていると言われています。

今後は、民事救済の利用も効果的に組み合わせていく必要があり、民事訴訟を利用しやすい環境整備が求められています。

② 行政摘発について

日本企業が最も利用している救済手続は、商標法違反・不正競争防止法違反に基づく工商行政管理局への摘発要請です。それ以外の製品品質違反に基づく質量技術監督局への摘発要請、及び海関（税関）への輸出差止めを含め、行政救済措置が主流であるのが現状です。

その中で、最近の傾向としては、侵害行為の巧妙化やデジタル化・ネットワーク化に伴い、こうした権利侵害が輻湊化するケースが増えています。輻湊化とは、一つの侵害行為が、商標権侵害、著作権侵害、製品品質違反など複数の権利を侵害しているケースを言いますが、下記に挙げた事例は、商標権侵害行為について著作権を活用して摘発した典型的な事例です。事例１のケースでは、権利者が、特許権や商標権を中国で取得していなかったため、侵害者に対して権利を主張できず、その代替手段として、権利取得を必要としない著作権をうまく活用して摘発に成功した事例であり、また、事例２は、巧妙化する知的財産権侵害に対抗して、著作権を有効に活用して侵害者の摘発を行ったものです[9]。

権利侵害の輻湊化を活用して対応した事例

【事例１】㈱安川電機のインバータ・ソフトウェア著作権侵害事件

中国広州において、㈱安川電機のインバータを模倣した製品が発見された。安川電機は中国において、当該製品に関する特許権、意匠権等の権利取得を行っておらず、法的措置を講ずることができなかった。そこで模倣品を入手して調査・分析を行い、インバータの専用ICに組み込まれているソフトウェアの著作権に基づいて権利行使を行った。国家版権局に申立てを行い、広東州版権局が摘発を実施した。インバータ67台等を差し押さえて鑑定した結果、摘発した製品のソフトウェアが真正品と同一と判断され、著作権侵害が認定され、重い処分が適用された。（侵害品の販売行為の停止、侵害品の没収、12万元の過料）

＜資料＞特許庁委託調査「インバータ・ソフトウェア著作権侵害事件摘発ドキュメンタリ」（2005年３月　JETRO経済分析部）

【事例２】㈱バンダイにおける中国でのキャラクター商品侵害対策

バンダイは、ガンダムのプラモデル等の模倣被害に対抗するため、2002年から中国市場での模倣品対策を開始した。当初は商標権侵害の摘発を中心としていたが、近年は手口が巧妙化し、その対抗手段として、著作権を活用した対策を実施している。2008年８月、中国公安局（警察）に依頼して著作権侵害を理由に工場を摘発。模倣品19,964個、多数のパッケージ・取扱説明書を押収した。当該侵害行為は、刑事事件として立件される方向。

＜資料＞「TRIPS研究会報告書」（2009年３月　公正貿易センター）～㈱バンダイにおける中国でのキャラクター

【事例３】ハウスマークのロゴの著作権侵害を理由に冒認商標出願対策

Ａ社が中国で所有する商標と全く同一の商標が、異なる商品分野で冒認出願された。Ａ社は、馳名商標であること等、様々な理由を列挙して、異議申立てを行った。最終的に冒認商標出願を阻止できたが、その理由は、ハウスマークに記載されていたロゴが、日本で著作権登録されていたことが理由であった。

＜資料＞経済産業省への相談事例

なお、取締当局（AIC、TSB等）では、日本企業からの要請がなくとも、模倣品・海賊版侵害に対する自主的な取締りを実施しており、日本製品の模倣品が自主摘発されるケースもみられます**(図表5)**。特に、前述（(4)）の広東省における「三打両建活動」に基づく摘発では、自主摘発の比率が多かったとの評価も聞かれます。

自主摘発を含め摘発件数が増加している要因として、日本企業の正規品と模倣品を見分けられる取締担当者が増加していることが挙げられます。日本の業界団体・企業、JETRO等は、中国の取締担当官を対象として真贋判定セミナーを中国各地で開催しており、こうした日本の努力が取締りの成果に影響を与えていると考えられます。今後も、取締当局の自主摘発を促していくためにも、真贋判定セミナーなどの人材育成、交流活動を継続していくことが重要です。

図表５　行政機関による自主摘発件数（2007年度～2010年度）

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
行政機関による自主的な摘発件数	584件	569件	301件	436件

（出典）経済産業省「第６回中国における知的財産権侵害実態調査」（2012年４月）

③行政処分の内容と問題点

行政当局が模倣品業者を摘発したあと、「行政処罰決定書」が模倣品業者に通知され、行政処分が下されます。

2010年度に中国の行政機関が実施した行政処分は、実態調査では、「違法物品の没収（1,649件）」が最も多く、「違法行為（製造販売行為）の停止（860件）」がそれに続きます。

また、「過料処分（630件）」など増加しているものもありますが、他方で「違法所得の没収（58件）」（模倣品の製造・販売等によって儲けた利益等の没収）や「製造設備の没収（35件）」（模倣品の製造・販売等に要する設備・器具・車両等の没収）については減少に転じ、「営業許可証の取消し（1件）」も、

[9] その他、著作権活用の優位性は、①日本では認定されにくいものまで、中国では広く著作権性を認定する傾向にあること、②著作権は予め権利を取得する必要がないため、取得忘れにより主張ができなくなることがないこと。③著作権侵害の刑事訴追基準には侵害製品の点数基準が設けられており刑事移送されやすいこと等が挙げられます。

依然として行われていない実態が伺えます**(図表6)**。

こうした処罰が下されると、侵害行為者は模倣品の生産を継続できなくなるため、大きな抑止効果が期待できます。この点、旧商標法の規定[10]では、「専ら」模倣品製造に用いられていることが立証できた場合でなければ、製造設備を没収することができないとされていましたが、新商標法では「主として」模倣品製造に用いられていれば足りるため、抑止力の増加が期待されます。一方、営業許可の取消しを罰則として規定しているのは、反不正当競争法と製品品質法の２つの法律に限られ、しかも、「情状が重い場合」に適用が限定されています[11]。このため、営業許可の取消しの積極的な運用を中国政府に要請していくことが求められています。

図表６ 行政罰の状況（2010 年度）

行 政 罰 の 内 容	処分件数
違法物品の没収	1,649 件
違法行為（製造販売行為）の停止	860 件
過料（罰金）	630 件
違法所得の没収	58 件
製造設備の没収	35 件
営業許可証の取消し	1 件
その他	9 件

（出典）経済産業省「第６回中国における知的財産権侵害実態調査」（2012 年４月）

行政当局に没収された違法物品（侵害品）は、「廃棄」のほか、「競売」や「寄付」などの処分が行われますが、日本企業からは侵害品の処分方法が不透明であるという報告を一部受けています。また、競売、寄付など廃棄以外の処分が行われた場合、侵害品が市場に再還流するおそれが懸念されています。こうした懸念が生じるのは、行政当局が没収品の処理方法や処理結果を権利者に開示しなかったところにも原因があります。地方によっては、処罰結果について権利者に情報を提供する「行政処罰決定書」を交付しない執行当局も少なくありませんでした。この点、前述の「法により模倣粗悪品製販及び知財権侵害関連行政処罰案件の情報を公開する事に関する意見」により改善がなされることが期待されます。

さらに、没収品の処理に係る倉庫管理や廃棄の費用を権利者である日本企業に負担させる行政当局も少なくないと指摘されています。こうした費用は、模倣品を製造・販売した侵害者に負担させるべきであり、少なくとも、被害者である権利者に負担させる性質のものではないと考えられます。

侵害行為によって得られる経済的利益が、行政処罰による経済的不利益を大きく上回っている限り、模倣品業者の侵害リスクは低いため、抑止効果が働かず、模倣行為は後を絶ちません。また、中国の経済成長に伴って、中国企業の売上高や物価等の水準が上昇しており、過去に制定した法律ほど、その過料金額の上限では抑止効果が期待できないとも言われています。

このため、模倣品ビジネスが割に合わないと思わせる水準まで過料の額を引き上げるとともに、再び模倣品の営業ができないよう、製造設備の没収、営業免許の取消し等の重い処罰を科していく必要があります。これに加えて、同一又は類似侵害行為に対しては、全国的な処罰の統一的な量刑化を図ることが求められています。新商標法の施行に合わせ、実務上の変化を引き続き注視していく必要があります。

（6）司法制度の状況

2009 年 3 月、最高人民法院は、侵害者に対する法的責任の厳格な適用や、知的財産専門法廷の設置などを盛り込んだ「戦略綱要」の徹底実施に関する意見[12]を公表し、同年 4 月には、国際金融危機の克服や経済の安定的発展に寄与することを目的として、各高級人民法院に対して、知財審判の役割を果たすよう求める意見[13]を発出するなど、知財侵害における司法救済の強化が図られています。さらに、2011 年 12 月には、最高人民法院は、通達[14]を発出し、司法による知的財産権保護の強化に取り組む姿勢を明確にしました。

それまでにも、2008 年 2 月には、類似商号・商標を自社名として登録・使用する、いわゆる「傍名牌」行為を審理において厳しく判断するという規定[15]が公布され、2009 年 4 月には、「著名な商標」の訴訟に関して、極めて有名な商標における立証責任の軽減措置等を盛り込んだ司法解釈[16]が定められています。また、北京などで知的財産案件を専門に扱う法廷を試行的に設置する取組が始められており、「戦略綱要」における専門法廷の設置の明記や、2008 年 11 月の北京市高級人民法院（裁判所）の知的財産権上訴法院設立の検討の発表のほか、国家知

10 中国旧商標法第 53 条

11 上記のほか、営業許可の取消しが少ない理由としては、そもそも模倣品業者の多くは、無許可で営業を行っている者が多いという指摘もなされています。

12「国家知的財産戦略の徹底実施における若干問題に関する意見」

13「現下の経済情勢で大局的な観点から知的財産権の審判を推進するための若干問題に関する意見」

14「知的財産権裁判の機能を十分に発揮させ、社会主義文化の大きな発展・繁栄を推進し経済産業省の自主的協調的発展を促進する上での若干の問題に関する意見」(2011.12)

15「登録商標、企業名称が先行権利と衝突する民事紛糾案件の審理に係る若干の問題に関する規定」

16「馳名商標の保護をめぐる民間紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」

的財産戦略の徹底実施に関する意見において、専門法廷や知的財産権上訴法院の設立の検討を盛り込むなど、中国における知的財産裁判所の設置の動きが加速しています。

さらに、2009年には、知的財産権法廷が知的財産権に関わる民事・行政・刑事の案件を統一して受理するという手法の試行が進められ、2009年12月までに、5カ所の高級法院、44カ所の中級法院において関連の試行が始められました。

また、2010年4月20日、最高人民法院（最高裁）が、「中国裁判所知的財産権司法保護状況（2009年）」を公表しました。これは最高人民法院が初めて裁判所の知財保護業務の状況について取りまとめた年次報告書で、2009年度の司法保護業務を全面的に回顧した上で、改革開放30年以来の知的財産権司法保護の発展について取りまとめられています。その後も基本的に毎年公表されています。さらに、2013年11月には「人民法院のインターネット上での裁判文書の公開に関する規定」が発表され、判決文が原則として公開されることとなりました。これは、最新の判決文を簡単に手に入れることができるようになる画期的な取組であり、今後法院の活動及び判決を引き続き注視していく予定です。

さらに、最高人民法院は2014年10月に「商標の権利付与・権利確定に関する司法解釈」の意見募集稿を発表しました。その中には商標法15条2項の規定を柔軟に解し、より幅広い案件を冒認出願と認める余地を開くなど非常に興味深いものとなっています。

なお、中国における司法制度の更なる充実を目指し、経済産業省では、2009年3月に北京市高級人民法院等、2010年3月に最高人民検察院、2011年2月に最高人民法院、2013年2月には再び最高人民検察院、そして2015年3月には再び最高人民法院を招聘し、経済産業省や法務省、知的財産高等裁判所、産業界等と意見交換を行いました。

（7）その他の活動状況

①展示会、博覧会での取組

中国で開催される展示会や博覧会、交易会に日本製品の模倣品が出品されることも多く、模倣品が中国国内や海外に販売されるルートの一つとなっています。特に広州交易会[17]や上海交易会のような外国人バイヤーも大勢訪れる大型展示会は、模倣品業者にとっても海外オーダーを獲得する絶好の舞台となっています。

こうした問題に対処するため、2006年3月に「展示会における知的財産権保護弁法」[18]が施行され、展示会主催者による展示物の事前審査や、展示会内に権利者向けクレームセンターを設置して、行政取締当局が駐在するなどの取組が行われています。また、展示会主催者に対してシンポジウムを開催するとともに、展示会主催者が出展者に知的財産保護承諾書への同意を求め、規約を遵守しない企業に対して出展資格を剥奪する等の取組も行われています。

展示会での告発、クレームは、意匠と実用新案の権利侵害が多く、侵害された企業は中国の国内企業がほとんどですが、商標権侵害については、日本企業を始め外国企業に関わる侵害が9割以上となっています。今後も、展示会での知的財産保護の徹底を図る必要があります。

なお、JETROでは、企業の協力を得て、展示会に出展されている模倣品の実地調査を毎年行っており、日本企業の模倣品を数多く発見しています。

②国民への啓発活動

「国家知的財産権戦略綱要」の実施・徹底を進める一環として、各省で知財保護の重要性を教育する試みが実施されています。

雲南省昆明市の知識産権局と教育局、科技局は、2008年から市内の小中学校30校で知的財産権教育の試行作業を開始し、小学六年生、中学二年生、高校二年生を対象に、年間8時間の授業が行われています。2009年秋からは、新たに38校が加わり、知財教育が行われている小中学校は合計68校、生徒35,344名に達しています。

福建省の知識産権局と教育庁、科学技術協会は、省内の小中学校の中から知的財産権の教育を試行するためのモデル校を指定して、そのリストを公表しています。試行期間は2年で、成功を収めたモデル校の経験は全省に広める予定です。

浙江省でも社会全体の知的財産権意識の向上を狙い、省内のすべての小学・中学のカリキュラムに知的財産権の内容を導入していくことを明らかにしています。また、大学における知的財産権専攻の設置や、幹部、公務員、企業管理職、技術者を対象とする知財研修を奨励し、弁護士への知的財産権知識の普及強化などを進める方針も示されています。

湖南省でも、省の知的財産権侵害と模倣品製造販売摘発活動指導グループと省の知的財産権協調指導グループは、2013年4月に「湖南省知的財産権侵

[17] 中国製品の海外への輸出を促進するため、1957年から春秋の年2回開催される中国最大、世界有数の大型展示会として知られています。

[18] 同弁法は、現在改正に向けた検討中であり、知的財産権侵害行為を行った者に対する展示会への参加禁止等の制裁の強化等が検討されています。

害・模倣品製造販売摘発活動 PR ウィーク」を開催しました。そのテーマは「知的財産権戦略を実施し、権利侵害と偽物を厳しく取り締まる」であり、開催期間中の様々な活動を通じて、摘発活動の PR を強化し、一般の人々が摘発活動の進捗と成果を一層理解できることを目標にしました。

さらに、広東省は 2002 年から小中学校の生徒たちを対象とした知的財産権教育の普及を開始し、2004 年には佛山市· 南海区全ての小中学校で知的財産権教育を導入しました。その経験を踏まえて、2006 年に「広東省小中学校知的財産権教育パイロット活動プラン」を作成し、2009 年に全省範囲の知的財産権モデル学校認定作業を始めました。省知識産権局の責任者によると、広東省は 2015 年までに 350 校の小中学校で知的財産権教育を導入し、60 校の省級モデル学校を認定することとしています。

こうした中、JETRO では、2010 年度に、4 回、北京市内の小学生を対象とした普及啓発活動を実施し、着ぐるみ劇を通じた知的財産権の説明などを通じて、知的財産権の重要性について、啓発活動を実施しました。また、2011 年 1 月には、北京市の地下鉄王府井駅にて知財啓発ポスターを展開、同年 2 月から 3 月には、北京市海淀区中村関の電子市場に知財保護を訴える掲示版を展開する等、中国内での知財権保護の啓発活動を実施しています。

さらに、2008 年から広州モーターショーにて、消費者向け啓発ブースを設置し、模倣部品の危険性を訴えるビデオ上映やパネル展示等を通じて、販売業者や消費者向けに自動車部品にかかわる啓発活動等を実施しました。

３．その他の国・地域の動向

（1）東南アジア

日本にとって、東南アジア諸国連合（ASEAN）は、中国に次ぐ規模の貿易相手であり、日本とASEANとの間では、2008年以降、日・ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP)が順次発効し、知的財産の保護及び権利行使に関する情報交換を促進することや、知的財産に関する特別小委員会の設置などが規定されています。

また、2010年1月には、中国とASEANの自由貿易協定（FTA）が発効し、両国・地域間で取引される品目の90%の関税が撤廃され、当該地域間での貿易・投資活動のさらなる活発化に伴って、中国からASEAN諸国への模倣品の流通が懸念されます。

特許庁のまとめた2014年度模倣被害調査報告書によれば、海外において模倣被害を受けた日本企業のうち20.4%がASEAN6カ国[19]のいずれかにおいて被害を受けており（前年比0.2ポイント増）、台湾、韓国を僅かに上回り、中国に次ぐ水準となっています。

このような模倣被害を防ぐための取組の一つとして、海外の現地税関を主に対象としたJETRO主催の「真贋判定セミナー」を開催していますが、セミナーに参加する企業のみならず、日本産業界全体へ広く裨益できるよう、現地税関の意識啓発や能力向上に資するような意見交換をセミナーにあわせて実施しております。

なお、下記に列挙した国以外にも、フィリピンにおけるデザイン模倣二輪車等の様々な被害事例が報告されるなど日本企業の関心が急速に高まっているところです。

（タイ）

タイにおいては、衣類、音楽・映画媒体、ソフトウェア、時計等の模倣品の他、自動車部品や電子機器、機械部品等の模倣品も数多く見られます。昨今ではタイ国内で模倣品が製造されており、大小様々な企業が関与しています。2013年に国家知的財産執行センター（NICE : National Intellectual property Center of Enforcement）が設置されてからもこの状況に変化はありません。こうしたタイの状況に関しては米国もかねてから懸念を表明しており、2014年に続き2015年も、模倣品対策への積極性が見られないとして、米国の包括通商法スペシャル301条の優先監視国に指定しています。

なお、タイでは2008年12月のアピシット政権発足以降、知的財産保護のさらなる強化に取り組んでいます。2009年7月には、国家知的財産戦略、知的財産権侵害の防止及び抑止計画などを内閣で承認し、著作権法などの改正作業を進めるほか、2012年9月には商標法改正を閣議で承認する等、取締りの強化を進めています。2014年11月には立法府で改正著作権法案及び改正営業秘密法案が可決され、2015年から順次施行される予定です。

日本とタイとの間では、2007年、経済連携協定（EPA）が発効し、水際措置の強化や、刑事手続、罰則対象の権利の拡大が図られています。また、2007年1月に発表された「経済産業省と米国商務省の日米共同イニシアティブ」や、同年6月に発出された「知的財産権の保護と執行に関する日・EU行動計画」に基づいて、タイを中心とする東南アジアの模倣品・海賊版対策に関して、日米欧での情報交換や連携強化を目指して、2008年4月に第1回日米欧官民合同会合が開催されました。

また、2011年9月と2012年9月には、バンコクにおいてJETROの主催で「真贋判定セミナー」が開催されました。

（インドネシア）

インドネシアは、インターネット上の海賊版や偽造医薬品の流通が問題視されていますが、現地ではこれ以外にも、自動車部品、二輪車部品、衣料品、日用品等の被害が数多く見られます。これらの多くは中国製と言われていますが、部品類には近年、明らかにインドネシア国内で製造されたものも含まれています。

インドネシアの水際措置に関して、関税法には権利者からの申立てに基づき裁判所が税関に対して差止めを命じることができる旨の規定はあるものの、これまで実施細則やそれに類するものが存在しなかったため、インドネシアでは水際での侵害品差止めが事実上不可能であるとの指摘がなされていました。この問題について、2012年7月に「一時的差し止め命令に関するインドネシア共和国最高裁判所規則2012年第4号」が公布・施行され、上記運用の実現に対して期待が寄せられましたが、現在に至るまで差止めが実現した例は確認されておらず、また、実際に差止めを行うためには更に規則を整備する必要があるとの指摘もあることから、未だに実効的な運用は機能していないことが強く推認されます。このような状況は、TRIPS協定第51条との整合性とい

[19] インドネシア、タイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム、フィリピンが含まれる。

う観点から問題があると考えられます。これら状況、及び、国内取り締まりも少ないことに基づき、2014年に引き続き2015年も、米国の包括通商法スペシャル301条の優先監視国に指定されています。

2013年12月、我が国政府は、JETRO及び国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）とともに、インドネシア税関総局との会合を実施し、インドネシアにおける水際での侵害差止め措置について意見交換を行いました。この問題については、引き続きインドネシアに対して事態の改善を促すとともに、今後の動静を注視していく必要があります。

インドネシア税関総局との意見交換（2013年）

（マレーシア）

マレーシアにおける代表的な模倣品は、ソフトウェア、光ディスク、衣類、香水、プリンター用カートリッジ、時計、鞄、プラスチック容器、医薬品等が挙げられ、中国やタイ、インドネシアなどの製造コストの低い国の経済発展により、これらの国から模倣品が頻繁に輸入されています。

日本とマレーシアとの間では、2006年、経済連携協定（EPA）が発効していますが、この実施状況をフォローアップする一環として、2008年1月、第1回知的財産に関する小委員会が開催されました。日本側からは、EPAの知的財産章の規定に沿った執行状況の確認や改善要求を行いました。

さらに、この結果を受け、日本政府等の協力の下、2008年4月、マレーシアで模倣被害を受けている日系企業等とマレーシア税関によるセミナーが開催されています。

最近では、マレーシアの知的財産に関連する行政府（国内取引・協同組合・消費者保護省、税関、警察等）に対して、日本企業の製品の真贋判定に関する情報提供を行うため、JETROの主催で、2011年12月に「真贋判定セミナー」が開催されました。同国での同様のセミナーは2008年以来となります。

また、2011年7月に、一般社団法人日本動画協会（AJA）及び一般社団法人日本映像ソフト協会（JVA）から、「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」に基づき申立てがあり、政府が所要の調査を実施しました（前掲：「（本編）政府模倣品・海賊版総合窓口の業務報告のうち２．海外侵害状況調査制度の③を参照」）。

調査結果を踏まえ、日本政府は2012年4月、2012年6月、2013年6月、2014年2月の4回にわたりマレーシア政府との協議を実施し、マレーシア政府はホログラムシールの許可情報をインターネット上で公開するようになりました。その結果、権利者は容易に不正な許可情報を把握することができ、刑事告発することが可能な状況となりました。

本制度の枠組による対応は以上で終了としますが、本制度による対応終了後も、必要に応じてAJA及びJVAと連携してまいります。

（ベトナム）

ベトナムにおいては、DVD、CDの海賊版の他、食品、衣料品、日用品等の模倣品が数多く見られ、ベトナムでの知財侵害のうち、模倣品・海賊版の率は周辺国に比べてもかなり高い傾向にあるといわれています。米国も、政令の改正等、ベトナムの取組に対し一定の評価を与えているものの、インターネット上の海賊版および模倣品の増加等について指摘しており、米国の包括通商法スペシャル301条において、2013年に引き続き2014年もベトナムを監視国に指定しています。

ベトナムにおいては2007年1月のWTO加盟に先立ち、2006年7月に知的財産法が施行されました。また、2009年には日本との経済連携協定が発効しています。さらに、2010年1月には改正知的財産法が施行され、さらなる知財保護の強化が図られています。

2003年より始まった日越共同イニシアティブでは、投資環境に係る課題の一つとして知財も取り上げられており、知的財産権保護、水際取締制度の改善等について日越官民が双方向で議論し、模倣品対策強化に取り組んでいます。この枠組みの中で2014年12月にはベトナム税関総局とJETROハノイ事務所との間で水際取締りにおける知的財産権保護強化に向けた協力同意書が締結されました。これはベトナムで税関登録を行った日本企業の権利保護を目的に、知財侵害疑義物品の税関手続停止、検査、監査措置、その他の知財侵害物品の輸出入抑制のため相互の情報共有等の条項で両者が同意したものです

また、JETROの主催で「真贋判定セミナー」が、2012年12月、2013年12月にハノイで、2013年9月、2014年9月にはホーチミンで開催されました。

ホーチミン真贋判定セミナー（2014 年）

（ミャンマー）

2015 年 5 月末現在、ミャンマーにおける知財権に関する個別法は著作権法のみであり、それも 100 年前の法律で、実効性には疑問符が付きます。WIPO 等の支援を受けながら知財関連法の整備とそれを管轄する知財庁の設立を目指しています。

2014 年 8 月には JETRO の主催でミャンマー初の「真贋判定セミナー」をネピドーで開催するとともに、日本税関職員の協力の下でミャンマー税関職員との意見交換もヤンゴンで実施するなど、日本政府としても一体となってミャンマーにおける知財権保護のための啓発活動に取り組んでいます。

（2）中東

中東、特にアラブ首長国連邦は、模倣品の経由地として、日本企業の被害が多発しています。特に中東地域の一大物流中継拠点であるドバイは、サウジアラビア等の中近東の近隣諸国にとどまらず、アフリカ、中南米、欧州、ロシア等への模倣品の経由地となっています。ドバイに流入・流通している模倣品は、近隣の中東諸国からのものも一部ありますが、中国で製造販売されたとみられる模倣品が多数を占めていると指摘されています。

ドバイは、そのフリーゾーン（free zone）を中継する商品流通量の多さに加え、貿易の自由化の促進により模倣品の流通が容易であることから、世界的な模倣品対策の輪における脆弱な部分であるとの指摘がなされており、監督機関の役割と責任範囲の一層の明確化が必要であるとの指摘もあります。ドバイに持ち込まれる模倣品には、自動車部品、電化製品、腕時計、ハンドバッグやサングラスなどの服飾品、医薬品、コンピュータソフトウェアなどがあるとされています。また、アラブ首長国連邦が関係する模倣品被害の形態としては、流入した完成品が消費地に再輸出される形態だけでなく、半製品で流入した後、ラベルの貼付、パッケージの変更を行い、模倣品を完成させて消費地に出荷する形態も横行しているとの報告もあります。

こうした事情から、中東地域は国際的な注目を集めており、2008 年 2 月には、世界税関機構（WCO）の主催で第 4 回世界模倣品・海賊版撲滅会議がドバイで開催されたほか、フランスがアラブ首長国連邦と知的財産の協力に関する覚書に署名するとともに、中東地域を担当する知財アタッシェを配置するなどの動きがあります。また、ドバイに拠点をおく欧米系業界団体（BPG：Brand Owners Protection Group）は、アラブ首長国連邦を、アジアから欧州への模倣品流通の最大の中継地点のひとつとして位置づけ、特にドバイのフリーゾーン（free zone）がこうした貨物の中継に関与していると指摘し、2006 年 5 月、アラブ首長国連邦に対し、模倣品問題に取り組む統合された連邦機関の創設を求める提言を行いました。さらに同団体は、2008 年、アラブ首長国連邦経済省、2009 年 6 月、ドバイ税関との間で覚書を締結しています。また、同時期、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）も、上述した BPG との間に覚書を締結し、知的財産保護活動において協力・連携していくことになりました。

アラブ首長国連邦でも、模倣品被害に対応するため、警察や各種行政機関による摘発などの取組が行われています。具体的には、ドバイ税関では、2007 年に模倣品の取扱いが疑われた国内企業や自由貿易地域企業に対する摘発を 40 件実施し、2000 万ディルハム相当の模倣品が押収され、また、2008 年には、模倣品対策のために約 1000 人の検査官を雇用したとの報告があります。さらに、ドバイ税関における模倣品の押収件数は、2008 年第一四半期には 47 件、2009 年同期には 64 件（39%増）、2010 年同期には 151 件（136%増）に達しています。さらに、2009 年から 2013 年 12 月までの総計では、押収件数が 1,998 件に達しました。

以上のように、東アジアから運び込まれた模倣品が中東諸国だけでなく、アフリカ諸国や欧州に拡散する際の中継地となるアラブ首長国連邦や、模倣品の一大消費地である隣国サウジアラビア[20]における模倣品対策は極めて重要です。

このような背景の下、2009 年 1 月、国際知的財産保護フォーラムと経済産業省、財務省等の支援により、知的財産保護に係る官民合同中東訪問団をサウジアラビア及びアラブ首長国連邦に派遣し、サウジアラビアの商工業省及び税関、アラブ首長国連邦政府の経済省、ドバイ首長国の経済開発局・警察・税関等を訪問し、模倣品・海賊版の摘発強化、情報

[20] 2007 年、192 万リアルに相当する模倣品・海賊版を税関が差止め。国内でも文房具、化粧品や電気製品、自動車部品、ベアリング（偽造ラベル含む）、海賊版 CD（228 万リアル相当）等が押収されている（出所：サウジ商工省「知的財産権年次報告書 2008」）

開示等について意見交換を行いました。併せて、2009年1月、2010年1月に、サウジアラビア及びアラブ首長国連邦において、日本企業による知的財産権保護セミナーを開催しています。

2012年2月には、中国政府機関以外では初めての招聘として、ドバイ税関長の日本招聘が実現しました。日本の産業界に対し、ドバイの税関システムを中心とした制度及び取締りの実例についての説明と、日本企業との意見交換が実現しました。最新の状況や、日本側が訪問した際には確認が難しいような内容についても確認するとともに、日本権利者企業との直接の情報提供ルートを構築する等の成果がありました。

さらに、2013年12月には、再度UAE各首長国（アブダビ、ドバイ、シャルジャ）及びサウジアラビアの関係各機関を訪問し、模倣品・海賊版の摘発強化、権利者からの情報提供、情報開示等について、要請とともに意見交換を行いました。消費者保護の意識の高まりもあり、両国とも模倣品対策に対してはより積極的になってきており、今後とも継続的な協力関係を構築していくことで意見の一致を見ました。この機会にIntellectual Property Forumという、権利者と政府機関が共同で開催した知財権保護の第1回大会に参加する機会を得、各企業や各国の取り組みを学ぶと共に、日本の取り組みを発信しました。それにより中東各国から感謝され今後の協力を約することで、日本のプレゼンスを示すことができました。

また、2013年6月にはイラクのクルディスタン自治区において、真贋判定セミナーを開催しました。これはクルディスタン自治政府が知財保護に関して日本との協力を要請してきた結果、実現したものであり、イラクと外国との知財保護に関する初めての協力事業になります。イラクでの真贋判定セミナーの開催は、模倣品問題の世界的な広がりとともに、日本と各国との協力枠組みがさらに広がっていることを示していると思われます。

さらに、2015年2月には、ドバイ警察の少将をトップとするドバイ警察及びドバイ税関両機関の政府職員を日本へ招聘しました。日本の産業界に対するプレゼンだけではなく、日本企業との意見交換を行い、2012年の招聘時よりもより深い議論が実現しました。特にUAEにおいて長年問題となっていた「知財権侵害品を発送元の国に送り返してしまう」というシップバック問題について、近いうちに取りやめる旨の発言を引き出せたこと等の成果がありました。

g

ドバイ政府招聘時のセミナーの様子（2015年2月）

（3）インド

10億人を超える人口を抱え、高い水準（2000－2010年平均7.5%）で経済成長してきたインドは、自動車や電子機器等を中心に大きな市場となりつつあります。また、2011年8月に日インド包括的経済連携協定（CEPA）が発効されるなど、経済連携を深化させるための取組も行われています。

このような中、インド市場の規模や今後の成長性を理由に、日本からの進出企業数も増加の一途を辿っています。

一方で、インド市場においては、模倣品・海賊版が氾濫していることが問題視されています。米国は、スペシャル301条の2015年の報告書において、インドを引き続き優先的監視国として位置づけています。報告書では、ベストプラクティスに関する記述においてインド政府による知的財産ポリシー策定を挙げ、また、インドの章において、モディ政権の知的財産に係るエンゲージメントや主要課題の検討といった取組を評価しているものの、知的財産保護や執行に関するチャレンジは継続しているとして、今後も継続して、裁判の効率化やバックログ削減により民事手続での知財エンフォースメントを強化することを奨励し、また、模倣品市場での刑事捜査や摘発実施などのエンフォースメントに関する努力を支援していくこととしています。また、インド産業界も模倣品・海賊版への関心が高く、インド商工会議所連合会(FICCI)に設置された模倣品問題を扱う委員会「FICCI-CASCADE」の調査[21]によると、国内の主要7産業で模倣品や密輸品などの「グレーマーケット」が存在するとされており、たとえば、自動車部品産業では29.6%、コンピュータハードウェアでは26.4%がグレーマーケットであると報告されています。また、我が国企業の被害状況については、

[21] FICCI, Socio-Economic Impact of Counterfeiting, Smuggling and Tax Evasion in Seven Key Indian Industry Sectors -Executive Summary-

特許庁の模倣被害調査報告書によると、インドにおける販売提供による被害社率は 6.1%（2013 年度）で、近年増加傾向にあります。また、商標の冒認出願の被害があったとの声もあり、インドでの模倣品対策を講じている（10.3%、2013 年度）、または、将来対策を強化する（3.9%、2013 年度）と回答する企業等も一定水準で推移しています。これらの被害については、インド国内で模倣品の製造が行われているケースもありますが、大半は中国、台湾、韓国などから輸入される模倣品となっています。流通している主な模倣品は、繊維、日用品、エレクトロニクス、自動車部品、医薬品などが報告されています。

こうした中、インドでは 2007 年に「ICEGATE」による知的財産権保護電子登録システムが導入され、2011 年には Circular No.10/2011 により集中型担保が他税関・複数権利に利用可能となるなど、模倣品の国内流入防止に向けた取組を行っています。日本からの協力としても、税関での差止めの実効性向上のため、2011 年度から開始した真贋判定セミナーを、2013 年度はムンバイ税関を対象に実施しました。

知的財産法制度の整備・拡充に関しては、インド政府は 2010-2020 年を「イノベーションの 10 年」と位置づけ、国家イノベーション委員会の「IPR に関する部門別イノベーション評議会」において国家知的財産権戦略を策定中であり、2012 年 9 月には草案が公表されました。草案では、知的財産保護の強化に関して、刑事執行措置に関するデータベースの管理や、国や地方によるエンフォースメントの運用上の問題の審議などを行う「全国知的財産エンフォースメント・タスクフォース」の設置などが提言されており、模倣品・海賊版取締りの実効性の向上に資するものとして、戦略の策定と確実な実行が期待されます。また、2013 年 3 月にはインド商標局が商標出願登録業務改善のため、局と商標代理人とからなる 6 つの関係者委員会の設立を決定し、同年 4 月に第 1 回会合を開催しています。権利化や異議申立手続が適切かつ着実に行われることは模倣品対策の上でも大変重要な課題であるため、このような取組により業務改善が図られることが望まれます。さらに、商標法規則を改正するなどして準備の進められていたマドリッド・プロトコル加盟について、2013 年 3 月に WIPO への加入書寄託が行われ、7 月に発効しています。これにより国際商標出願が可能となり、日本企業にとっても円滑な権利取得に資することとなると期待されます。

日本からの協力としては、前述の真贋判定セミナーのほか、地方裁判所裁判官約 100 名を対象とした知的財産セミナーを 2013 年度に初めて開催しました。日本から知財高裁判事経験者や弁理士を講師として派遣した本セミナーは、インド現地での模倣品対策の中心が民事・刑事の司法救済であるところ、地方裁判所などの裁判官が知的財産権に関する高い専門知識を培うことを目的としたものです。

さらに、現地の日本企業の取組としては、前述のインド IPG による取組のほか、インド日本商工会（JCCII）がインド政府へ提出している建議書において、2013 年度から、知的財産エンフォースメント関連でも異議申立手続の迅速化や形態模倣への対策強化に関する内容を盛り込んで提出がなされています。

インドにおける法制度整備や法執行については、課題も多く指摘されており、今後も注視していく必要があります。

真贋判定セミナー（インド）（2013 年 12 月）

（4）中南米

日本企業の中南米における模倣品被害は、欧米企業と比較すれば、それほど深刻となっていないものの、近年は中国や東南アジアなどで製造されたと見られる模倣品が、広く中南米でも流通し始めています。このため、域内の大きな消費市場であるブラジルやメキシコにおける模倣品被害は決して小さくありません。こうした模倣品は、直接消費地に流入するものもありますが、パナマのコロン、チリのイキケ等の FTZ を中継して流入していると見られます。また、知的財産侵害品の組織的な密輸が横行していることから、国境をまたがった対策が必要です。

こうした状況の中、国際刑事警察機構（INTERPOL）と世界税関機構（WCO）が連携し、南米各国の警察・税関、民間企業が協力して模倣品・海賊版取締りを行う Jupiter 作戦が 2005 年から実施されています。当初の参加国はアルゼンチン、ブラジル、パラグアイの 3 カ国でしたが、その後徐々に参加国が増加し、2014 年に実施された Jupiter-VI

にはアルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、パラグアイ、ペルーの計10ヶ国が参加しました。

日本は、中南米において、メキシコ、チリ及びペルーと経済連携協定を締結しています。メキシコに対しては、経済連携協定に基づくビジネス環境整備委員会において、知的財産権のエンフォースメント強化を要請しています。

中南米では現地在外公館等の支援のもと、現地日系企業の業種横断的な知的財産保護活動である中南米IPGが設立され、主にブラジルを中心として活動を開始しています。2008年の設立以来、2011年11月までに5回の会合が開催されました。第2回、第3回及び第5回会合には、海賊版・知的財産権問題対策会議[22]（CNCP）も参加するなど、現地日系企業間の情報交換および現地政府との交流を進めています。また、2009年9月には、第2回日伯貿易投資促進合同委員会の機会を捉えて、日伯政府関係者だけでなく、日本企業からの参加も得て、日伯模倣品対策特別セッションを実施しています。

また、現地政府の模倣品対策を支援するための取組として、中南米地域でも真贋判定セミナーを開催しています。2014年12月にはイキケ（チリ）で、2011年11月と2012年11月にはサンパウロ（ブラジル）で、2013年9月にはバルパライソ（チリ）で、それぞれセミナーを開催しました。

真贋判定セミナー（イキケ）（2014年12月）

（5）ロシア・ＣＩＳ

ロシアの知的財産権保護制度は民法典第4部に規定されていますが、2012年にメドヴェージェフ前大統領によりロシア議会に提出された民法典の改正法案が2014年3月にプーチン大統領によって署名され、2014年10月1日から施行されました。

これにより、知財分野では特許権・実用新案権・意匠権の権利保護の期間や延長制度などにいくつかの制度改正がなされています。

ロシアでは、CD・DVD、アルコール製品、服・下着等の模倣品が数多く流通しています。ここ数年は一定水準で推移しているものの、2010年7月のロシア、ベラルーシ、カザフスタンの関税同盟成立後、日本の権利者の多くは、中国からの模倣品がカザフスタンを経由してロシア国内に流入することを懸念するとともに、2015年にも予定されている共通の統一税関登録簿の作成及びその円滑な運用を求めています。また、ロシアでは刑事摘発基準が設けられており、単価が低い商品は刑事案件として扱われにくい点、インターネットの普及に伴い、国際郵便が模倣品流入手段として用いられるケースの増加が懸念される点等も指摘されています。2012年8月、ロシアはWTOに加盟し、関税引き下げ、知的財産制度を含む投資環境の整備等により日露間の貿易がさらに拡大することが予想されています。さらに2015年1月1日にはロシア、ベラルーシ、カザフスタンで構成されるユーラシア経済連合（EEU）が発足、翌2日にはアルメニアも正式に加盟し、キルギスも5月の加盟が見込まれているところ、今後の経済発展を見込んでロシア・CIS地域に関心を持つ日本企業にとっても動静を注視すべき状況が続いています。

米国通商代表部（USTR）も、毎年発表しているスペシャル301条の報告書において、インターネット上での模倣品・海賊版、偽造医薬品の流通や、刑事摘発件数及び刑事訴訟件数の減少を理由に、依然としてロシアを優先監視国に指定しており、重大な懸念を示している状況です。

このような状況の下で、2013年11月に模倣被害を受けている我が国企業等と北西税関局の参加の下、税関での水際取締りの実効性向上、ロシア国内での模倣品流通を減らすことを目的として、真贋判定セミナーをサンクトペテルブルクで開催しました。また、連邦税関局や主要法律事務所等を訪問し、ロシアにおける模倣品対策の運用等について意見交換を行いました。

真贋判定セミナー（サンクトペテルブルク）（2013年11月）

[22] 海賊版対策、知的財産権問題の対策に取り組む伯政府の省庁横断型の官民合同組織。

【参考資料】

参考資料１

知的財産推進計画2014

（関連部分抜粋）

第１．　産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築
６．政府が中心となった人財育成の場の整備
（新興国等における司法の知財人財の育成支援）
・　新興国等における知財エンフォースメントに関する法制度・運用整備を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するために、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、司法における知財人財の育成を支援する。（短期・中期）（法務省、経済産業省、外務省）

（水際取締りに係る人財育成）
・グローバルな知的財産環境の整備を進めるため、途上国・新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、水際取締りに係る人財育成を含む適切な支援を実施する。（短期・中期）（財務省、経済産業省）

第２．　中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援
１．中小・ベンチャー企業及び大学の海外知財活動支援
（海外知財情報の収集・分析・発信等の強化）
・　既に海外展開している我が国企業や関係団体（国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）や海外現地の我が国企業による知的財産問題研究グループ（IPG）等）が有する知財保護等に関する情報を集約し、効果的な発信・共有を図る。（短期・中期）（経済産業省）
・　海外での知財訴訟等の係争に巻き込まれるリスクを回避するための予防的支援及び係争が発生した際の緊急的支援の在り方を検証し、必要な措置を講ずる。（短期）（経済産業省）

第４．コンテンツを中心としたソフトパワーの強化
１．コンテンツの海外展開促進とインバウンドとの連携
（海外の権利処理団体の育成支援）
・　海外における権利収入を確保し、我が国コンテンツ産業のビジネスリスクを低減させるため、現地の集中権利管理団体や政府当局の著作権制度実施に係る能力育成を支援する。また、現地の政府当局や民間企業等の関係者等と我が国の政府及びコンテンツ事業者等との交流を促進し、海外における権利保護を促進する。（短期・中期）（文部科学省、経済産業省）

２．模倣品・海賊版対策
（海外における正規版流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策の推進）
・　模倣品・海賊版対策を強化するため、官民一体となった働き掛けや各国との連携により侵害発生国での模倣品・海賊版の取締りを強化する。また、インターネット上での偽ブランド品や違法コンテンツの排除に向け、インターネットサービスプロバイダ（ISP）と権利者等との連携による自主的な削除対応やセキュリティソフト等を通じた利用者への注意喚起等、民間での取組を促進するとともに、消費者等への被害の発生・拡大防止のための対策等も進めることに

より、より効果的なエンフォースメントが実施されるよう必要な取組を行う。（短期）（外務省、経済産業省、総務省、文部科学省、警察庁、財務省、農林水産省、消費者庁）

・ 海外のインターネットサイト運営者と国内のコンテンツ権利者との間の関係構築等を支援することにより、インターネット上の違法コンテンツ排除と正規版コンテンツの流通とを一体的に推進する。（短期）（経済産業省）

・ コンテンツ侵害への対応の強化に資する著作権保護や違法コンテンツ流通の防止に向け、官民が連携し、侵害発生国政府による著作権の普及啓発活動を支援する。（短期）（文部科学省）

・ 侵害発生国における企業等の効果的な知的財産権保護を促進するため、侵害発生国の知的財産制度の調査及び情報提供、侵害コンテンツの流通防止に向けた普及啓発等の取組を積極的に推進する。（短期）（経済産業省、文部科学省、外務省）

（グローバルな模倣品・海賊版対策の強化）

・ グローバルな模倣品・海賊版対策の実効性を高めるべく、ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）に関し、既署名国を中心とした他国に対して、引き続き参加を働き掛け協定の早期発効を目指す。また、二国間の経済協議等において知的財産の保護強化を積極的に取り上げるなど、各国のエンフォースメント強化に向けた取組を推進する。（短期）（外務省、経済産業省、文部科学省、農林水産省、総務省、法務省、財務省）

（通商関連協定の活用）

・ 自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）等の二国間・多国間協定を通して、国際的な問題の解決・改善を図る。特に、TPP 協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。（短期・中期）（内閣官房、外務省、経済産業省、農林水産省、文部科学省、財務省）

（国内取締り強化）

・ 模倣品・海賊版の水際対策や違法な国内流通品の取締りを一層強化するため、全国の税関・警察による集中取締りや、小口化・分散化する知財侵害物品の輸入差止めに向けた権利者との一層の連携等を実施するとともに、国の登録を受けた食品・農林水産物の名称である地理的表示について、不正使用を行政が排除するなどの保護を講ずる制度を導入する。また、ニセモノ購入を容認しない国民意識の更なる醸成に向けて、模倣品・海賊版に対する啓発活動を推進する。（短期）（財務省、警察庁、経済産業省、文部科学省、農林水産省、消費者庁）

「知的財産推進計画２０１４」工程表
（関連部分抜粋）

（ 附 表 ）

項目番号	2014本文掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	短期		中 期	
					2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
第１．産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築								
第１．１．「世界最速・最高品質の特許審査」の実現及び知財システムの国際化の推進								
26		在外における現地サポート体制の強化	海外の模倣品対策を強化するため、模倣品被害を受けている企業が行う現地侵害調査の支援事業の更なる活用を促すとともに、必要に応じて支援の拡充を図る。（短期・中期）	経済産業省	中小企業の関心を引き、利便性向上の観点から、海外での侵害対策支援のみならず、一連の海外展開での知財支援施策（PCT国際出願減免、外国出願補助金、侵害対策支援）をとりまとめたパンフレットを作成し、商工会議所等の中小企業支援機関と出願したことのある中小企業に配布し、周知を図る。 2014年度から侵害調査に加え、模倣業者への警告状作成、行政摘発に係る費用を補助対象とし、支援を拡充。	引き続き、左記の取組を実施。		
27		アジア新興国の著作権制度の環境整備	著作権制度の環境整備を進めるため、アジア新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、著作権の集中管理制度の整備、人財育成、普及啓発活動に対する支援を一層推進する。（短期・中期）	文部科学省	侵害発生国の取締り機関職員を対象とした日本コンテンツの真贋判定セミナーを実施するほか、侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み及び執行状況の調査、当該国・地域における法制面での権利執行の強化を支援するための著作権法制担当者等を対象としたフォーラムやセミナーを実施。また、侵害発生国・地域において普及啓発のためのイベント及びセミナーを実施。	引き続き、左記の取組を実施。		
28		経済連携協定、投資協定などの取組の強化	自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）や投資協定などの二国間・多国間協定を通して、グローバルな企業活動を阻害する知的財産分野における国際的な問題の解決・改善を図る。具体的には、我が国産業界などの要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保などを促し、また、TRIPS協定などの規定を上回る水準の知的財産の保護が達成されるよう、積極的に働きかける。特に、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。（短期・中期）	内閣官房 外務省 経済産業省 農林水産省 文部科学省 財務省	FTA/EPAや投資協定等の二国間・多国間協定に関する交渉を通じて、我が国産業界等の要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保等を促し、TRIPS協定等の規定を上回る水準の知的財産の保護が達成されるよう、積極的に働き掛ける。 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求。 既に要請した内容について相手国の対応状況をフォローするとともに、新たに発生した課題について産業界の要望も踏まえつつ、引き続きこれらの枠組みを活用して解決を図る。	引き続き、左記の取組を実施。		
第１．６．政府が中心となった人財育成の場の整備								
70	○	新興国等における司法の知財人財の育成支援	新興国等における知財エンフォースメントに関する法制度・運用整備を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するために、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、司法における知財人財の育成を支援する。（短期・中期）	法務省	JICAインドネシア知的財産権保護強化プロジェクトを通じて、裁判官の能力強化のための支援を実施するとともに、同プロジェクトの実施状況を踏まえ、関係機関と連携しつつ必要な支援の検討を実施。	左記の実施状況及び検討を踏まえ、必要な取組を実施。		
				経済産業省	新興国等の知財保護に関する行政や司法に携わる者に対して研修を実施。	引き続き、左記の取組を実施。		
				外務省	JICAにおいて、途上国における知的財産の創造・保護・活用のための包括的な知的財産行政の円滑な運営及び執行に資するため、人財育成を中心に技術協力を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施。		
71	○	水際取締りにかかる人財育成	グローバルな知的財産環境の整備を進めるため、途上国・新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、水際取締りに係る人財育成を含む適切な支援を実施する。（短期・中期）	財務省	途上国・新興国税関に対し、知的財産権侵害物品の水際取締能力の構築を目的とした人財育成を支援するため、、国際機関（世界税関機構等）や産業界と協力するなどして、技術協力を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力を検討、実施。		
				経済産業省	侵害発生国政府機関の制度整備、取締り能力の向上等エンフォースメント能力強化支援のため、税関職員等を招聘して意見交換を行うとともに、模倣品の取締り等に関する実践的なノウハウを提供する真贋判定セミナーや知財保護セミナー等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
第２．中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援								
第２．１．中小・ベンチャー企業及び大学の海外知財活動支援								
88		海外知財情報の収集・分析・発信等の強化	既に海外展開している我が国企業や関係団体（国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）や海外現地の我が国企業による知的財産問題研究グループ（IPG）等）が有する知財保護等に関する情報を集約し、効果的な発信・共有を図る。（短期・中期）	経済産業省	企業や権利者のニーズを踏まえ、政府総合窓口に寄せられた相談事例や、より実効的・効率的な対策を模索している企業や団体における取組事例の紹介等の情報発信を行うとともに、各省庁や関係機関が保有する情報へのアクセスが容易になるよう、HPの整備等を進める。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
89			海外での知財訴訟等の係争に巻き込まれるリスクを回避するための予防的支援及び係争が発生した際の緊急的支援のあり方を検証し、必要な措置を講ずる。（短期）	経済産業省	特許庁の中小企業・地域知財支援研究会において、海外での知財訴訟等の係争に巻き込まれないための予防的支援及び係争が発生した場合の支援の在り方を検証。引き続き必要な措置を検討。	左記の検討を踏まえ、必要な取組を実施。		

第4．コンテンツを中心としたソフトパワーの強化							
第4．1．コンテンツの海外展開促進とインバウンドとの連携							
130	○	海外の権利処理団体の育成支援	海外における権利収入を確保し、我が国コンテンツ産業のビジネスリスクを低減させるため、現地の集中権利管理団体や政府当局の著作権制度実施に係る能力育成を支援する。また、現地の政府当局や民間企業等の関係者等と我が国の政府及びコンテンツ事業者等との交流を促進し、海外における権利保護を促進する。（短期・中期）	文部科学省	海外の政府機関や集中権利管理団体の職員を対象に、集中管理団体制度の整備や強化に資するセミナーや研修を国内外で実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
				経済産業省	我が国コンテンツの海外での権利保護に向けて、現地の政府当局や動画配信事業者等と我が国のコンテンツホルダーとの関係構築に資する取組を支援・実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
第4．2．模倣品・海賊版対策							
142	○	海外における正規版流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策の推進	模倣品・海賊版対策を強化するため、官民一体となった働き掛けや各国との連携により侵害発生国での模倣品・海賊版の取締りを強化する。また、インターネット上での偽ブランド品や違法コンテンツの排除に向け、インターネットサービスプロバイダ（ISP）と権利者等との連携による自主的な削除対応やセキュリティソフト等を通じた利用者への注意喚起等、民間での取組を促進するとともに、消費者等への被害の発生・拡大防止のための対策等も進めることにより、より効果的なエンフォースメントが実施されるよう必要な取組を行う。（短期）	外務省	各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国との協議やワーキンググループなどの場を通じ、関係府省と連携しつつ、模倣品・海賊版等知財侵害対策の強化や正規版の流通拡大に向けた取組の支援を実施。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。	
				経済産業省	各産業界からの要望を踏まえ、日中間を始めとする政府間交流の場や知的財産保護官民合同代表団の派遣を通じ、模倣品・海賊版や冒認商標出願といった知財侵害について、インターネット上を含め、その対策強化に向けた要請や協力を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
					各国の取締機関やインターネット配信事業者などと連携し、海賊版の取締りやオンライン上の侵害コンテンツの削除を推進するとともに、オンライン侵害対策の強化に資する権利者とセキュリティソフト開発会社や課金事業者等との連携に向け、必要に応じて支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
				総務省	・国内外におけるコンテンツ不正流通対策について、正規流通の促進を軸とした総合的な取組を、民間企業の自主的な措置も含め推進。 ・インターネットサービスプロバイダと権利者等によるコンテンツ侵害対策に関する自主的な取組を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
				文部科学省	権利者・関係団体からの要望を踏まえ、日中著作権協議・日韓著作権協議を始めとする交渉・協議の場を通じて、著作権侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施。また、平成24年度からはインドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムに対しても協議の対象国を拡大。 相手国の対策状況をフォローし、以後の働きかけに活用。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
				警察庁	・中国などの外国当局に対して、違法サイトに関する情報提供を行い、当該サイトの削除要請を実施。 ・ウイルス対策ソフト事業者等と連携し、海外の偽ブランド品販売サイトによる消費者被害の拡大防止に向けた取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力を検討、実施。	
				財務省	・途上国・新興国税関に対し、知的財産権侵害物品の水際取締能力の構築を目的とした人材育成を支援するため、国際機関（世界税関機構等）や産業界と協力するなどして、技術協力を実施。 ・侵害発生国・地域の税関当局との間で、知的財産権侵害物品の水際取締りの強化を目的とした情報交換を含む協力を促進する税関相互支援協定の締結に向けた取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力を検討、実施。	
				農林水産省	・我が国農林水産物・食品について、海外における産地偽造品や模倣品、我が国の地名の商標出願について調査を実施。 ・農林水産物・食品の知的財産保護を図るため、政府間交流の場を通じて模倣品対策の強化への働きかけを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
				消費者庁	海外著名ファッションブランドの権利者等と連携し、模倣品販売が確認されたサイト等の悪質な海外ウェブサイトの公表を推進。また、模倣品販売に関する消費者トラブルの相談実態等をホームページ上で公開するとともに、模倣品トラブルの未然防止に必要な情報を提供。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
143	○		海外のインターネットサイト運営者と国内のコンテンツ権利者との間の関係構築等を支援することにより、インターネット上の違法コンテンツ排除と正規版コンテンツの流通とを一体的に推進する。（短期）	経済産業省	・侵害対策と並行して、国内のコンテンツ権利者と著作権侵害発生国のインターネット配信事業者とのマッチングなど、著作権侵害発生国での正規配信を推進する取組を支援。 ・利用者を侵害コンテンツから正規版コンテンツに誘導する仕組みの構築に向けた取組を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
144	○		コンテンツ侵害への対応の強化に資する著作権保護や違法コンテンツ流通の防止に向け、官民が連携し、侵害発生国政府による著作権の普及啓発活動を支援する。（短期）	文部科学省	・侵害発生国政府と共催で消費者に対する普及啓発イベントを実施するなど、侵害発生国での著作権の普及啓発活動を支援。 ・侵害発生国・地域における普及啓発活動を促進するための関係者間のネットワーク・プラットホームの形成を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
145	○		侵害発生国における企業等の効果的な知的財産権保護を促進するため、侵害発生国の知的財産制度の調査及び情報提供、侵害コンテンツの流通防止に向けた普及啓発等の取組を積極的に推進する。（短期）	経済産業省	我が国企業の海外における知的財産権保護を支援するため、我が国企業の知的財産権の侵害が多く発生しているアジア諸国を中心に、当該国の知的財産制度及びその運用、法令改正の動向、知的財産を巡る情勢などを調査し、最新の情報を模倣対策マニュアルの提供やセミナー開催などを通じて提供。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
				文部科学省	侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み・執行状況・侵害実態等の調査、当該国・地域における権利執行の強化を支援するための著作権法制担当者や集中管理団体職員などを対象としたフォーラムやセミナーを実施。また、侵害発生国・地域において普及啓発のためのイベント及びセミナーを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
				外務省	在外公館を通じた知的財産制度の調査を強化するとともに、各種協議などの場を活用して普及啓発などの取組みを相手国側へ働きかけ。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。	

146	○	グローバルな模倣品・海賊版対策の強化	グローバルな模倣品・海賊版対策の実効性を高めるべく、ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）に関し、既署名国を中心とした他国に対して、引き続き参加を働き掛け協定の早期発効を目指す。また、二国間の経済協議等において知的財産の保護強化を積極的に取り上げるなど、各国のエンフォースメント強化に向けた取組を推進する。（短期）	外務省	ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）に関し、協定を巡る国際情勢を踏まえつつ、既署名国を中心とした他国に対して、引き続き参加を働きかけ協定の早期発効を目指す。また、二国間の経済協議等において知的財産の保護強化を積極的に取り上げるなど、各国のエンフォースメント強化に向けた取組を推進。	相手国の対応状況をフォローし、状況を踏まえつつ、継続的な働きかけを実施。	
				経済産業省			
				文部科学省			
				農林水産省			
				総務省			
				法務省			
				財務省			
147	○	通商関連協定の活用	自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）等の二国間・多国間協定を通して、国際的な問題の解決・改善を図る。特に、TPP協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。（短期・中期）	内閣官房	自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）などの二国間・多国間協定を通じて、我が国産業界などの要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保などを促し、TRIPS協定などの規定を上回る水準の知的財産の保護が達成されるよう、積極的に働きかける。 TPP協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求。	自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）などの二国間・多国間協定を通して、我が国産業界などの要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保などを促し、TRIPS協定などの規定を上回る水準の知的財産の保護が達成されるよう、積極的に働きかける。 既に要請した内容について相手国の対応状況をフォローするとともに、新たに発生した課題について産業界の要望も踏まえつつ、引き続きこれらの枠組みを活用して解決を図る。	引き続き、左記の取組を実施。
				外務省			
				経済産業省			
				農林水産省			
				文部科学省			
				財務省			
148	○	国内取締り強化	模倣品・海賊版の水際対策や違法な国内流通品の取締りを一層強化するため、全国の税関・警察による集中取締りや、小口化・分散化する知財侵害物品の輸入差止めに向けた権利者との一層の連携等を実施するとともに、国の登録を受けた食品・農林水産物の名称である地理的表示について、不正使用を行政が排除するなどの保護を講ずる制度を導入する。また、ニセモノ購入を容認しない国民意識の更なる醸成に向けて、模倣品・海賊版に対する啓発活動を推進する。（短期）	財務省	・全国の税関において知的財産侵害物品の集中取締りを実施するなどにより取締りを強化。 ・権利者等からの情報提供を受けるなど産業界との一層の連携を実施。 ・国民の意識啓発を促進するため、広報活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
				警察庁	・ファイル共有ソフトを使用するといった悪質なインターネット上の著作権侵害事犯の取締りを強化するとともに、官民の普及啓発活動と連携しつつ、同種事犯の抑止のための広報を実施。 ・警察白書や警察庁ホームページにおいて知的財産権侵害事犯の検挙状況、主要検挙事例に関する情報を公表し、模倣品・海賊版に関する国民の理解の促進を図る。 ・不正商品対策協議会が主催の「不正商品撲滅キャンペーン」において、知的財産権の保護や不正商品の排除を訴える。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
				経済産業省	知的財産権保護に対する消費者意識の向上を図るため、国内消費者を対象とした模倣品・海賊版撲滅キャンペーンを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
				文部科学省	一般の国民、都道府県の著作権事務担当官、図書館職員及び教職員を対象として開催する各種講習会やホームページを通じて、著作権保護に関する普及啓発を実施。	引き続き取組を実施。	
				農林水産省	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の制定を受け、地理的表示の保護制度の実施に向けた準備を実施。	制度の実施と地域への定着を図る。	
				消費者庁	模倣品販売に関する消費者トラブルの相談実態等をホームページ上で公開するとともに、模倣品トラブルの未然防止に必要な情報を提供。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	

参考資料２

第３回日中知財ＷＧ合意議事録

２０１１年１０月２４及び２５の両日、神戸において、日本国経済産業省と中国商務部との「知的財産権保護に関する交流と協力に関する覚書」に基づき、第３回日中知的財産権ＷＧが開催された。日本側より、経済産業省、特許庁、内閣官房知的財産戦略推進事務局、文化庁、警察庁、財務省、農林水産省、外務省が出席し、中国側より商務部、国家工商行政管理総局、最高人民検察院、国家質量監督検験検疫総局、海関総署、国家版権局、工業信息化部が出席した。議長は、黒田篤郎経済産業省大臣官房審議官、楊国華商務部条約司副司長が務めた。

ＷＧの議題と主な議論の内容は以下のとおりであった。

１．知的財産権を巡る最新の動向について

中国側より、知的財産権侵害を摘発する特別行動の成果、2011 年知的財産保護行動計画等について説明を行った。

日本側より、知的財産推進計画 2011 の概略等について説明を行った。

双方の説明を踏まえて意見交換を行った。また、日本側より知的財産権侵害を摘発する特別行動を高く評価するとともに、今後も継続して知的財産権侵害に対する取締りを強化することを要請した。中国側からは、現在、法改正を含めて特別行動を継続する体制を構築中である等、取締りの強化を継続していく意向である旨の回答があった。

２．インターネット上の模倣品・海賊版対策について

（１）日中インターネットシンポジウムの開催報告と今後の課題

日本側より、2011 年 8 月に開催された第２回日中インターネットシンポジウムについて報告し、権利者と中国の主要電子商取引サイトの協力活動における今後の課題について説明を行った。

中国側からは、日中インターネットシンポジウムを高く評価する旨の回答があった。

双方は、今後もこのような民間での取組を継続して支援していくことを確認し、2012 年に第 3 回日中インターネットシンポジウムを開催することを合意した。

（２）インターネット上の知財権侵害に係る日中協力によるエンフォースメントについて

双方は、インターネット上の知的財産権侵害に対応するためには、国際的な協力が不可欠であることを確認した。

日本側より、中国を発信地とするインターネット上の知的財産権侵害情報を提供し、偽ブランド品広告サイトの削除を求めた。また、日中間の協力事業として、インターネット知的財産権侵害についての法執行担当官の交流事業及び双方からの知的財産権侵害情報の交流の提案を行った。

中国側から、情報提供を受けた事案について責任をもって対応し、その措置状況を日本側に連絡すること、及び協力事業について歓迎する旨の回答があった。

３．地理的表示の保護制度について

双方より、両国の地理的表示の保護に関する法制度等について説明を行い、双方の説明を踏まえて意見交換を行った。

中国側から、地理的表示の保護について日中共同検討活動会を開催することを提案

した。日本側から、共同検討活動については検討する旨の回答があった。
　また中国側から、中国において外国の地理的表示が保護をうけるためには、当該国において保護を受けている必要がある旨の説明がなされた。

４．日中間の人材育成プログラムについて
　日本側より、現在実施中の日中間の人材育成プログラムについて説明を行い、今後も、同様の取組を継続強化していきたい旨の説明を行った。
　中国側より、両国間の相互的人材交流プログラムについて、とりまとめ担当機関間で情報交換し連携を行うことを提案した。
　これに対し日本側から、情報交換・連携について歓迎する旨の回答があった。

５．不法経営額認定プロセス検討会の開催報告と今後の課題について
　日本側より、2011 年 9 月に開催された不法経営額認定プロセス検討会について報告し、セミナーにおいて現れた今後の課題について説明を行った。また、今後も同様の取組を継続していく旨の提案を行った。
　中国側から、不法経営額算定セミナーを高く評価し、今後の同様の取組を継続することを歓迎する旨の回答があった。また、中国側から、この点についての法改正の予定を含めた今後の改善にむけた取り組みの紹介があり、日本側から提示された問題点等について考慮する旨の前向きな回答があった。

６．違法看板の取扱いについて
　日本側より、他人の商標を無断で使用する看板に対する中国の摘発傾向について説明し、他人の商標を無断で使用する看板が、商標法違反に該当し得ることを中国地方執行当局職員に周知徹底することを要請した。
　中国側から、前記事件が商標権侵害行為に該当するか否かについては、ケースバイケースの検討が必要であり、具体的な検討に資するために、日本側から詳しい状況を提供して欲しい旨の前向きな回答があった。1995 年に元国家工商行政管理局から公布された「自動車部品販売店、自動車修理工場による他人登録商標の無断使用禁止に関する国家工商行政管理局の通知」においては、中外自動車メーカーの登録商標を勝手に店舗の看板に使用し、しかもそれを目立つところに配置するという他人の登録商標を商業目的に使用する行為は、客観的には消費者に当該店舗の経営者が商標登録者となんらかの関係を有していると誤認させることで、主観的意図の有無を問わず商標登録者の商標専用権を侵害することになると規定している。1996 年に元国家工商行政管理局から公布された「他人の登録商標を専売店（修理専門）の企業名称及び営業看板とすることの禁止に関する国家工商行政管理局の通知」では、商標登録者の許可を得ず、他人がその登録商標を専門販売店、専門営業店、修理専門の企業名称又は営業看板として使用してはならないと規定している。前記二件の通知は廃止となっているものの、かかる事件の処理には参考としての価値を有している。
　双方から、この問題については引き続き検討することで合意した。

７．日本の高度経済成長期の知財保護と政府の産業政策について
　日本側より、日本の高度経済成長期の知財保護と政府の産業政策について説明を行った。
　中国側から、日本側の説明に高い関心を示し、「高度経済成長期の知財保護と産業政策」及び「知的財産推進計画の中国側関心事項」について具体的なテーマを決めて、より詳細に議論を行う場を設けることについて提案があり、引き続きフォローアップを行うことになった。

８．農林水産物等に関する日本の地名及び植物の品種名を商品表示に用いる新事例の検討について

日本側より、中国において発見された農林水産物等に関する日本の地名及び植物の品種名を商品表示に用いた事例を紹介し、そのような商品の取締りの強化を要請した。

中国側から、日本の紹介した日本の地名及び植物の品種名を商品表示に用いた商品については、反不正当競争法や製品品質法等により取締りが可能であり、地方執行当局に申し立て又は通報すること等の助言がなされた。また、実際の取締の際に問題が生じた場合には、商務部に情報提供を行い、相談が可能である旨の回答がなされた。

９．双方のエンフォースメント当局の具体的活動と他の機関との協力情況について

（質量技術監督局の具体的活動について）

質量技術監督局の具体的活動について、日本側の紹介した具体的事例をもとに意見交換を行った。

中国側より、質量技術監督機構は製品品質法違反事案については、例えば、日本側から提示された生産と流通行為が交錯している事例については同法に基づく摘発が原則可能であることなどが確認され、その他の日本側の詳細な疑問点については、別途、より詳しい書面による資料提供を行い、それに基づき更なる検討を行うことが提案された。

これに対し、日本側から中国側の提案を歓迎し、後日、疑問点をまとめた書簡を送付する旨の回答があった。さらに、日本側から模倣の自動車エアバックの危険性に鑑み、その取締の強化を強く要請した。

１０．偽造品の取引の防止に関する協定について

日本側より、偽造品の取引の防止に関する協定（仮称）（ACTA）の概要、意義、中国法との整合性等について説明を行った。

双方は、日本側の説明をもとに意見交換を行い、ACTA を本 WG の重要なテーマとすること、及び ACTA と中国法の整合性について共同で研究を行う場を設けることを合意した。

１１．権利侵害における輸出入業者の法律責任問題について

中国側から、知的財産権侵害品の輸出入業者（通関代理業者）に対する行政責任・刑事責任・民事責任について説明を行った。

日本側から、輸出入業者のとるべき手続き、知的財産権侵害品の輸出入業者（通関代理業者）に対する罰則、税関と警察の役割分担及び連携等の点について説明した。

双方の説明を踏まえて情報交換を行った。

１２．海賊版対策と正規版流通について

日本側から、インターネット上の海賊版対策と正規流通を両輪で推し進めていくことの重要性を説明し、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）による海賊版対策の取組の現状と正規コンテンツ流通の計画について紹介し、理解と協力を要請した。また、違法コンテンツに対する取締りの強化及び「外国著作権認証機構」の基準・範囲等を確認した。

中国側から、日本の正規コンテンツ流通を歓迎し、CODA の取組を今後も支援する旨の回答があった。また違法コンテンツに対する取締りについては、特別行動における取組を継続する等の前向きな回答があった。さらに、「外国著作権認証機構」については、今現在「外国著作権認証機構の中国常駐代表機関に関する管理弁法」に準拠しており、同弁法には「１国１団体のみ」又は「１コンテンツ分野１団体」という明確な関連規定が無い旨の回答があった（なお、実務上は、確かに管理の利便さや認証の権

威性も考慮され得る）。また、現在、国家版権局では第３回著作権法改正業務を開始しており、各種の情報や建議を募集している最中なので、中国側は外国著作権認証機構に関する日本側の関連意見をフィードバックする旨の前向きな回答があった。

１３．農薬の模倣品の取扱いについて

日本側から、第 2 回ＷＧの合意に基づき、農薬の模倣品について、農業部と日本の権利者との間で継続的な交流が始まった旨を報告し、今後も関係当局が連携して農薬の模倣品の取締りを徹底することを要請するとともに、交流を継続することを提案した。

中国側から、日本側の提案に賛同する旨の回答があり、農業部だけでなく国家工商行政管理総局を含めて今後も交流を継続することが確認された。また、中国側による摘発に資するために、日系農薬企業がより多くの証拠情報を収集するよう希望する旨の回答があった。

１４．処罰歴情報等の侵害者情報共有システムに関する経験交流と今後の計画について

日本側より、重罰に処すべき繰り返し知的財産権侵害を行う者の類型について紹介し、再犯重罰化のためには処罰歴等の侵害者情報共有システム構築が重要であることについて説明した。

中国側から、中国の各機関における処罰歴等の侵害者情報共有システムの構築状況について説明し、処罰歴等の侵害者情報共有システム構築が重要であることを確認した。

双方は、この問題については、日本側も協力の用意があり、今後も情報交換を行うことを合意した。

１５．その他

双方は、第４回日中知的財産権ＷＧを、2012 年度中に中国で開催することを合意した。

また中国側より、中 EU 知的財産権協力モデルを参考に日中知的財産権協力プロジェクトを設立し、さらに専門的な事務所を設けて日中知的財産権協力交流業務を取り扱うことについて提案があった。これに対し、日本側から、今後、中 EU 知的財産権協力プロジェクトの経験に学ぶとともに、日中知的財産権ＷＧを適切に運営していくことを含め、日中協力事業を更に進展させることを検討したい旨の回答があった。

商務部条約司副司長
楊国華

経済産業省大臣官房審議官
黒田篤郎

参考資料３

「知的財産に関する特別世論調査」の概要

平成 26 年 11 月 27 日
内閣府政府広報室

調 査 概 要　調　査　対　象　全国 20 歳以上の日本国籍を有する者 3,000 人
有効回収数(率)　1,801 人（60.0％）
調　査　期　間　平成 26 年 10 月 16 日～10 月 26 日
調　査　方　法　調査員による個別面接聴取

調 査 目 的　知的財産に関する国民の意識を調査し，今後の施策の参考とする。

調 査 項 目
1　「ニセモノ」購入を見聞きしたことがあるか
2　「ニセモノ」購入についての認識
3　国の啓発活動の認知度
4　インターネットの利用状況
5　「なりすましサイト」を知っているか
6　他人のコンテンツを許諾なくインターネット上で公開・共有することが違法だと知っていたか
7　有償で提供されているコンテンツが違法にインターネット上で公開・共有されたものだと知りながら，それをダウンロードする行為が，刑事罰の対象となることを知っていたか
8　ニセモノの被害をなくすには，どのような取組が必要だと思うか

＜お願い＞
本資料の内容を引用された場合，その掲載部分の写しを
下記宛にご送付ください。

内閣府大臣官房政府広報室
世論調査担当

〒100-8914　東京都千代田区永田町１－６－１
電話　03(3581)0070
FAX　03(3580)1186

１　「ニセモノ」に対する意識

（１）「ニセモノ」購入を見聞きしたことがあるか

問１　ここ数年の間に，あなたの身の回りで，「ニセモノ」であることをわかった上で，おみやげなどで海外から「ニセモノ」を購入したり，インターネットを通じて「ニセモノ」を購入したりしているのを見聞きしたことがありますか。この中から１つだけお答えください。

	平成 24 年 10 月		平成 26 年 10 月	
・ある（小計）	31.4%	→	27.3%	
・よくある	7.8%	→	10.0%	
・ときどきある	23.6%	→	17.3%	（減）
・ない（小計）	66.9%	→	71.3%	（増）
・ほとんどない	20.9%	→	23.5%	
・まったくない	46.0%	→	47.9%	

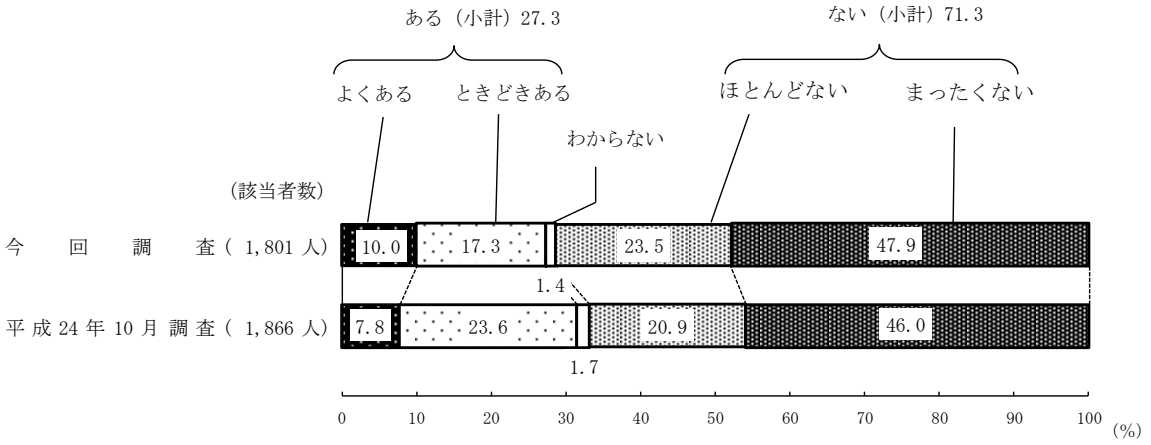

〔参考〕　「ニセモノ」購入を見聞きしたことがあるか（時系列）

	該当者数	ある（小計）	よくある	ときどきある	ない（小計）	ほとんどない	まったくない	わからない
	人	%	%	%	%	%	%	%
今回調査	1,801	27.3	10.0	17.3	71.3	23.5	47.9	1.4
平成24年10月調査	1,866	31.4	7.8	23.6	66.9	20.9	46.0	1.7
平成20年9月調査	1,770	34.2	9.9	24.2	64.6	17.5	47.2	1.2
平成18年7月調査	1,801	39.1	10.3	28.8	58.9	23.8	35.1	2.0
平成16年7月調査	2,097	32.9	7.9	25.0	61.7	23.7	38.0	5.4

(注)平成18年７月調査までは，「あなたの身の回りで，「ニセモノ」であることをわかった上で，おみやげなどで海外から「ニセモノ」を購入したり，インターネットを通じて「ニセモノ」を購入しているのを見聞きしたことがありますか。」と聞いている。

（２）「ニセモノ」購入についての認識

問２　あなたは，「ニセモノ」であることをわかった上で「ニセモノ」を購入することについて．どう思いますか。この中から１つだけお答えください。

	平成 24 年 10 月		平成 26 年 10 月
・どんな理由でも購入すべきでないと思う	44.7%	→	51.9%（増）
・正規品よりも安いので，購入するのは仕方がないと思う	23.0%	→	23.8%
・正規品にはないデザイン・仕様の品もあるので，購入するのは仕方がないと思う	8.8%	→	7.5%
・公然と売っているので，購入するのは仕方がないと思う	17.1%	→	12.4%

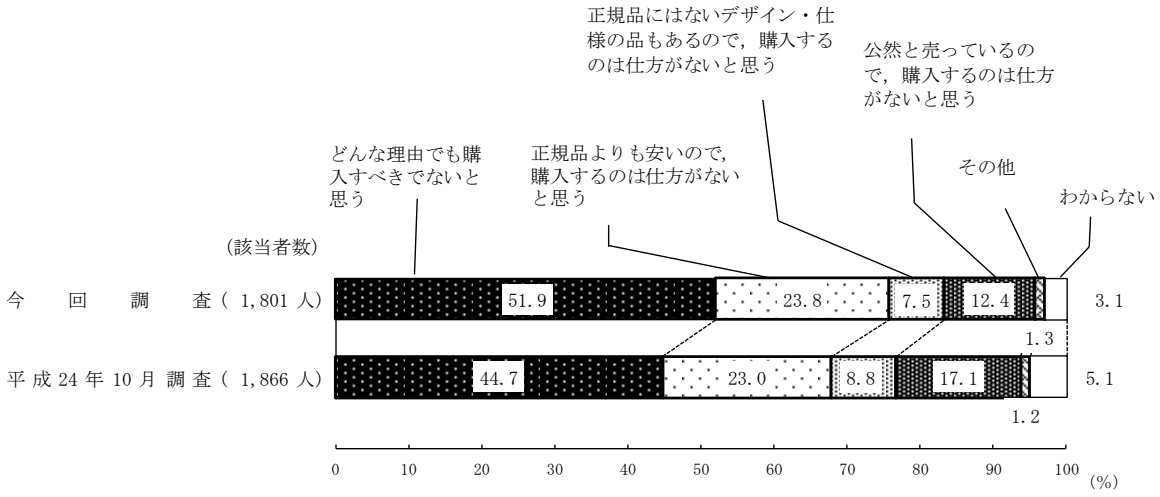

〔参考〕　「ニセモノ」購入についての認識（時系列）

	該当者数	どんな理由でも購入すべきでないと思う	正規品よりも安いので、購入するのは仕方がないと思う	正規品にはないデザイン・仕様の品もあるので、購入するのは仕方がないと思う	公然と売っているので、購入するのは仕方がないと思う（注）	その他	わからない
	人	%	%	%	%	%	%
今回調査	1,801	51.9	23.8	7.5	12.4	1.3	3.1
平成24年10月調査	1,866	44.7	23.0	8.8	17.1	1.2	5.1
平成20年9月調査	1,770	39.9	27.3	7.5	17.6	2.1	5.5
平成18年7月調査	1,801	47.4	29.8	9.8	5.6	1.6	5.9
平成16年7月調査	2,097	39.6	29.9	10.3	6.7	1.6	12.0

(注)平成18年７月調査までは，「公然と売っているので，購入してもよいと思う。」となっている。

（３）国の啓発活動の認知度

問３　国では，ニセモノを撲滅するため，「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」として，ポスター，新聞広告，インターネットなどの媒体を通じた啓発活動を行っています。あなたは，このような取組をご存じでしたか。この中から１つだけお答えください。

	平成 24 年 10 月		平成 26 年 10 月
・知っていた（小計）	54.6%	→	53.9%
・よく知っていた	20.4%	→	19.2%
・少しは知っていた	34.1%	→	34.7%
・知らなかった（小計）	44.3%	→	44.9%
・あまり知らなかった	21.5%	→	24.0%
・まったく知らなかった	22.8%	→	20.9%

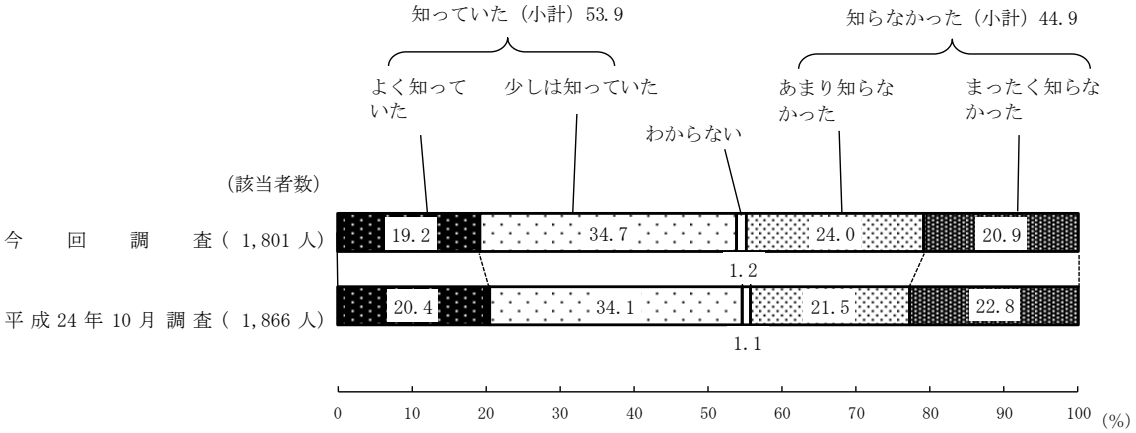

〔参考〕　国の啓発活動の認知度（時系列）

	該当者数	知っていた（小計）	よく知っていた	少しは知っていた	知らなかった（小計）	あまり知らなかった	まったく知らなかった	わからない
	人	%	%	%	%	%	%	%
今回調査	1,801	53.9	19.2	34.7	44.9	24.0	20.9	1.2
平成24年10月調査	1,866	54.6	20.4	34.1	44.3	21.5	22.8	1.1
平成20年9月調査	1,770	54.5	20.4	34.1	43.4	23.2	20.2	2.1
平成18年7月調査	1,801	52.6	24.3	28.3	46.1	23.7	22.5	1.3

（注）平成20年９月調査までは，「国では，ニセモノを撲滅するため，「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」として，ポスター，テレビCM，インターネットなどの媒体を通じた啓発活動を行っています。あなたは，このような取り組みをご存じでしたか。この中から１つだけお答えください。」と聞いている。

2　インターネット上のコンテンツ侵害に対する意識

（１）インターネットの利用状況

問４　あなたは，日常，仕事・私的利用を問わずホームページ（Ｗｅｂ（ウェブ））の閲覧や電子メール送受信など，パソコンや携帯電話などによるインターネットの利用状況はどの程度ですか。この中から１つだけお答えください。

	平成 24 年 10 月		平成 26 年 10 月
・利用している（小計）	53.3%	→	55.9%
・ほぼ毎日利用している	36.8%	→	41.8%
・たまに利用している	16.6%	→	14.2%
・利用していない（小計）	46.0%	→	43.2%
・ほとんど利用していない	8.3%	→	9.3%
・まったく利用していない	37.7%	→	33.9%

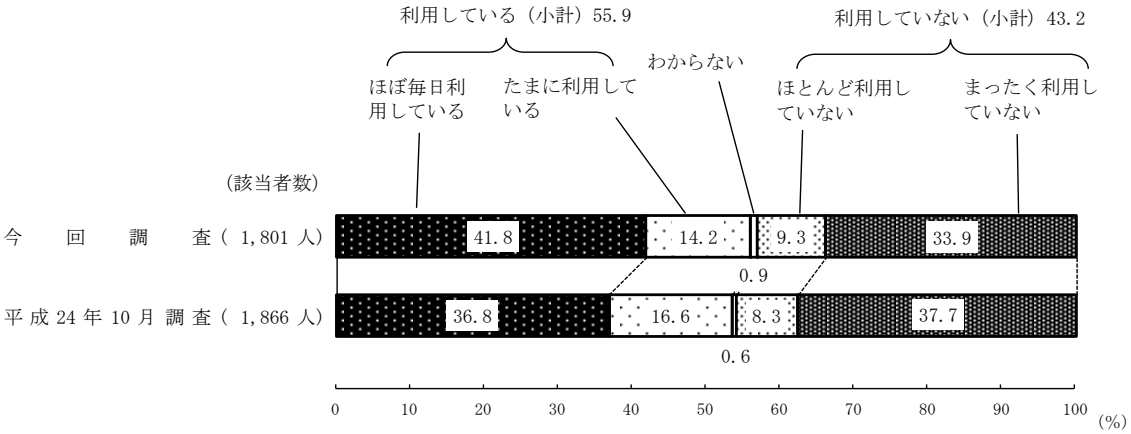

〔参考〕　インターネットの利用状況（時系列）

	該当者数	利用している（小計）	ほぼ毎日利用している	たまに利用している	利用していない（小計）	ほとんど利用していない	まったく利用していない	わからない
	人	%	%	%	%	%	%	%
今回調査	1,801	55.9	41.8	14.2	43.2	9.3	33.9	0.9
平成24年10月調査	1,866	53.3	36.8	16.6	46.0	8.3	37.7	0.6
平成20年9月調査	1,770	46.0	29.1	16.9	53.1	7.3	45.8	0.9

(注)平成20年９月調査では，「あなたは，パソコンや携帯電話などで，日常，仕事・私的利用を問わずホームページ（Ｗｅｂ（ウェブ））の閲覧や電子メール送受信など，インターネットを利用しますか。」と聞いている。

〔参考〕　インターネットの利用頻度

	該当者数	ほぼ毎日利用している	たまに利用している	まったく利用していない
	人	%	%	%
平成16年7月調査	2,097	16.6	19.7	63.7

(注)「まず，あなたは，日常，仕事・私的利用を問わずどのくらいの頻度でホームページ(Webウェブ)の閲覧や電子メール送受信など，インターネットを利用しますか。」と聞いている。

（２）「なりすましサイト」を知っているか

問５　あなたは，「なりすましサイト」の存在をご存じでしたか。

平成 26 年 10 月

・知っていた　65.1%

・知らなかった　34.9%

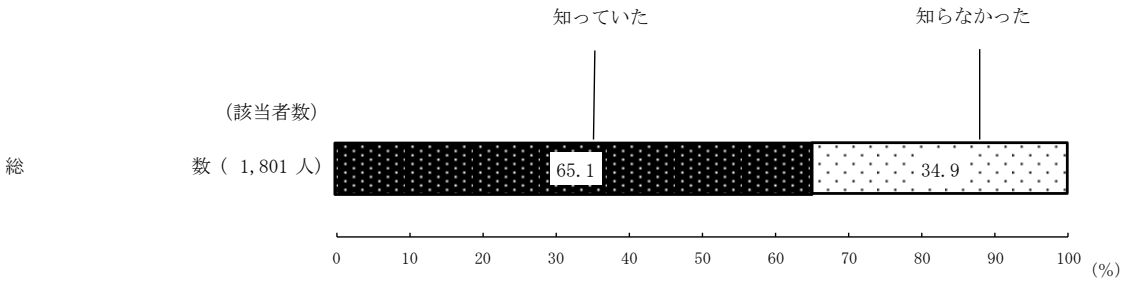

（３）他人のコンテンツを許諾なくインターネット上で公開・共有することが違法だと知っていたか

問６　あなたは，他人が権利を有する音楽，映画，テレビ番組，マンガなどのコンテンツを許諾なくインターネット上で公開・共有した場合，原則として違法となることをご存じでしたか。

	平成 24 年 10 月		平成 26 年 10 月
・知っていた	77.1%	→	78.1%
・知らなかった	22.9%	→	21.9%

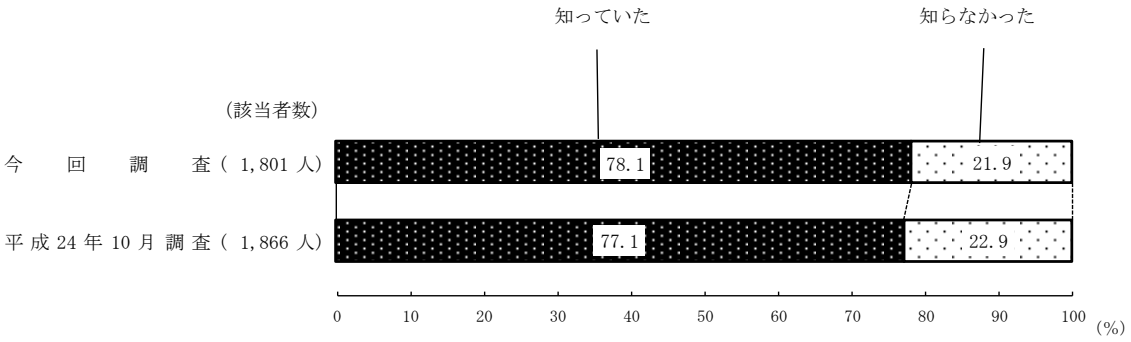

〔参考〕他人のコンテンツを許諾なくインターネット上で公開・共有することが違法だと知っていたか（時系列）

	該当者数	知っていた	知らなかった
	人	%	%
今回調査	1,801	78.1	21.9
平成 24 年 10 月調査	1,866	77.1	22.9
平成 20 年 9 月調査	1,770	75.8	24.2

(注)平成20年９月調査では，「あなたは，他人が権利を有する著作物を許諾なくインターネット上で公開・共有した場合，原則として違法となることをご存じでしたか。」と聞いている。

〔参考〕　インターネット上に著作物を無断で置くことが違法だと知っていたか

	該当者数	知っていた	知らなかった	わからない
	人	%	%	%
平成16年7月調査	2,097	67.0	24.9	8.1

（注）「あなたは，映画やコンピュータソフトなどの著作物を，著作者の同意がないままインターネットで誰でも手に入れられる状態に置くことが違法であることを知っていましたか。」と聞いている。

（４）有償で提供されているコンテンツが違法にインターネット上で公開・共有されたものだと知りながら，それをダウンロードする行為が，刑事罰の対象となることを知っていたか

問７　あなたは，有償で提供されている音楽，映画などのコンテンツが違法にインターネット上で公開・共有されたものだと知りながら，それをダウンロードする行為が，刑事罰の対象となることをご存じでしたか。

	平成 24 年 10 月		平成 26 年 10 月
・知っていた	69.8%	→	70.1%
・知らなかった	30.2%	→	29.9%

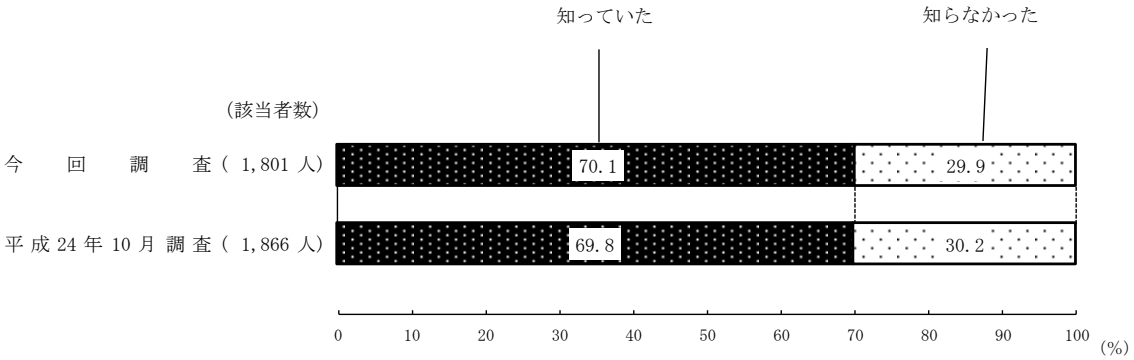

３　被害をなくすために必要な取組

（１）ニセモノの被害をなくすには，どのような取組が必要だと思うか

問８　あなたは，ニセモノによる被害をなくすためには，どのような取組が必要だと思いますか。この中からいくつでもあげてください。

（複数回答，上位４項目）

平成 26 年 10 月

- 警察や税関などによる取締りの強化　62.7%
- ニセモノ販売など，知的財産権侵害行為に対する罰則の強化　56.3%
- ニセモノ被害にあった際に相談できる窓口や救済手段の整備　49.1%
- 知的財産権侵害行為が多発している国々に対する取締りなどの要請　41.6%

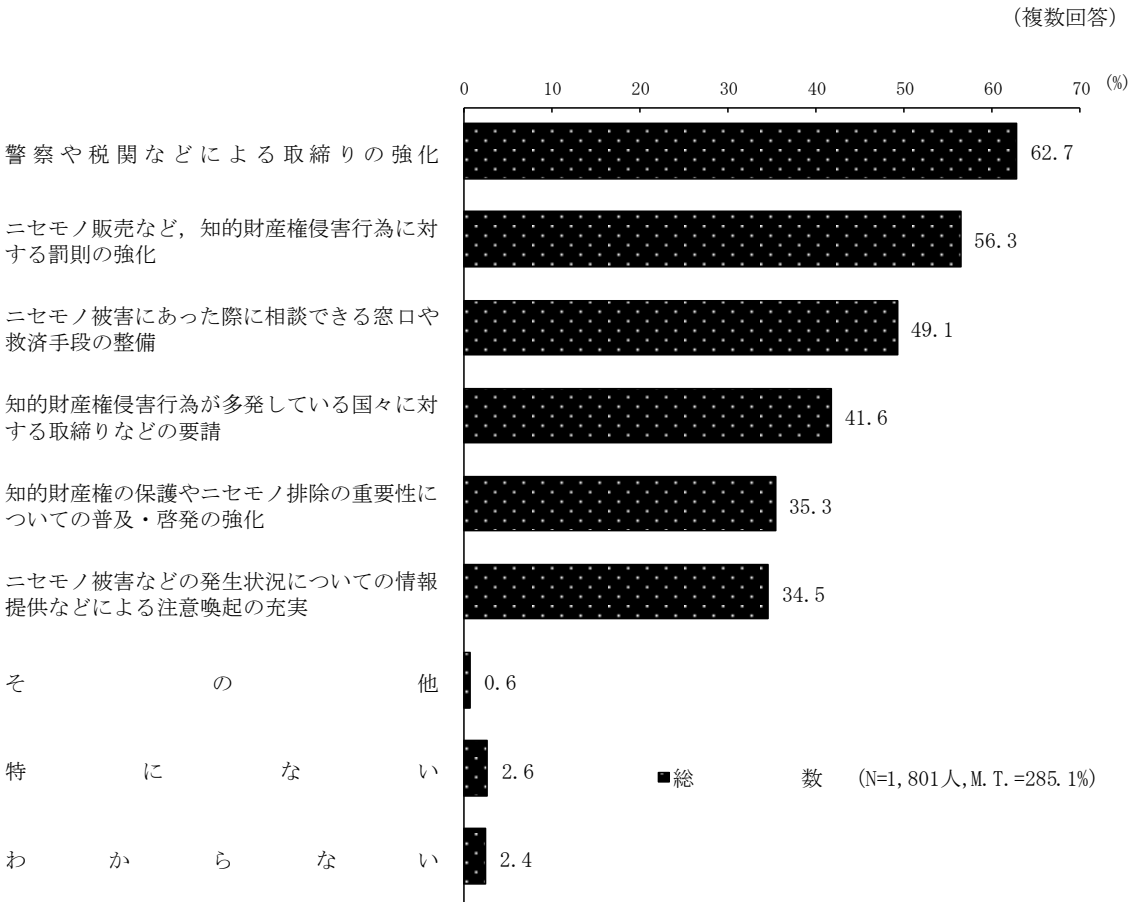

参考資料４

中小企業等海外侵害対策支援事業の概要（模倣品対策支援事業）

『海外で知的財産権の侵害状況を把握し、侵害対策に取り組みたい』

海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対する模倣品の製造元や流通経路の特定等の調査、模倣品業者への警告文作成経費、行政摘発にかかる費用を補助します。

対象となる方

海外展開を図る我が国の中小企業で、海外において自社の保有する知的財産権の侵害を受けている企業

支援内容

海外で知的財産の侵害を受けている中小企業に対し、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の海外ネットワークを通じ、現地での侵害調査を実施し、実態把握や必要な証拠を収集するための侵害調査の費用、模倣品業者への警告文作成費用、また行政摘発にかかる費用の 2/3 を支援しています。

補助対象経費：現地侵害調査費用、模倣品業者への警告文作成費用、
行政摘発費用　等

助成内容等　：2/3（上限額 400 万円）

募集期間等　：2015年4月下旬から10月30日まで
※ただし、助成枠が一杯となり次第終了。
また、申請時期により一部受付出来ない場合があります。

事業の詳細　：JETROのHPからご確認ください。
（URL: http://www.jetro.go.jp/services/ip_service/）

利用方法

（１）JETRO 知的財産課（下記受付窓口）へ申請書を提出
（２）申請内容の審査後、補助金交付対象を決定
（３）JETRO が委託した海外調査機関により、知的財産侵害調査及び警告文の作成、行政摘発を実施
（４）結果を申請者へ報告

＜お問い合せ・受付窓口＞
独立行政法人日本貿易振興機構　知的財産・イノベーション部　知的財産課
電話：03-3582-5198

参考資料５

中国商標法改正の概要

商標法改正の経緯

2009 年 11 月 18 日､中国法制弁工室は中華人民共和国商標法改正草稿を国務院に提出し、その後、関係機関との協議、パブリック・コメント等を実施。

それを踏まえて改正された草案が 2012 年 10 月 31 日に国務院第 223 回常務会議で討論、採択後、2012 年 12 月 28 日、全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会が当該草案をパブリック・コメントに付し、2013 年 9 月に 2014 年 5 月を施行日とする新商標法（以下、「新法」）が公布された。

新法の特徴

総論

新法の改正の特徴は以下の三点（中国側の説明）

1. 中国が加盟している国際条約との整合性を維持することを前提に、国内の実際のニーズを踏まえること。
2. ①出願人による商標登録の便宜の向上、②商標出願・使用を規範に則ったものとし、市場における公正な競争秩序を維持すること、③商標専用権保護を強化し、権利者の合法的な権益を確実に保障すること等、実務上の主要な問題に関連する制度を整備すること。
3. 現行商標法の体系を維持すること。

各論（主な改正内容）

＜出願人による商標登録の便宜の向上＞

・音声商標の導入

・一出願多区分が可能であることの明確化

・審査意見書制度の導入

審査意見書とは、審査の過程において、商標局が商標登録出願の内容について出願人からの説明又は修正が必要と判断する場合に、出願人に対して出す書面であり、権利者がそこに記載されている説明又は修正を行うことによって、当初の出願が有効に登録されるようにするためのもの。

・商標登録異議申立ての主体等の制限

商標登録異議申立ての主体を先行権利者又は利害関係者に制限した。また、商標登録異議の却下決定について争う機会が消滅。

・商標出願その他の商標関連手続の期限の明確化

＜市場における公正な競争秩序を維持＞

・信義誠実の原則の明文化

・馳名商標の認定の個別性の明文化

従来、馳名商標であるという認定を一度受けると、あたかも中国政府からお墨付きを得たかのように、広告等で「馳名商標であること」を PR する中国企業があったが、あくまで個別の案件における認定に過ぎないということを明確化。

・契約・業務関係者等による冒認出願の禁止

代理人･代表者以外で契約､業務関係等のある者がした冒認出願を異議申立により拒絶する規定を追加。

・他人の馳名商標を商号として使用することの禁止
・商標代理組織に対する監督の強化
・商標の「使用」に関する定義の明確化
・先使用権の導入

＜商標専用権保護の強化＞
・間接侵害も、商標権侵害行為に含まれることの明確化
「他人の商標専用権を侵害する行為のために故意に便宜を図り、他人が商標専用権侵害行為を実施するのに協力した場合」が侵害行為に該当することが明文化。
・過料の増額
違法経営額が 5 万元以上の場合は、違法経営額の 5 倍以下の過料、また違法経営額が 5 万元未満（無いときも含む）の場合は、25 万以下の過料に引き上げられた。（従来は、違法経営額の 3 倍以下又は 10 万元以下の過料だった）
・損害賠償額の引き上げ
法定賠償額が、従来の 50 万元以下から 300 万元以下に引き上げられた。また、悪意による商標権侵害については、通常の賠償金額を 1 倍から 3 倍にすることができるという懲罰的損害賠償の制度が新設。
・再犯者の厳罰化
5 年以内に商標権侵害行為を 2 回以上実施した者に対する厳重な行政処罰の適用が明文化。
・証拠提出命令規定の追加
権利侵害者が権利侵害行為に関連する帳簿等を保有している場合、人民法院が当該帳簿等を提供するよう命ずることができるという制度が導入。
・リーニエンシーの導入
黒幕の情報を提供してくれた善意の販売者は、販売停止だけすれば足り、過料等、その他の罰則は発生しないということ。

全体として

今後とも新法に基づく実務の運用の動向を注視するとともに、不十分な点については引き続き改善を要請していく必要あり[1]。

[1]新法については、信義義誠実の原則の明文化、商標代理組織に対する監督の強化、間接侵害条項の追加、損害賠償額の引き上げ、再犯者の厳罰化、証拠提出命令規定の追加等、日本企業が要請した趣旨の改正も含まれている点模倣品対策にとってプラス。
また、冒認商標対策としては、契約・業務関係者等による冒認出願を異議申立で拒絶する規定や、商標代理組織の冒認出願受託拒否義務等の規定が追加された点、一定の評価ができる。
しかし、日本が従来から要請してきた、冒認商標対商標審査段階における情報提供制度や海外で著名な商標の保護制度等は依然として導入されていない点、（中国では商標法ではなく刑法で規定することではあるが）類似商標の模倣等に対して刑事罰が科されないという点等は不十分である。さらに、冒認出願が非常に多いという状況に鑑みると、出願人による商標登録の便宜の向上という観点から導入された商標登録異議申立ての主体の制限や商標登録異議の却下決定の争議機会の消滅等も、今後の運用が懸念される。

参考資料６

国家工商行政管理総局令第 60 号 インターネット取引管理弁法

国家工商行政管理総局令

第 60 号

「インターネット取引管理弁法」は中華人民共和国国家工商行政管理総局局務会議の審議を経て採択されたので、ここに公布し、2014 年 3 月 15 日から施行する。

局長　　張茅

2014 年 1 月 26 日

インターネット取引管理弁法

（2014 年 1 月 26 日付け国家工商行政管理総局令第 60 号にて公布）

第一章　総　則

第一条 インターネット商品取引及び関連サービスを規範化し、消費者及び経営者の合法的な権益を保護し、インターネット経済の持続的、健全的な発展を促進するために、「消費者権益保護法」、「産品質量法」（製品品質法）、「反不正当競争法」、「契約法」、「商標法」、「広告法」、「権利侵害責任法」、「電子署名法」等の法律・法規に基づき、本弁法を制定する。

第二条 中華人民共和国国内でインターネット商品取引及び関連のサービスを行うには、中華人民共和国の法律・法規及び本弁法の規定を遵守しなければならない。

第三条 本弁法でいうインターネット商品取引とは、インターネット（モバイルインターネットを含む）を通じて商品を販売する又はサービスを提供する営業活動をいう。

本弁法でいう関連サービスとは、インターネット商品取引に提供される第三者取引プラットフォーム、宣伝・プロモーション、信用評価、支払の決済、物流、速達、インターネット接続、サーバーのハウジング、バーチャルスペースの賃貸利用、ウェブサイト・ホームページのデザイン・制作などの営利的サービスをいう。

第四条 インターネット商品取引及び関連サービスに従事するには、自主・公正・誠実信用の原則に従い、商業道徳及び公序良俗を遵守しなければならない。

第五条 インターネット商品経営者、関連サービス経営者が経営方式を刷新し、サービスのレベルを高め、インターネット経済の発展を推進するよう奨励・支持する。

第六条 インターネット商品経営者、関連サービス経営者により業界組織を設立し、業界内規約を確立し、業界の信用構築を推進し、業界の自主規制を強化し、業界の発展の規範化を促進するよう奨励・支持する。

第二章　インターネット商品経営者及び関連サービス経営者の義務

第一節　一般的規定

第七条 インターネット商品取引及び関連サービスに従事する経営者は、法により工商登記を行わなければならない。

インターネット商品取引に従事する自然人は、第三者取引プラットフォームを通じて営業活動を行うものとし、第三者取引プラットフォームに、氏名、住所地、有効な身分証明、有効な連絡方式など真実の身分情報を提示しなければならない。登記登録条件を具備する場合、法により工商登記を行う。

インターネット商品取引及び関連サービスに従事する経営者が販売した商品又は提供したサービスは、法律、行政法規又は国務院決定で規定された行政許可の取得が必要なものに当たる場合、法により関連許可を取得しなければならない。

第八条 工商行政管理部門にて登記登録をしており、すでに営業許可証を受領した法人、その他の経済組織又は個人経営者であって、インターネット商品取引及び関連サービスに従事する者は、そのウェブサイトのホームページ又は営業活動を行うホームページの目立つ位置に営業許可証に記載された情報又はその営業許可証の電子リンク標識を公開しなければならない。

第九条 インターネットで取引される商品又はサービスは、法律・法規・規則の規定に合致しなければならない。法律・法規によりその取引が禁止される商品又はサービスについて、経営者はインターネット上で取引をしてはならない。

第十条 インターネット商品経営者は、消費者に商品を販売する又はサービスを提供するに当たって、「消費者権益保護法」、「産品質量法」等の法律・法規・規則の規定を遵守しなければならず、消費者の合法的権益を害してはならない。

第十一条 インターネット商品経営者は、消費者に商品を販売する又はサービスを提供するに当たって、消費者に経営住所地、連絡方式、商品又はサービスの数量と品質、代価又は費用、履行期限と方式、支払方式、返品又は交換の方式、安全注意事項とリスク警告、アフターサービス、民事責任などの情報を提示し、安全保障措置を取って取引の安全性・確実性を確保するとともに、承諾どおりに商品又はサービスを提供しなければならない。

第十二条 インターネット商品経営者は、商品を販売する又はサービスを提供するに当たって、商品又はサービスの完全性を保証しなければならず、非合理的な商品又はサービスの分割販売、最低消費基

準の設定、別途の不合理な費用徴収をしてはならない。

第十三条　インターネット商品経営者は、商品を販売する又はサービスを提供するに当たって、国家の関連規定又は商慣行により消費者に領収書など商品購入の証憑又はサービス伝票を発行しなければならない。消費者の同意を得た場合、電子化したものを発行してもよい。電子化した商品購入の証憑又はサービス伝票は、消費者からの苦情を処理する根拠とすることができる。

消費者から領収書など商品購入の証憑又はサービス伝票の発行を要求された場合、インターネット商品経営者は、それを発行しなければならない。

第十四条　インターネット商品経営者、関連サービス経営者が提供する商品又はサービスの情報は真実かつ正確なものでなければならず、虚偽の宣伝及び虚偽の表示をしてはならない。

第十五条　インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、商品を販売する又はサービスを提供するに当たって、「商標法」、「企業名称登録管理規定」等の法律・法規・規則の規定を遵守しなければならず、他人の登録商標専用権や企業名称権などの権利を侵害してはならない。

第十六条　インターネット商品経営者が商品を販売する場合、消費者は商品を受け取った日から 7 日以内に、理由を説明せずに返品する権利を有する。ただし、以下のような商品はこの限りではない。

（一）消費者が注文して作らせたもの

（二）生きているものや腐りやすいもの

（三）オンラインでダウンロードした又は消費者が開封した録音録画製品、コンピューターシフトウェアなどデジタル化した商品

（四）交付した新聞紙、定期刊行物

前項に記載される商品以外、その他の商品の性質によりかつ消費者が購入した時に確認した返品すべきでない商品は、理由なき返品原則を適用しない。

消費者が返品した商品は、完全なものでなければならない。インターネット商品経営者は返品商品を受け取った日から 7 日以内に、消費者が支払った商品代金を返却しなければならない。返品商品の運賃は消費者が負担する。インターネット商品経営者と消費者の間に別途約定がる場合、約定にしたがう。

第十七条　インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、経営活動において契約の定型条項を採用する場合、法律・法規・規則の規定に合致し、公平の原則に従って取引双方の権利と義務を定め、顕著な方式で消費者に、消費者と重大な利害関係のある条項への注意を促し、消費者の要求に応じて説明を行わなければならない。

インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、電子契約の定型条項などの方式により、消費者の権利の排除又は制限、経営者の責任の軽減又は免除、消費者の責任の加重など、消費者にとって不公平・不合理な規定を定めてはならず、契約の定型条項を利用し技術手段を借りて取引を強要してはならない。

第十八条　インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、営業活動において消費者又は経営者の情報の収集、使用に当たっては、合法・正当・必要の原則に従い、情報収集・使用の目的、方法、範囲を明示し、かつ、被収集者からの同意を得なければならない。インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、消費者又は経営者の情報収集・使用に当たっては、その収集・使用の規則を公開しなければならず、法律・法規の規定及び双方間の取決めに違反して情報の収集・使用を行ってはならない。

インターネット商品経営者、関連サービス経営者及びその従業員は、収集した消費者の個人情報又は経営者の営業秘密に係るデータ情報について厳格に秘密を保持しなければならず、漏洩、売却又は不法に他人に提供してはならない。インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、技術的措置とその

他の必要な措置を講じて、情報の安全を確保し、情報の漏洩、紛失を防止しなければならない。情報の漏洩、紛失が起きている又は起きる恐れのある場合には、直ちに救済措置を講じなければならない。

インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、消費者からの同意を得ていない、若しくは要請を受けていない場合、又は消費者がはっきりと拒否をした場合には、消費者に商業的電子情報を送信してはならない。

第十九条　インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、商品又はサービスを販売するに当たって、「反不正当競争法」等法律の規定を遵守しなければならず、不正競争により、ほかの経営者の合法的権益に損害を与え、社会経済秩序をかく乱してはならない。また、ネット技術手段又は媒体等の方式を利用して、下記の不正競争行為を行ってはならない。

（一）有名ウェブサイト特有のドメインネーム、名称、標章を無断使用し、又は有名ウェブサイトに近似するドメインネーム、名称、標章を使用し、他人の有名ウェブサイトと混同を生じさせ、消費者の誤認を引き起こすこと

（二）政府部門又は社会団体の電子標章を無断使用、偽造をし、誤解を引き起こすような虚偽の宣伝をすること

（三）バーチャル物品を景品とする抽選式景品付き販売を行い、インターネット市場でのバーチャル物品の取決め金額が法律・法規に認められる上限額を超えていること

（四）架空の取引、不利な評価の削除などにより、自分又は他人の商業名声を引き上げること

（五）取引成立後の事実に反する悪意のある評価により、競合相手の商業名声に損害を与えること

（六）法律、法規に規定されるその他の不正競争行為。

第二十条　インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、競合相手のウェブサイト又はウェブページに不法な技術的攻撃を行い、競合相手の正常な経営ができなくしてはならない。

第二十一条　インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、国家工商行政管理総局の規定に基づき、所在地の工商行政管理部門に経営の統計資料を報告送付しなければならない。

第二節 第三者取引プラットフォーム経営者に関する特別規定

第二十二条　第三者取引プラットフォーム経営者は、工商行政管理部門で登記登録をし、かつ営業許可証を受領した企業法人でなければならない。

前項でいう第三者取引プラットフォームとは、インターネット商品取引活動において、取引する両者又は多者が独自に取引活動を行うよう、取引する両者又は多者に対しウェブスペース、バーチャルな経営場所、取引規則、取引マッチング、情報発信等のサービスを提供する情報ネットワークシステムをいう。

第二十三条　第三者取引プラットフォーム経営者は、プラットフォームに加入して商品を販売する又はサービスを提供することを申請する法人、その他の経済組織又は個人経営者の経営主体の資格について審査・登録をして、登録ファイルを作成し、定期的に確認・更新を行い、その営業活動を行うホームページの目立つ位置に営業許可証に記載された情報又はその営業許可証の電子リンク標識を公開しなければならない。

第三者取引プラットフォーム経営者は、工商登記登録条件を具備しないもので、プラットフォームに加入して商品を販売する又はサービスを提供することを申請する自然人の真実の身分情報について審査、登記をして、登録ファイルを作成し、定期的に確認・更新を行い、個人の身分情報が真実で合法であることを証明する標識を発行し、その営業活動を行うホームページの目立つ位置に掲載しなければならない。

第三者取引プラットフォーム経営者は、審査と登録をする時に、相手に登録協議を十分に知らせ、同意させて、また義務と責任条項への注意を促さなければならない。

第二十四条　第三者取引プラットフォーム経営者は、プラットフォームに加入して商品を販売する又はサービスを提供することを申請する経営者と協議を締結して、双方のプラットフォームの加入と脱退、商品とサービスの品質安全の保障、消費者権益の保護などについての権利、義務と責任を明らかにしなければならない。

第三者取引プラットフォーム経営者は、プラットフォーム上の経営者との協議、取引規則を修正するに当たって、「公開・連続・合理」という原則に従い、最低 7 日前に修正内容を公示し、かつ、関連の経営者に通知しなければならない。プラットフォーム上の経営者が、協議又は規則の修正内容を受け入れず、プラットフォームからの脱退を申請する場合に、第三者取引プラットフォーム経営者は、その脱退を認め、かつ、当初の協議又は取引規則に基づいて関連の責任を負わなければならない。

第二十五条　第三者取引プラットフォーム経営者は、プラットフォーム上の取引規則、取引安全の保障、消費者権益の保護、不良情報処理などを含む管理制度を作成しなければならない。各管理制度をそのウェブサイトに公示し、かつユーザーが便利・完全に閲覧し保存することができるように技術面で保証しなければならない。

第三者取引プラットフォーム経営者は、必要な技術手段と管理措置を講じ、正常なプラットフォーム運営を確保して、必要かつ信頼できる取引環境と取引サービスを提供し、インターネット取引秩序を維持しなければならない。

第二十六条　第三者取引プラットフォーム経営者は、プラットフォームを通じて商品を販売する又はサービスを提供する経営者、及びその発表した商品とサービス情報に対して検査監督制度を設け、工商行政管理法律・法規・規則に違反する行為を発見した場合、プラットフォーム経営者の所在地の工商行政管理部門に報告し、適時に措置を講じて制止しなければならず、必要な場合は第三者取引プラットフォームサービスの提供を中止することができる。

工商行政管理部門が、プラットフォーム上において工商行政管理法律・法規・規則に違反する行為を発見し、法により措置を講じて制止するよう第三者取引プラットフォーム経営者に要求した場合、第三者取引プラットフォーム経営者はこれに協力しなければならない。

第二十七条　第三者取引プラットフォーム経営者は必要な手段を講じて登録商標専用権、企業名称権等の権利を保護しなければならない。権利者において、プラットフォーム上の経営者がその登録商標専用権、企業名称権等の権利を侵害した行為、又はその合法的な権益に損害を与える不正競争行為を実施したことの証明証拠がある場合、「権利侵害責任法」に基づき、必要な措置を取らなければならない。

第二十八条　第三者取引プラットフォーム経営者は、消費紛争の和解・消費者権益保護の自己規制制度を構築しなければならない。消費者がプラットフォーム上の商品の購入又はサービスの受入れにおいて、消費紛争が発生し又はその合法的な権益に損害が与えられたとき、消費者がプラットフォームに調停を求めた場合に、プラットフォームは調停を行わなければならない。消費者がその他のルートを介して権利擁護をする場合に、プラットフォームは消費者に、経営者の真実のウェブサイト登録情報を提供し、消費者が自身の合法的権益を守ることに積極的に協力しなければならない。

第二十九条　第三者取引プラットフォーム経営者が、プラットフォーム上で自ら商品又はサービス事業を行う場合は、消費者に誤解を生じさせないように、顕著な方法によって自営部分とプラットフォームにおけるその他の経営者の経営部分を区分・表記しなければならない。

第三十条　第三者取引プラットフォーム経営者は、そのプラットフォーム上で公開された商品及びサ

ービスの情報の内容とその発布時間を審査、記録、保存しなければならない。プラットフォーム上の経営者の営業許可証又は個人の真実の身分情報の記録は、経営者のプラットフォームでの登録抹消日から最低 2 年間、取引記録などその他の情報記録のバックアップは、取引完成日から最低 2 年間保存しなければならない。

第三者取引プラットフォーム経営者は、電子署名、データのバックアップ、故障回復等の技術的手段を使い、インターネット取引データ・資料の完全性と安全性を確保し、オリジナルデータの真実性を保証しなければならない。

第三十一条 第三者取引プラットフォーム経営者は、第三者取引プラットフォームサービスの提供を終止しようとする場合に、最低 3 ヶ月前に、そのウェブサイトのホームページの目立つ位置にその旨を公示し、かつ、関連の経営者及び消費者に通知して、関連の経営者及び消費者の合法的権益を保障するために必要な措置を講じなければならない。

第三十二条 第三者取引プラットフォーム経営者が取引当事者に公平かつ公正な信用評価サービスを提供し、経営者の信用状況を客観的、公正に採取・記録して、取引リスクを警告するために、信用評価体系・信用開示制度を構築するよう奨励する。

第三十三条 第三者取引プラットフォーム経営者が消費者権益保証金を設置するよう奨励する。消費者権益保証金は、消費者の権益保障のために用いられるものであり、ほかの用途に流用してはならず、使用の状況を定期的に公開しなければならない。

第三者取引プラットフォーム経営者が、プラットフォーム上の経営者と合意の上、消費者権益保証金を設置する場合に、双方で消費者権益保証金の積立額、管理、使用及び返却のルールについて明確な取決めをしなければならない。

第三十四条 第三者取引プラットフォーム経営者は、工商行政管理部門によるインターネット上の不法経営行為の摘発に積極的に協力し、そのプラットフォーム上で不法経営を行った疑いがある経営者の登録情報、取引データなどの資料を提供しなければならず、真実を隠してはならない。

第三節 その他関連サービス経営者に関する特別規定

第三十五条 インターネット商品取引に、インターネット接続、サーバーのハウジング、バーチャルスペースの賃貸利用、ウェブサイト・ホームページのデザイン・制作などのサービスを提供する関連サービス経営者は、申請者に経営資格の証明及び個人の真実の身分情報を提供することを要求し、サービス契約を締結し、法によりそのオンライン情報を記録しなければならない。申請者の営業許可証又は個人の真実の身分情報などの情報記録のバックアップの保存時間は、サービス契約の終止又は履行終了の日から 2 年を下回ってはならない。

第三十六条 インターネット商品取引に信用評価サービスを提供する関連サービス経営者は、合法的な経路を通じて信用の情報を収集し、「中立・公正・客観」という原則を堅持して、ユーザーの信用格付け又は関連の情報を勝手に調整してはならず、収集した信用情報をいかなる不法な用途にも利用してはならない。

第三十七条 インターネット商品取引に宣伝・プロモーションサービスを提供するに当たっては、関連の法律・法規・規則の規定に合致しなければならない。

ブログ、マイクロブログ等のソーシャルメディアを通じて宣伝・プロモーションサービスを提供し、商品又はサービスについてコメントし、それによって報酬を得ている場合、消費者に誤解を生じさせな

いように、事実の通りその性質を開示しなければならない。

第三十八条　インターネット商品取引に、インターネット接続、支払の決済、物流、速達等のサービスを提供する関連サービス経営者は、工商行政管理部門によるインターネット商品取引関連違法行為の摘発に積極的に協力し、不法経営の疑いがあるインターネット商品経営者の登録情報、連絡先、住所などの関連データ、資料を提供しなければならず、真実を隠してはならない。

第三章　インターネット商品取引及び関連サービスへの監督管理

第三十九条　インターネット商品取引及び関連サービスへの監督管理は、県級以上の工商行政管理部門が担当する。

第四十条　県級以上の工商行政管理部門はインターネット商品取引及び関連サービスの信用ファイルを作成し、日常の監督検査の結果、法に違反する行為への摘発などの状況を記録しなければならない。信用ファイルの記録に基づき、インターネット商品経営者、関連サービス経営者に対し信用分類監督管理を実施する。

第四十一条　インターネット商品取引及び関連サービスをめぐる不法行為は、不法行為が生じた経営者の住所所在地の県級以上の工商行政管理部門が管轄する。そのうち、第三者取引プラットフォームを通じて経営活動を行う経営者の違法行為は、第三者取引プラットフォーム経営者の住所所在地の県級以上の工商行政管理部門が管轄する。第三者取引プラットフォーム経営者の住所所在地の県級以上の工商行政管理部門は、他所にある不法行為者を管轄することが困難な場合、不法行為者の法違反の事情を不法行為者の所在地の県級以上の工商行政管理部門に移送して処理させることができる。

二つ以上の工商行政管理部門はインターネット商品取引及び関連サービスをめぐる不法行為の管轄権について争議がある場合、共通の 1 級上の工商行政管理部門に報告し、管轄権を指定してもらわなければならない。

全国範囲で重大な影響があり、消費者の権益を深刻に侵害し、集団苦情を誘発し、又は事情が複雑なインターネット商品取引及び関連サービスをめぐる不法行為は、国家工商行政管理総局が摘発するか、又は省級工商行政管理局を指定して摘発させる。

第四十二条　インターネット商品取引及び関連サービス活動における消費者が工商行政管理部門に苦情を申し立てた場合、「工商行政管理部門が消費者苦情を処理する弁法」にしたがって処理する。

第四十三条　県級以上の工商行政管理部門は、違法の疑いがあるインターネット商品取引及び関連サービス行為を摘発するときに、以下に掲げる職権を行使することができる。

（一）関係する当事者を尋問し、それが法に違反するインターネット商品取引及び関連サービス行為に従事したと疑われる関連事情を調査すること

（二）当事者の取引データ、契約書、伝票、帳簿及びその他の関係データ、資料を検閲、複製すること

（三）法律・法規の規定に準拠し、法に違反するインターネット商品取引及び関連サービス行為に使用される商品、工具、設備等の物品を封印し、差し押さえ、法に違反するインターネット商品取引及び関連サービス行為に使用される経営場所を封印すること

（四）講じることができるものとして法律・法規に定めたその他の措置

工商行政管理部門が法により前項に定める職権を行使するときに、当事者はこれに協力、服従しなければならず、拒否、妨害してはならない。

第四十四条　工商行政管理部門のインターネット商品取引及び関連サービス活動に対する技術的監視

測定記録資料は、法に違反するインターネット商品経営者、関連サービス経営者に対し行政処罰を実施し又は行政上の措置を講じるための電子データ証拠とすることができる。

第四十五条　インターネット商品取引及び関連サービス活動において、工商行政管理に関する法律・法規の規定に違反し、情状が重大で、措置を講じて不法ウェブサイトが引き続き不法活動を行うことを差し止める必要がある場合、工商行政管理部門は関係規定に基づき、ウェブサイトの許可地又は届出地の通信管理部門に対し、法により当該不法ウェブサイトへの接続サービスの一時遮断又は停止を命じるよう要請することができる。

第四十六条　工商行政管理部門はウェブサイトの不法行為に対して行政処罰を科した後に、当該不法ウェブサイトを閉鎖する必要がある場合、関係規定に基づき、ウェブサイト許可地又は届出地の通信管理部門に対し、法により当該不法ウェブサイトを閉鎖するよう要請することができる。

第四十七条　工商行政管理部門は、インターネット商品取引及び関連サービス活動に対する監督管理において、他の部門で摘発すべき違法行為を発見した場合、法により関連の部門に移送しなければならない。

第四十八条　県級以上の工商行政管理部門は、インターネット商品取引及び関連サービスに関する監督管理作業責任制度を構築し、法により職責を果たさなければならない。

第四章　法的責任

第四十九条　本弁法に違反する行為について、法律・法規に別途の処罰規定がある場合、その規定に準拠する。

第五十条　本弁法第七条第二項、第二十三条、第二十五条、第二十六条第二項、第二十九条、第三十条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第三十八条の規定に違反した場合、警告を与え、是正を命じる。是正を拒否した場合、一万元以上三万元以下の罰金を科する。

第五十一条　本弁法第八条、第二十一条の規定に違反した場合、警告を与え、是正を命じる。是正を拒否した場合、一万元以下の罰金を科する。

第五十二条　本弁法第十七条の規定に違反した場合、「契約違法行為監督処理弁法」の関連規定にしたがって処罰する。

第五十三条　本弁法第十九条第（一）号の規定に違反した場合、「反不正当競争法」第二十一条の規定にしたがって処罰する。本弁法第十九条第（二）号、第（四）号の規定に違反した場合、「反不正当競争法」第二十四条の規定にしたがって処罰する。本弁法第十九条第（三）号の規定に違反した場合、「反不正当競争法」第二十六条の規定にしたがって処罰する。本弁法第十九条第（五）号の規定に違反した場合、警告を与え、是正を命じ、一万元以上三万元以下の罰金を併科する。

第五十四条　本弁法第二十条の規定に違反した場合、警告を与え、是正を命じ、一万元以上三万元以下の罰金を併科する。

第五章　附　則

第五十五条　第三者取引プラットフォームを通じて商品又は営利的サービスの情報を発布しているが、取引過程が直接プラットフォームを通じずに行われた経営活動について、本弁法におけるインターネット商品取引に関する管理規定を参照の上適用する。

第五十六条　本弁法は国家工商行政管理総局により解釈を行う。

第五十七条　省級の工商行政管理部門は、本弁法の規定に基づき、インターネット商品取引及び関連サービスの監督管理の実施に関する指導的意見を制定することができる。

第五十八条　本弁法は、2014 年 3 月 15 日より施行する。国家工商行政管理総局から 2010 年 5 月 31 日付けで発布された「インターネット商品取引及び関連サービス行為に関する管理暫定弁法」は同時に廃止する。

参考資料７

「知的財産権侵害と模倣・粗悪品の製造・販売に対する摘発の更なる徹底に関する国務院の意見」を徹底的に実行するための役割分担に関する国務院弁公庁の通知

国弁函〔2011〕163 号

発展改革委、工業・情報化部、公安部、監察部、司法部、財政部、環境保護部、農業部、商務部、文化部、衛生部、人民銀行、国資委、税関総署、税務総局、工商総局、質検総局、広電総局、新聞出版総署（版権局）、林業局、知識産権局、国管局、法制弁、新聞弁、食品薬品監管局　御中

「知的財産権侵害と模倣・粗悪品の製造・販売に対する摘発の更なる徹底に関する国務院の意見」（国発〔2011〕37 号）を徹底的に実行するために、国務院の同意を得て、関連任務について以下のように役割分担を決める。

一. 法に基づいて権利侵害と模倣・粗悪行為を厳しく摘発すること

（一）確実に行政法執行を強化すること。

1. 食品、薬品、化粧品、農業資材、建築材料、機電、自動車部品等の重点商品及び著作権、商標、専利等の分野における目立つ問題を中心に、段階的な目標を定め、定期的に特別摘発活動を行い、権利侵害及び模倣品・粗悪品の摘発に対する高圧的な態勢を継続する。生産、経営企業に対し厳しく監督、管理し、市場のパトロールと製品の抜取検査を確実に強化し、見つけた侵害と模倣・粗悪の手がかりに対し根源を究め、製造元と販売ネットワークを明確にし、法に従って営業許可書なく生産・経営を行う「闇工場」、「闇拠点」を取締る。（農業部、商務部、文化部、工商総局、質検総局、新聞出版総署（版権局）、林業局、知識産権局、食品薬品監管局がそれぞれ担当する）

2. 重点ポートの法執行を強化し、輸出入貨物への監督管理を強化し、輸出入における権利侵害と模倣・粗悪違法活動を効率的に抑止する。（税関総署、質検総局がそれぞれ担当する）

3. インターネットを利用して虚偽の商品情報を発布する行為を大いに取締り、インターネットにおける権利侵害と模倣・粗悪製品の販売行為を厳しく取締り、法に従って深刻に法令・規定に違反するサイトの電信業務経営許可証を取上げ又はサイトの登記を抹消し、インターネット上の取引と経営秩序を整える。（工業・情報化部、公安部、農業部、商務部、文化部、工商総局、広電総局、新聞出版総署（版権局）、知識産権局、新聞弁がそれぞれ担当する）

4. 新しい監督・管理手段を開発し、重点製品のトレーサビリティ制度を整え、生産・経営企業が納品検査、証明書・伝票の請求と品質承諾制度を徹底するよう推進する。企業が確実に主体としての責任を履行し、製品の品質検査を厳しくするよう督促し、市場の開設者やインターネット取引プラットフォーム経営者がそれぞれの管理責任を負い、各店が規範化した経営をするよう誘導し督促するよう促す。（農業部、商務部、文化部、工商総局、質検総局、新聞出版総署（版権局）、食品薬品監管局がそれぞれ担当する）

（二）刑事司法による摘発を一層強化すること。

権利侵害及び模倣品・粗悪品関連の犯罪やこれに関連する犯罪となる商業賄賂について迅速に立件・調査し、調査処理の責任を持つ主体と処理の時間的制限を明確にする。情状が重大で、悪影響をもたらす重点事件の処理を重点的に監督する。模倣品・粗悪品である食品、薬品、農業資材の製造・販売など、国民の身近な利益を直接害する製品の製造・販売をする違法・犯罪行為の調査と処理に注力し、集中摘発行動を定期的に実施する。関連事件の手がかりを見つけ出し、犯罪の組織者や画策者及び生産加工の拠点を深く掘り下げて、製造・供給・販売の産業チェーンを叩き潰す。（公安部が担当する）

（三）行政法執行と刑事司法の効率的な提携を強化すること。

1. 権利侵害及び模倣品･粗悪品の摘発の分野における行政法執行と刑事司法との提携作業の旗振り役部門として、確実に責任を取り、統合調整を強化していく。（商務部が担当する）

2. 県級以上の地方人民政府が、権利侵害及び模倣品・粗悪品の摘発分野における行政法執行と刑事司法との提携作業の旗振り役となる機構をなるべく早期に明確にして、合同会議や事件相談等制度の確立と健全化により、複雑な難解事件については迅速に検討し、提携作業上の課題を研究、解決するよう、督促する。（全国知財権侵害と模倣・粗悪製品の製造・販売の摘発に関する指導グループ弁公室（以下「指導グループ弁公室」という）が担当する）

3. 権利侵害及び模倣品･粗悪品の摘発分野における行政法執行と刑事司法との提携作業の情報共有化プラットフォームの構築を加速し、2013 年末までには段階別にその構築を全面的に完了させ、行政法執行部門と司法機関との法執行及び司法情報の連結・交信を実現する。（商務部、高検院、公安部、農業部、文化部、税関総署、工商総局、質検総局、新聞出版総署（版権局）、林業局、知識産権局、食品薬品監管局が担当する。首位に挙げられたのは旗振り役となる部門又は組織である。以下も同様。）

4. 検査中に発見した権利侵害と模倣・粗悪犯罪嫌疑の事件をタイムリーに公安機関に通報し、又は規定に従って移送する。公安機関に協力して検査、鑑定、認定等を行う。略式手続適用事件を除いては、行政法執行部門は所定の時間までに、該当の事件情報を権利侵害及び模倣品・粗悪品の摘発分野における行政法執行と刑事司法との提携作業の情報共有化プラットフォームに入力する。（農業部、商務部、文化部、税関総署、工商総局、質検総局、新聞出版総署（版権局）、林業局、知識産権局、食品薬品監管局がそれぞれ担当する）

5. 行政法執行部門から通報又は移送された権利侵害と模倣・粗悪犯罪嫌疑の事件に対し直ちに調査し、法に従って立件又は立件しないとの決定を出す。（公安部が担当する）

6. 権利侵害と模倣・粗悪犯罪嫌疑の事件に対し移送しない、受理しない又は口実を設けて法執行の協力をしない場合、紀律・法令に基づいて関係組織と関係者の責任を追究する。（監察部、高検院が担当する）

（四）地区・部門横断的な法執行提携体制を確立すること。

1. 連絡員制度を確立し、定期的に権利侵害と模倣･粗悪違法･犯罪の形勢を研究、判断し、重点的に摘発しようとする目標と対策を確定する。手がかり取次ぎ、事件処理協力、法執行連携、定期的会合などの制度を確立し、立件への協力や証拠の調査収集、証拠の相互承認、法執行協力及び緊急時の連動作業体制を整えることにより、摘発の合力を形成し、摘発の効果を増強する。法執行提携のプロセスを規範化し、地域間の法執行情報の共有化を強化し、地域横断的な法執行提携の監督効果を高める。（指導グループ弁公室、公安部、農業部、商務部、文化部、税関総署、工商総局、質検総局、新聞出版総署（出版局）、林業局、知識産権局、食品薬品監管局が担当する）

2. 法執行提携のプロセスを規範化し、地域間の法執行情報の共有化を強化し、地域横断的な法執行提携の監督効果を高める。（公安部、農業部、商務部、文化部、税関総署、工商総局、質検総局、新聞出版総署（出版局）、林業局、知識産権局、食品薬品監管局がそれぞれ担当する）

3. 部門間の連携摘発の優位性を十分に発揮し、法に従って積極的に、行政法執行部門が法に基づいて要請した法執行連携に協力する。（公安部が担当する）

二. 権利侵害及び模倣品・粗悪品の摘発に関する規制・奨励体制を確立、健全化すること

（五）評価監督制度を健全化すること。

1. 各地が権利侵害及び模倣品・粗悪品の摘発作業を政府のパフォーマンス評価システムに盛り込み、そして社会治安総合管理評価の範囲の中に取り入れてクラス別に督促検査を実施するよう推進する。（監察部、中央綜治弁、指導グループ弁公室が担当する）

2. 権利侵害及び模倣品・粗悪品の問題が顕著な地区には、法執行を強化し、期限を切って是正するよう督促する。（指導グループ弁公室、監察部が担当する）

3. 行政監察と責任追及を強化し、不十分な職能履行により、地区的・体系的な権利侵害及び模倣品・粗悪品問題が発生している場合には、現地政府の責任者及び関連する監督部門の責任を厳正に追及する。(監察部が担当する)

(六) 誠実信用体制の構築を加速すること。

1. 権利侵害及び模倣品・粗悪品の摘発を、社会誠実信用体制を構築する上での突破口及び重要な手引きとして捉えて、誠実・自律・信用遵守・相互信頼との社会的な信頼環境を築くよう努力する。(指導グループ弁公室、人民銀行が担当する)

2. 企業及び個人経営者の誠実信用履歴ファイルを構築し、その身元情報や信用情報を記録し、信用情報システム間の連結・交信を推進して、情報の共有化を実現する。(指導グループ弁公室、工業・情報化部、公安部、農業部、商務部、文化部、人民銀行、税関総署、工商総局、質検総局、新聞出版総署(版権局)、林業局、知識産権局、食品薬品監管局が担当する)

3. 規定違反や信用喪失への懲戒体制を整備し、権利侵害及び模倣品・粗悪品関連行為を実施した企業や企業法人、違法行為責任者を「ブラックリスト」に載せ、金融機関が企業の誠実信用状況を銀行からの与信と関連付けるよう推奨する。信用情報の照合・開示制度を構築、整備して、企業及び個人経営者の誠実信用意識が高まるよう導く。(指導グループ弁公室、人民銀行がリードする)

三. 権利侵害及び模倣品・粗悪品の摘発への参加を国民に呼びかけること

(七) 社会的監督の役割を十分に果たさせること。

1. 権利擁護支援・通報クレームプラットフォーム及び通報対処指揮用情報化プラットフォームの構築を強化し、通報・クレームの受付対処体制を整備し、通報・クレーム用ホットライン及びネットワークプラットフォームの役割を十分に果たす。賞金付き通報制度を確立、整備し、奨励経費を確保して、一般公衆による権利侵害及び模倣品・粗悪品関連行為の通報を奨励する。(財政部、農業部、商務部、文化部、税関総署、工商総局、質検総局、新聞出版総署(版権局)、林業局、知識産権局、食品薬品監管局がそれぞれ担当する)

2. 法に照らして権利侵害及び模倣品・粗悪品関連事件を政府情報公開対象範囲に取り入れる。事件を処理した後に、関連規定に従い事件の主体に関する情報、事由及び処罰状況を公開し、社会的監督を受けながら、企業と経営者への警告とする。(農業部、商務部、文化部、税関総署、工商総局、質検総局、新聞出版総署(版権局)、林業局、知識産権局、食品薬品監管局がそれぞれ担当する)

(八) 宣伝教育を強化すること。

1. テレビやラジオ、新聞刊行物、インターネットなど各種の配信ルートを活用して、権利侵害および模倣品・粗悪品の摘発に関する政策と対策や業務の進展及び成果と効果を大きく宣伝し、関連の法律法規と政策を解読し、ニセモノ識別・詐欺防止知識を普及させ、イノベーション創出に着眼して信義誠実を守って経営する企業を宣伝し、典型的事件を暴露することによって、犯罪者抑制を図りながら、一般公衆が権利侵害および模倣品・粗悪品を自発的に排斥するよう啓発、誘導する。(指導グループ弁公室、中央宣伝部、新聞弁がリードする)

2. 知的財産権保護のリーガルサービスを強化し、知的財産権保護の企業浸透、コミュニティ浸透、学校浸透、ネットワーク浸透などのイベントを実施する。(指導グループ弁公室、中央宣伝部、司法部、農業部、商務部、文化部、税関総署、工商総局、質検総局、新聞出版総署(版権局)、林業局、知識産権局、食品薬品監管局が担当する)

3. 指導者幹部や行政法執行および司法担当者、企業管理担当者向けの知的財産権研修を行う。(指導グループ弁公室、公安部、司法部、農業部、商務部、文化部、税関総署、工商総局、質検総局、新聞出版総署(版権局)、林業局、知識産権局、食品薬品監管局、高法院、高検院が担当する)

4. 全国の知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売の摘発に関する特別プロジェクト活動の成果のオンライン展示を基に、宣伝・教育・警告等機能を一本化する権利侵害及び模倣品・粗悪品の摘発作業用プラットフォームを構築する。(指導グループ弁公室、中央宣伝

部、広電総局、新聞弁が担当する）

四．権利侵害及び模倣品・粗悪品摘発作業への保障的措置を整備すること

（九）手配・指導と統合調整を強化すること。

1．地方人民政府が自地域での権利侵害及び模倣品･粗悪品の摘発作業について全責任を負い、権利侵害及び模倣品・粗悪品に関する重点エリアと重点市場の摘発を統括指導、調整するよう推進する。（指導グループ弁公室が担当する）

2．監視強化の具体策を策定し、基層での作業展開を指導、督促し、確実に監督責任を負う。（農業部、商務部、文化部、税関総署、工商総局、質検総局、新聞出版総署（版権局）、林業局、知識産権局、食品薬品監管局がそれぞれ担当する）

（十）関連の法制度を整備すること。

1．権利侵害及び模倣品・粗悪品の摘発関連の法令・法規と規程の改正を検討し、刑事罪の確定と量刑基準の整備を推進し､権利侵害及び模倣品･粗悪品関連行為への懲罰を厳しくし、法に照らした権利侵害及び模倣品・粗悪品関連行為の効果的な摘発に対し強力な法制度上の保障を提供する。（公安部、知識産権局、法制弁、高法院がリードする）

2．関連する検査・鑑定基準を健全化する。（質検総局、農業部、商務部、文化部、衛生部、税関総署、工商総局、新聞出版総署（版権局）、林業局、知識産権局、食品薬品監管局が担当する）

3．国境を跨いだ組織的な知的財産権犯罪､インターネットなどの新技術を悪用した権利侵害及び模倣品・粗悪品をめぐる行為について、相応しい法執行監督対策を検討、整備する。（公安部、農業部、商務部、文化部、税関総署、工商総局、質検総局、新聞出版総署（版権局）、林業局、知識産権局、食品薬品監管局がそれぞれ担当する）

（十一）法執行力の養成を強化すること。

1．法執行要員の業務と気風の養成を強化し､作業レベル及び法に照らした行政力を高める。厳格な法執行、規範的な法執行、公正な法執行、丁寧な法執行となるよう、資格証明を取得した法執行要員の勤務及び資格管理制度を厳正に実施する。（公安部、農業部、商務部、文化部、税関総署、工商総局、質検総局、新聞出版総署（版権局）、林業局、知識産権局、食品薬品監管局がそれぞれ担当する）

2．基層の行政法執行職員を補充し、刑事司法による権利侵害及び模倣品・粗悪品関連犯罪を摘発する専門力を強化し、監視の重心を下級へ移動して、総合的な法執行及び連携的な法執行を推進する。（中央編弁、公安部、農業部、商務部、文化部、税関総署、工商総局、質検総局、新聞出版総署（版権局）、林業局、知識産権局、食品薬品監管局が担当する）

3．権利侵害及び模倣品・粗悪品の摘発作業のための経費を確保して、法執行用設備及び検査・測定の技術的条件を改善し、法執行の監視力を高める。（財政部、公安部、農業部、商務部、文化部、税関総署、工商総局、質検総局、新聞出版総署（版権局）、林業局、知識産権局、食品薬品監管局が担当する）

（十二）国際的な交流・提携を強化すること。

1．多国間・二国間の法執行提携体制を確立、整備することにより、国境を跨ぐ権利侵害及び模倣品・粗悪品行為の摘発力を一層高める。（商務部、公安部、税関総署、工商総局、質検総局、新聞出版総署（版権局）、知識産権局が担当する）

2．企業の知的財産権の海外アラート・権利擁護・係争解決体制を確立、健全化することにより、対外貿易や投資に当たる企業の知的財産権保護・運用力の向上を図る。多国間・二国間の知的財産権関連の交流を強化し、互恵協力を深める。国際知的財産権に関する法規定・政策及び動的情報の資料ライブラリーを構築して、先進的な経験を学び、参考にしながら、わが国の知的財産権保護の水準を高める。（商務部、税関総署、知識産権局が担当する）

各関連部門は、知財権侵害と模倣・粗悪製品の製造・販売に対する摘発の更なる徹底の重要な意義を充分に認識し、前記の役割分担に従って、本部門が関る部分に対し更に分解して細分化し、具体的措置の策定を早め、その徹底を真面目に推進しなければならない。複数の

部門や組織が関る場合、リード部門は確実に責任を負って計画案配し、他の部門は密接に協力しなければならない。指導グループ弁公室は、上手く計画案配し、各項目の進捗情況をタイムリーに把握し、重大な問題については直ちに国務院に報告しなければならない。国務院弁公庁は、関連任務の徹底情況について適時に督促・検査を行う。

国務院弁公庁
2011 年 12 月 28 日

出所：
2012 年 1 月 20 日付け中華人民共和国中央人民政府ホームページ（下記 URL）を基に、JETRO 北京事務所にて日本語仮訳を作成。
http://www1.www.gov.cn/zwgk/2012-01/20/content_2049684.htm

2014年、2015年の模倣品・海賊版対策に関する主要動向

２０１４年２月	○マレーシア国内取引・協同組合・消費者省（MDTCC）を日本に招聘
	○インドで裁判官向け知財セミナーを開催［インド/デリー］
	○ベトナム知的財産関連政府関係者を日本に招聘
８月	○ミャンマーで最初の真贋判定セミナー開催[ミャンマー/ネピドー]
１０月	○インド税関を日本に招聘
１１月	○知的財産保護官民合同訪中代表団派遣（実務レベル）[中国/北京]
１２月	○JETRO とベトナム税関総局が模倣品の水際取締り強化への協力で合意
２０１５年１月	○知的財産保護官民合同訪中代表団派遣（実務レベル）[中国/広東]
	○ベトナム知的財産関連政府関係者を日本に招聘
２月	○アラブ首長国連邦（ドバイ）政府関係者を日本に招聘
	○ミャンマー税関を日本に招聘
３月	○中国最高人民法院を日本に招聘

※本報告書は 2015 年 6 月 17 日時点の情報に基づくものである。

政府模倣品・海賊版対策総合窓口
経済産業省製造産業局模倣品対策室

住所：〒100-8901　東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1
Tel：03-3501-1701（9:30～12:00、13:00～17:00）
Fax：03-3501-6588
URL: http://www.meti.go.jp/policy/ipr/